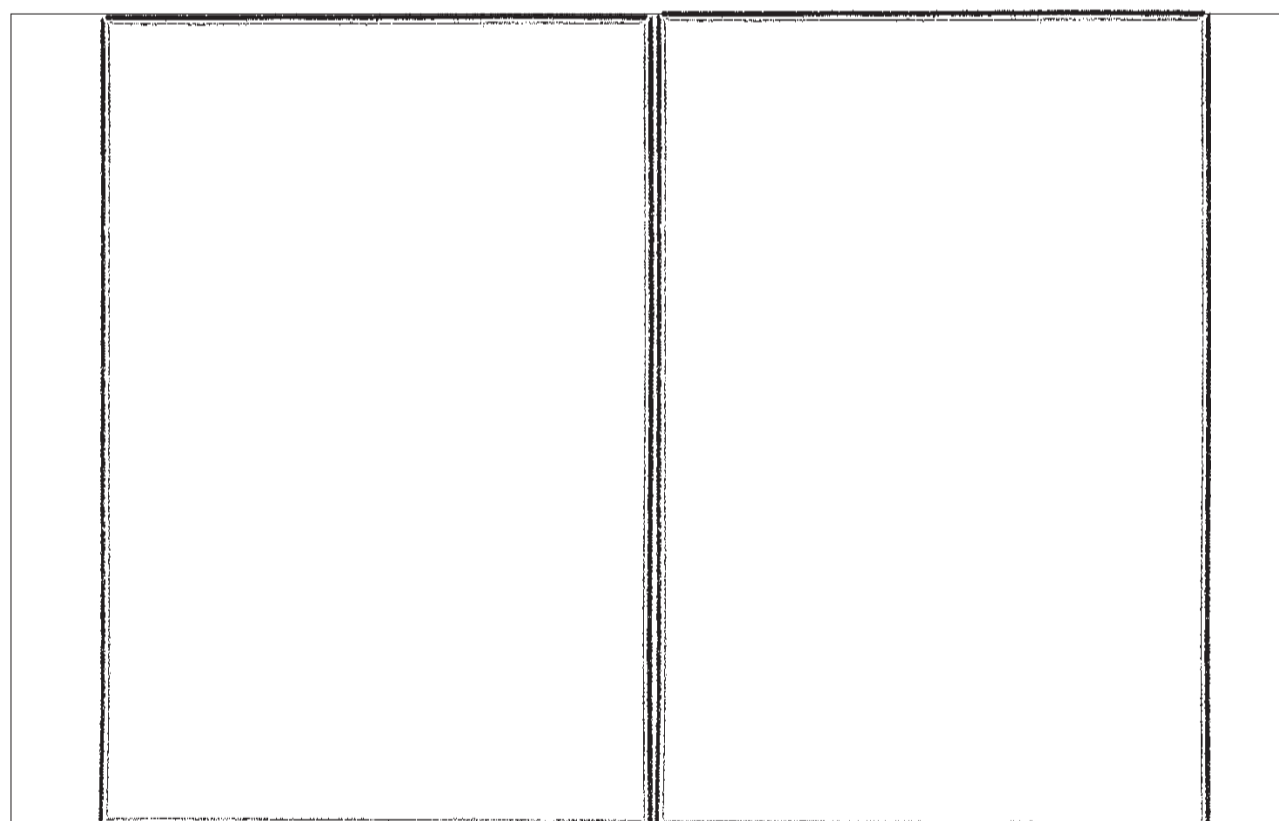
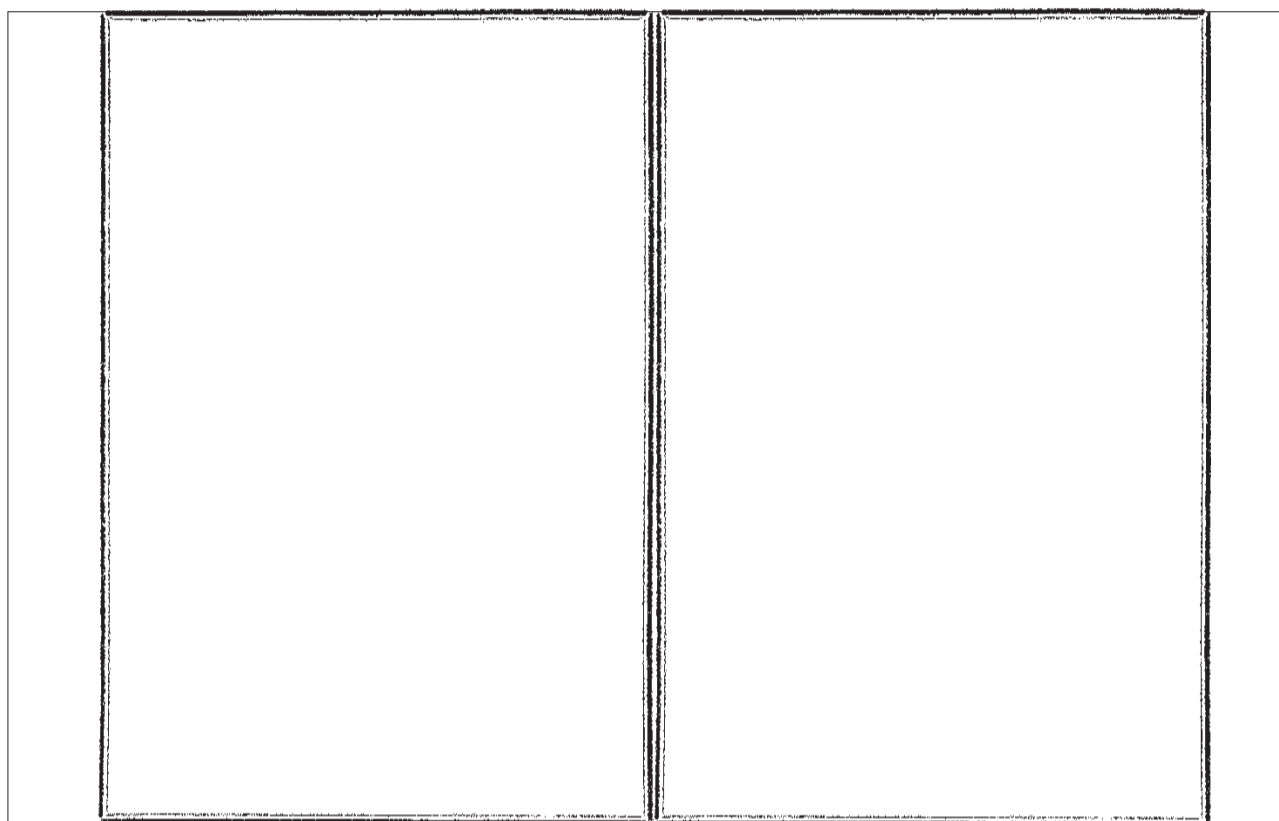


議事速記録第三十七號

昭和三年第二十二次居留民會
通常會議事速記

天津居留民團



議事録目次

第一日

◎事務報告

第一、大正十五年度昭和元年度居留民團歳入出決算承認の件

第二、大正十五年度昭和元年度特別會計電氣歳入出決算承認の件

第三、特別會計土地家屋買収費歳入出決算承認の件

第四、衛生費徴收條例改正の件

第二日

第一、冷蔵用水塊配給暫行規程

第二、電氣供給規程中改正の件

第三、天津日本青年會補助金の件

第四、昭和三年度居留民團歳入出總豫算案

第五、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案

第三日

第一、昭和三年度居留民團歳入出總豫算案（第二日の續き）

第二、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案（第二日の續き）

第三、埠頭築造請負人に對し損害補給並に賞與金支出の件

第四日

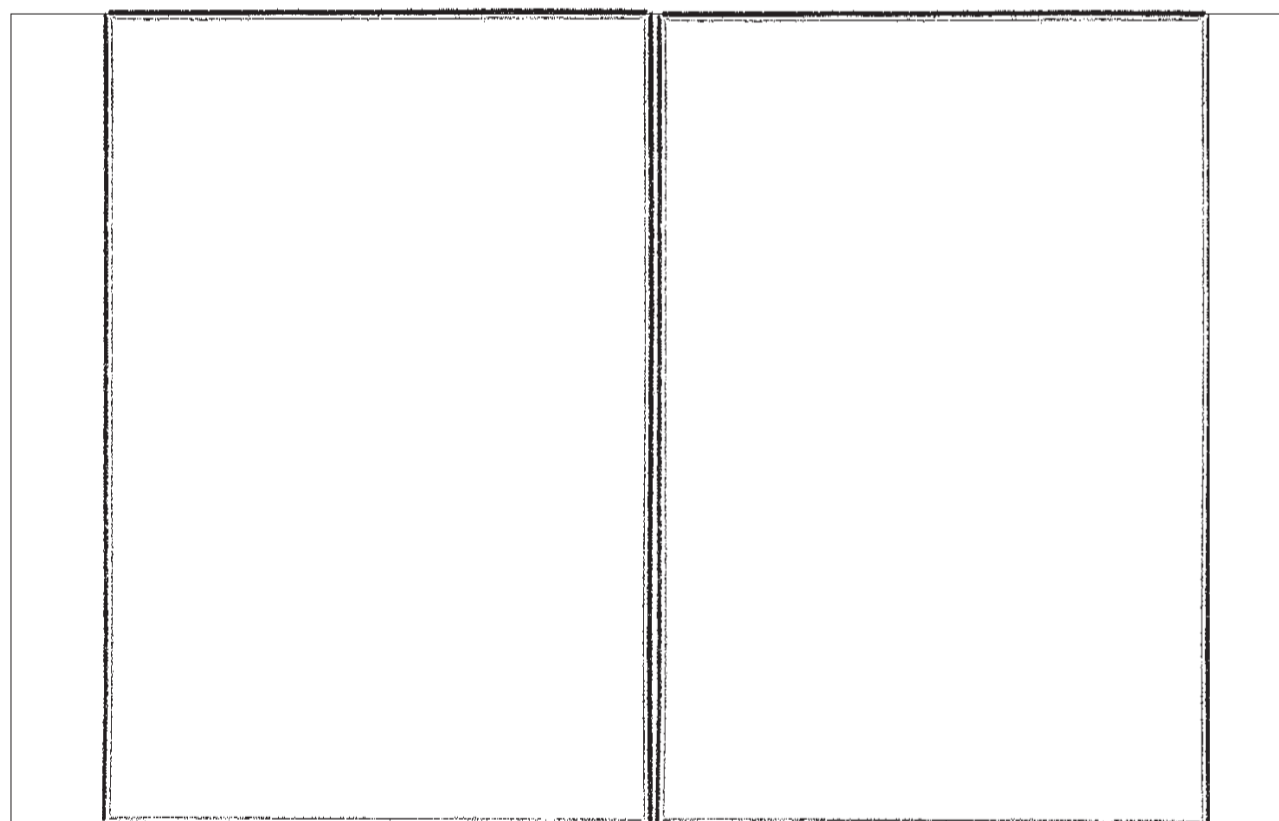
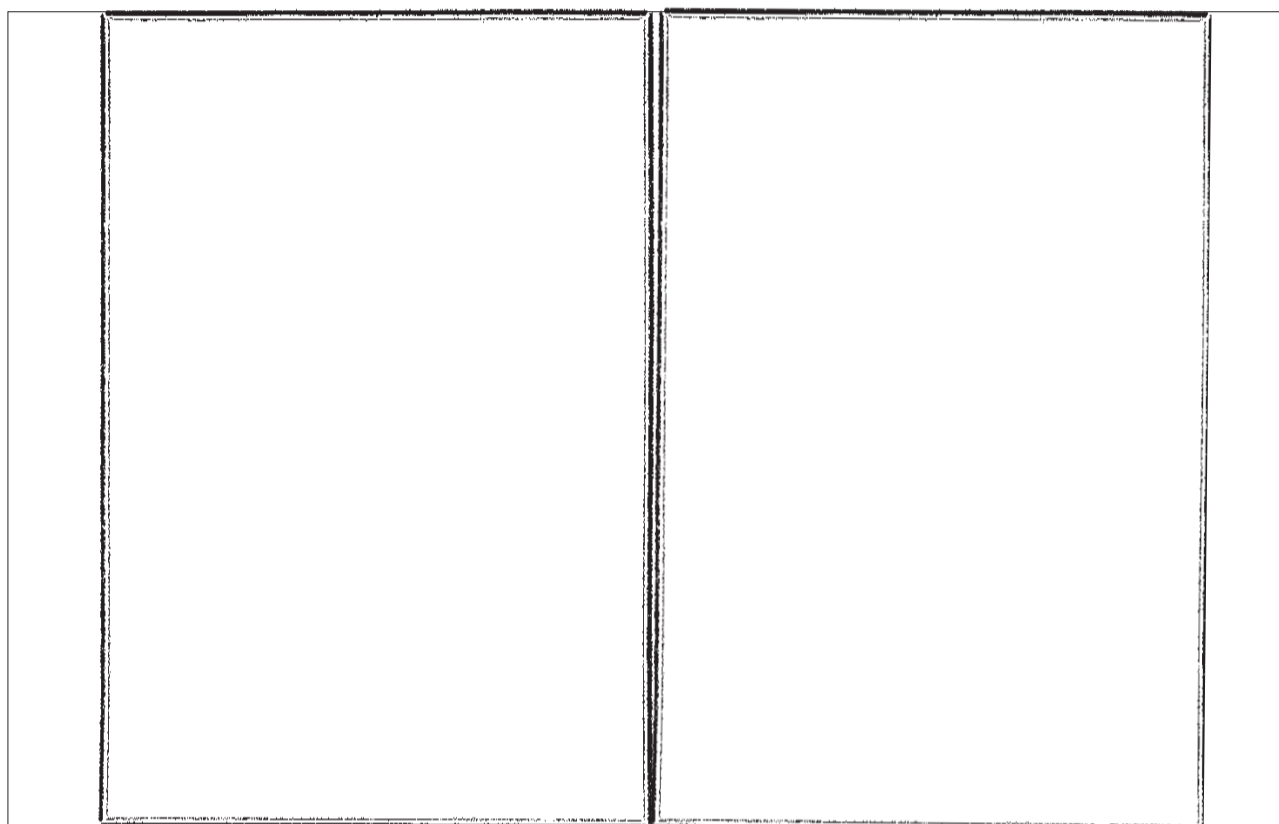
第一、電氣供給規程中改正の件（第二日の續き）

第二、昭和三年度居留民團歳入出總豫算案（第三日の續き）

第三、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案（第三日の續き）

第四、埠頭築造請負人に對し損害補給並に賞與金支出の件（第三日の續き）

第五、民團會計検査委員補選選舉



昭和三年第二十二次居留民會通常會議事速記録

第一日

昭和三年三月二十三日於公會堂

一、報告
一、昭和二年居留民會事務報告

議事日程

- 第一、大正十五年度居留民會出入決算承認ノ件
- 第二、昭和十五年度特別會計電氣歳入出入決算承認ノ件
- 第三、特別會計土地家屋買収費歳入出入決算承認ノ件
- 第四、衛生費徴收條例中改正ノ件
- 第五、電氣供給規程中改正ノ件
- 第六、天津日本青年會補助金ノ件
- 第七、昭和三年度居留民會歳入出決算豫算案
- 第八、昭和三年度特別會計電氣歳入出決算案

(1)

(2)

第九、埠頭築造請負人ニ對シ損害補給並ニ賞與金支出ノ件

第十、民會會計検査委員補選案

出席議員 三十九名

議長 吉田房次郎	田中錫太郎	永安平吉	上野野
白井忠三	古田治四郎	矢澤千太郎	森川照太
天野仙次郎	金山喜八郎	有留重利	木田岩吉
牧尚一	砂田實	好富道明	勝田重直
大澤大之助	富成一二	山川眞	池田重直
相原俊夫	田村留藏	兒島鷲鷹	池田重直
石川通	千葉初藏	田村俊次	利根川久
池田善吉	佐藤政作	遠山猛雄	山上海逸
榎垣泰興	眞藤樂生	川島範夏	星野順次郎
岡本久雄	永井忠一		
野崎誠近			
會長 白井忠三	出席行政委員 九名		
上野壽	牧尚一	田村俊次	利根川久
大澤大之助	砂田實	永井忠一	相原俊夫

午後五時開會

○議長(吉田房次郎君) 只今迄に御參集になつた議員の御方は三十二名でございます。法定數に達して居りますから之から通常民會を開會致します。今回は通常民會でございますから例の如く主なる議案は豫算でございますが、近年租界の財政も非常に膨張致しまして、百拾何萬圓と電氣の六拾何萬圓といふ膨大な豫算になつて居ります。充分御審議ならんことを希望致します。恒例に依りまして總領事の招集の辭がございますから暫時御静聽を願ひます。

○總領事(加藤外松君)

本日から第二十二次通常民會を開くことになりました議案の主なるものは大正十五年度の歳出入決算及昭和三年度の豫算案並之に關聯する諸議案であります。近頃有志の方々が集つて話合をなすつてお出でになりましたといふ埠頭築造請負人に対する損害補給並賞與金支出に關する件も本回の通常民會の議案の一つとして提出されて居ります。此の問題に就きましては昨夜の協議會に於きまして相當意見の交換もあつたことでありまして諸君も大体問題の内容に就きましては充分御承知の答へて居りますが、元々埠頭の事業といふものは天津にある民團と致しましては随分の大事業の一つであります。此の事業に關して苟も將來に不愉快な懸想を致すやうなことがありましたら當の責任者、當時の民團關係一同のものと致しましては誠に残念な次第でありまして、私は只此の問題が大局から考へて極めて適當であり、天津としては誠に無理のない解決であるといふ意味に於て此の問題が結末を告げむことを衷心希望して止まない所でありまして、會期は五日となつて居ります。慎重御審議あらむことを希望致します。

(3)

(4)

○議長(吉田房次郎君) では議事に入る前に議員の移動報告を申し上げます。遠藤盛彌君、池田三男也君の兩君が辭任されましたから一寸御報告申し上げます。此度の通常民會議事録署名者は兒島鷲鷹君、石川通君の御兩君にお願ひ致します。夫れでは昭和二年居留民會事務報告に移ります。

○行政委員會長(白井忠三君)(巻壇)

恒例に依りまして過去一年間の民團の行政事務の報告並に將來の方針に就きまして概略を申し上げます。過ぐる昭和二年は昭和の聖代を迎へた事實上の第一年として就きまして記念すべき年であり、我民團も施政二十週年を迎へた記念すべき年でありました。此の年に於きまして民團行政上の治績を顧みますと相當に重大なる案件が決定され實施されました。其の效果も亦相當の功績を擧げて居りますことは誠に御同慶に堪えないことと思ひます。其の中の主なるものは四五報告書に載つて居りますが、洩れて居ります事柄を申し上げます。第一は工巡費の實施といふことでございます。御承知の如く従來民團の税制上の一大賦税でありました所のものがありまして工巡費の實施といふことに依つて補はれたのであります。尤も此の工巡費の特長は從來の色々な課税の中多くは見立割といふ風な賦課標準の曖昧なものがありましてに拘らず、此の工巡費は一定の標準即ち住んで居る若しくは使つて居る家屋の賃賃價格を標準として税金を賦課する上から、賦課標準が明確であるといふことで、非常に課税者の間に好感を持って居りまして、例へば家賃の年額の百分の幾つといふ風にはつきり極つたものを入れたいたのですが、百分の一から十迄の間或は六迄の間といふ風な大きな幅がある爲にお隣同志同一家に任

(5)

んで居りながら税金に等差があるといふ風な非難が相當ござりますが、之は順次改正されて行くことでありまして、大体に於て此の課税の標準といふものは據り所があるといふことにて納税者をして好感を懐かせて居ることは明らかであります。今一つは此の工運費に選挙権が伴つて居らんといいふことの爲に可成り苦情が出たのであります。之は少くも親切に取扱つたらば此の苦情も出なかつたのでありませうが、其の點に欠けて居つたが爲に工運費に従来營業課金又は取得課金から移つたものが選挙権を失ふといふことを氣付かずして居つた爲に可成りの不平が監督官廳邊り迄申出られたといふことでもあります。此の意味に於きまして今年度からは工運費の納入告知書には、之には選挙権を伴はないといふことを明記して配布するといふ方針にして居ります。自然右のやうな不平も一掃されるだらうと思ひます。而して此の工運費はどんな風に實施されましたかといふと、事務報告の中に示してござりますが、合計二千四百九十九人の負擔者でありまして五萬餘圓の納税額になつて居ります。併し此の中に従来營業課金を納めて居つたもので工運費に代つたものがあるものであります。夫れは四百二十五人、合計金額三萬一千九百圓であります。又従来取得課金を納めて居つた人で工運費に移つたものは四十三人で四千餘圓の額になつて居ります。此の二つを除きますと結局特に出費といふ税目が出来た爲に民團の行政費の一部を負擔することになつた新規の納税者が一千五百八十一人、金額にして約二萬六千餘圓になりまして、諸君從來千五百八十何人といふ當然租界内に居住して何程かの公課金を負擔しなければならなかつた人が減れて居つたのが、此の税の制定に依つて納税者が出來て、賦課の均衡を得ることが出来たといいふ結果になるのであります。尙御参考に本年度の豫算として昨年三月の通常民會で申上げた金額が二萬一千九百圓であり、結局豫算よりは約五千九百圓多くの増収を得ることが出来たのであり

(6)

ます、之は只今申すやうに此の税金は追々といふ規則の上に設けられて居ります。御承知の如く申して商賣して居るものは家賃の百分の幾つを納めれば宜い、商賣して居ない人は家賃の幾つ々々を納めれば宜いといふ率なものが極まりましたらば極めて公平な、納税者をして極めて満足せしめる程目となるのであります。第二に申上げて置き度いことは團長の發電所が出来上つたといふことでもあります。御承知の如く随分長い間の議論の結果、大正十一年十一月に團長を開始して以來、約五年目の昨年の十月に民團は自ら發電所を持つことが出来たのであります。之に對して、誠に居留民一同の幸福とする所でありませうが、尙發電所の開始以來二三停電が有りました。御迷惑を掛けたといふこともありません。當時係の者から新聞等で報知して居ります。發電所として斯ういふ風な状態も免れないことではありましたが、今後尙如何なる故障が起るとも限りませんので事務報告の中にあります。從來供給を受けて、居りました佛蘭西の電燈會社に萬一故障のあつた時は線を直ぐ繋ぎ替へて送電して貰ふといふ意味の協定を遂げてあります。事務報告の二百五十五頁にも手紙の内容がありますが、或一定の料金を極めて置きまして五時間でも七時間でも送つて貰ふといふ協定が遂げてあります。此の協定を厳密な意味から申しますと一種の契約として民團の御承認を求めるといふ意味のものであつたかも知れませんが、行政委員会として斯様な協定を確保取つて置いたのであります。此の機会に於て御承認を得たいと思ひます。復々電燈事業も非常な増加の状態でありまして、後から電氣に關する豫算の時申上げますが、兎に角大正九年に電氣の團營に關する調査會が調べた時豫想した昭和二年度に於ける電力の需要高は最高八百五十キロといふことであつたのであります。昨年十一月に於て既に千三百キロといふ大きな電力を要

(7)

することに於て居ります。大正九年頃の豫想から云ひますと五割以上の需要があるといふ。今後此の趨勢では尙非常な減り方はしないで進まると考へて居るのであります。尙電氣の問題に就ては供給規程の改正案も出て居りますから詳しい御質問は其の時伺ひたいと思ひます。第三は埠頭工事の完成といふことでもあります。埠頭事業其のもの、完成とは申されませんが、工事は完成は昨年七月二十六日に見まして、竣工式を挙げたのであります。之も昭和二年度に記念すべき出来事でありました。只残念なことは開口の埠頭地買収といふことが政府にお願いした團體が成功致しませんでした。尙未解決のまゝ残つて居ります。之は將來に於て是非共同で解決しなければならぬ問題であります。尙電氣の通り出口街の陸軍會館の部分が軍との協定が遂げられませんでした。尙未解決のまゝ残つて居ります。此の問題は幸に其後軍と民團との協定が極めて順調に進みまして陸軍に申請する上京中でありましたが、來年度早々此の協定に依つて代りの家が建つならば、あの部分は直に切り取つて完了することになつて居ります。今一つ埠頭事業に伴つた問題としては御聖の如く我租界の前面に遼分港山の泥が溜つて居るのであります。此の泥を然るべく取除いて貰はなければ埠頭を利用することが出来ないのであります。之に就ては現に一部の方々の間に租界の後の水溜りを埋める計劃があります。民團自らも持つて居る水溜りがありますので此の埋立といふやうなことも開始することが出来れば都合が宜いのであります。民團財政の都合上直に埋立する餘裕もございません。尙又民團の盛衰の増減も無くなつてしまふといふことも民團の方の問題として考慮しなければならぬことでもあります。

(8)

民團土地埋立といふことは一兩年の中に何うかと思ひますが、併し他の部分の埋立といふことは是非民團として助力して此の計劃を完成させてさうして日本租界の前面に溜つて居る泥を其の埋立てに使はして船の着くに差支ないやうに吾々は努めたいと思つて居ります。此の埠頭が何時になつたら使へるかといふことは新聞でも御承知の通り先頃豫算の編成に際して中島理事が海河工程局に質問した所が、色々準備仕事が終つて九月一日には開港なく長さ二百五十尺位の船が日本租界に着くことが出来るやうにする積りです。但し今申す泥の拾場を貴下の方でも充分考慮して貰ひたい、拾場が無いといふことは非常に困るといふやうな話があつたのであります。昨晚の協議會で申上げたやうに、此の事業を完成させると否とは租界の發展上非常に關係のあることであると思ひます。尙埠頭工事に關聯致しまして花旗銀行に七十二萬圓の團債を持つて居ります。期限は明後年十一月まで二年程ありますが、其の二年目にすばつと七拾萬圓の大金を返さなければならぬ約束になつて居りますので、昨年開口附近の團債と共に政府に貸下をお願いしてありますが、未だ此の方はすばつと進んで居りません。其處で極めて最近に實は花旗銀行に五年の期限をも少し延ばして貰ひたいといふ交渉を試みて來ましたが、遂に昨日でも返して行くから期限をも少し延ばして貰ひたいといふ交渉を試みて來ましたが、遂に昨日でも返したか支配人が非常に心好く吾々の計劃を聞いて呉れまして自分には非常に満足な尤もな提案と思ふから早速本店の方に云つてやらう、自分の裁量し得る額でない相當に大きな額であるので本店の返事を持つて御返事致します。と云つて居りました。若し期限の延長を承知して呉

れました時は改めて臨時民會に於て諸君の御協賛を得ることに致します。

第四に申上げ度いのは高等女學校と幼稚園が團體になつたといふことであります。之も御承知の如く幼稚園は構きまして、高等女學校は随分長い間民會の議論の種でありまして、見方に依つては民會の行政の圓滑な進行の上に相當障礙を與へる案件であつたのであります。夫れが解決して昨年からのいよ／＼團體になりました。校舎も不満足な新築され新しい教授も二名増聘されまして昨今の成績は分りませんが、兎に角團體としての名實共に進歩するといふことになつたのであります。一方幼稚園も、團體になつたといふことの影響でありますか、志望者も漸く増えまして之亦従来の校舎では狹隘を告げる爲に本年度の豫算に於て増築するといふやうな發展を遂げつゝある譯であります。

第五は財團法人の共益會が設立されることに昨年暮の臨時民會で決定したのであります。民團行政上の一進歩である所の行政の分轄といふことが財團法人の設立と共に進歩するものであります。御決議を経た後監督官廳の方に設立の正式の願書を出して置きましたが、監督官廳としても此の法人設立後に於ける之を取締るべき指令を制定する必要があるといふことであります。夫れに對する色々な御研究の結果本月初にいよ／＼其の指令案と共に本省に法人設立願が申達されたのであります。恰度本年の今上陛下の御即位大典の記念として財團法人共益會が天津に設立されることになつて居ります。此の共益會が出来上りますれば此の會の全なる仕事が教育の改善と赤實といふことであります。女學校にしろ小學校にしろ現在以上完全なものになることが出来やうと思ひます。序でに小學校の方も御承知と思ひますが、最近大連、旅順の上級學校に

直後に於てお亡くなりになりました。行政委員會は氏の御功績に對して深く感謝の意を表しまして、殆んど團體に近き方法を以て同君の靈を慰めたのであります。以上過去に於ける御報告であります。將來の方針と云つても別に大袈裟に申上げることありません。豫算案の時詳しく申せば宜いのですが、極く大体を申しますと、行政委員會は昨年一層租界内の財界が不況に陥つて居るといふことに十二分の考慮をして居りました。出来得る限りは居留民の負擔の軽減を計り度いといふことの主義を持つて居ります。其の一端を致しまして、今回電燈料の幾分を低減致し度いといふ案を提出して居る譯であります。又精糖には低價買収土地を出来るだけ早く利用すること、或は埠頭の利用出来るだけ早くすること、といふやうな方面から歳入の増加を計りまして同時に道路とか上下水道といふやうなものを能く限り早く完成して消極的ではあります。居留民の生活の上に補ひとなり助けとなる施設を完成致し度いといふことを考へて進んで居るのであります。詳しくは豫算の時申上げることにして致しまして、終りに臨みまして毎年特別委員として課金調査委員並法規規調査委員が一ヶ年間者々の行政委員としての仕事に十二分の御援助を下さいましたことを此の機会に於て厚く御禮申上げます。本年も尚引續き特別委員の御助力を仰ぐ次第であります。之を以て報告を終ります。

○議長(吉田房次郎君)
只今白井會長から昨年度の民團事務報告がありました。之に對する御質問がございまして、何うか。

○永安平吉君 昨年四月から始められました保潔課のことに就て一寸御尋ね致します。衛生費は民團當時に比して團體になつても決して料金を上げないといふ御聲明があつたに拘らず料金が非常に上つて居る。之は大體事實調査をなさつたらよく判明するだらうと思ひます。此の料金は本年度に至つて引下げられるお積りであるか、此のまゝと押し行かれるか。

○行政委員會長(白井忠三君)
之から四五番目の議案に衛生費改正案が出てありますが大体に於て引下げる考の許に進んで居りますが、尚今の御質問の從來より高いといふ非難の點に就ても簡単に申上げると一部には確にありますが、お拂ひになる方でも誤解がありまして、從來糞尿の取捨に對して幾分か拂ひ、汚水の取捨に對して幾分か拂ひ、二口拂ひ居つたものが、二口合せて見ると民團の衛生費が高いといふこといふ誤解をされて居る方があります。長く天津に在居る方で十數年前の衛生費の標準のまゝで居る方があつて、夫れなどが今度隣り近所の振合を較べて見ると大分上つたといふ風な御非難の點もありますが、二三のさういふ特例は誠に止むを得ないのであります。全体を通じては從來お拂ひになつて居るものより安くさせるといふ方針の許に進んで居ります。從來のものが特に安かつた分を此の際相當の増額に御幸抱願はなれば民團の仕事としての振合上均衡を得ないといふ風なことも思ひますが、之は衛生費徴收條例改正案の所で尙充分御討議願ひ度いと思ひます。

○兒島登啓君 只今御説明を伺ひましたが、糞尿拾場が必要な爲に白河の泥を運ぶことが出来ないといふ御話でありましたが、糞尿拾場に就て何處か豫備地でもお求めになる御準備がございませぬか一寸お伺ひ致します。夫れから舊萬國橋の柱は何時頃取れてさうして船が日本租界迄回航して来るやうになるか、夫れを一寸お伺ひ致します。

○行政委員會長(白井忠三君)

只今持つて居ります警察署が一年ですかウズ運河の水質を民団が買つて居ります、一萬何千坪の土地なのですが、附近が埋立てられると、ふ形勢になつて来ると自然民団の持つて居る土地も埋めて行くといふことになるかも知れませんが大きな土地ですから成るべく固りを埋めて買つて財政上から差支ない限り後まわしにして買ふ方が都合が宜いのであります、何うしても民団も一緒になつて埋め買はなければならぬといふことになりまして是等は水質に捨てるといふことでは到底いけません、結局汚物の焼却場といふものを考へて処分しなければならぬことになるだらうと思ひます、今の所では他に更に埋立ての地を買はなければならぬといふ事は致して居りません萬國橋の方は一寸今はつきりした記憶は持つて居りませんが、六月末日迄にビヤを取つてしまふ、さうするとドレツヂヤが上にあがつて来る事が出来る夫れから泥の浸透に掛るが伊太利側は後廻しにして日本側を浸透するから九月一日迄に船が上れるやうにする積りだといふことを海河工務局が云つて居つたと記憶して居ります。

○永安吉君 私は毎年の通常民団で自動車税の分配率に就て何時もお尋ねするのですが、昨年の民団では確かに本年度に入つたらば交渉する、さうして成るべく日本租界の分配率を列やさうといふやうなお答へを示つたやうに思ひます、所が相變らず分配率を見て見ますと日本租界は増加して居りません、其後御交渉になつたものであるか、或は御交渉ならんものか、夫れから支那側で税金を取つて居る料金は幾等であるか一寸御伺ひたい。

○行政委員長(白井忠三君) 最後の支那側のは知りませんが、後から更員からお答致しますが、自動車の問題は御説の通り何時も民団の問題になりませんが、其の爲に昨年度我が民団は各租界に向つて提案するに就きました。

は充分根據のある調査を遂げる必要がある、此の方針で調査を遂げましたのが分度お配りした事務報告の百三十五頁から百四十一頁迄の間に書いてありますが、其の百四十一頁の結論を御覽になつて居りますが、結局色々に租界の面積から比例するとか或は使つて居る道路の面積からの分配率とかいふ風な標準を以て結論へ行きますと現在の一例を買ふといふ分配率が丁度標準に打突かつて居る、日本租界が特に安過ぎるといふ議論を提出すべき調査の論議が未だ出来上らないのであります、結局は只極く抽象的に日本租界の一例は少な過ぎるから種々さぬかといふことは出来ませんが、斯ういふ譯だから日本租界は五分上げると議論すべき論議が今日迄調査した結果では出ないのであります、之は御熟讀の上豫算會議で何か諸君の中から斯ういふ風な見方によつて議論を立てれば日本租界の増額主張が出来るでないかといふ御説が何へれば極く都合が宜いと思ひます、只事務報告に書いてありますのは何うも之で満足せんとらば日本租界だけは組合から脱退して別に料金を取る他ない、さうすれば凡そ年額が現在よりは四五千弗位餘計税金を取る方法があらうといふことを書き加えてあります、併し此の方法を取るといふことが宜いとは行政委員長は極めて居りません、斯んな方法があるといふだけのことであります、私一個の考としては日本租界内が組合から脱退してさういふものを設けるといふことは四五千弗の増収にはなりません、需要の側から云へば随分迷惑な話で、結局日本租界が脱退したから組合租界が減るのでなくして、取るだけのものを餘計負擔させることになりはしないかと思ひますが、豫算會議の時充分永安君の御意見を伺ひたいと思ひます、此處で此の御質問を打切つて貰ひたいと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 他に御質問ありませんか「なし」御質問がなければ事務報告承認といふことに致しますが、宜しうございませうか。「抑起る」

○議長(吉田房次郎君) 夫れではお許しに廻してあります會計検査委員の報告であります、一寸説明して頂させう。

○田中壽太郎君(登壇) 私は民団納税検査委員の一人と致しまして大正十五年昭和元年度の検査の結果を御報告申し上げます、大正十五年の八月六日に第一期四月五月六月の三ヶ月間、其の次に大正十五年十月二十二日に第二期の七、八、九月、昭和二年三月十五日に十、十一、十二月、其の次に昭和二年五月九日に昭和二年の二、三、三月、夫れから過年度の繰越の金額を昭和二年九月六日に四、五、六月、斯ういふ風に分けて検査致しました、之は大正十五年昭和元年度の一般會計、特別會計に就きまして帳簿其他證據書類を充分調査致しまして検査を遂げました結果違法も過失もなく違算もなかつたことを御報告申し上げます。

○議長(吉田房次郎君) 只今の御報告に御異議ありませんか。「無し」と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) では異議なく承認といふことに致します、夫れでは之から議事日程に入ります、第一、第二、第三は何れも決算でございませうか一括して議題と致します、之から御説明願ひます。

- 日程第一 「大正十五年昭和元年度居留民団歳入出決算承認の件」
- 日程第二 「大正十五年昭和元年度特別會計電氣歳入出決算承認の件」
- 日程第三 「特別會計土地家屋買収費歳入出決算承認の件」

○行政委員長(白井忠三君) 只今議題になりました三案に就きまして御説明致します、大正十五年昭和元年度歳入は經常、臨時合せまして九拾參萬七千五百九拾九兩六錢、歳出は經常臨時を合せまして八拾六萬貳千九拾九兩九錢、引七萬六千八百六拾九兩六錢、昭和二年年度の繰越されたのであります、此の繰越金の内訳は決算書に示してあります通り各科目別にすれば増減が異なりますが、結局歳入經常部に於きまして四萬一千八百五拾九兩九錢、臨時部に於きまして三十五萬九千九百九拾九兩六錢、臨時部で一萬七千九百八拾九兩二錢、夫れから歳出に於きまして一萬三千五百六拾九兩六錢、臨時部で一萬七千九百八拾九兩二錢、其の計が三萬一千五百五拾九兩六錢、臨時部が出たのでございませう、此の歳入増加と支出の削減とに依りまして只今申上げました七萬六千八百六拾九兩六錢の繰越金が出たのであります、夫れから各科目別に就きまして其の増減の理由は御覽の通り下段に夫れを記入してあります、例に依りまして一千五百以上の増減に就て説明致したいと思ひます、先づ歳入經常部の多かつた結果でございませう、同じく第二項の取得金三千七百九拾九兩六錢の増は新築家屋の多かつた結果でございませう、同じく第三項の取得金三千九百八拾九兩六錢の増は支那人に賦課します結果でございませう、同じく第四項の營業課金八千三百五拾七兩六錢の増は支那人營業の増加した結果でございませう、第四項の營業課金三千五百七拾九兩六錢の増は支那人營業の増加した結果でございませう、第四項の營業課金三千五百七拾九兩六錢の増は支那人營業の増加した結果でございませう、多かつた結果であります、第三項の水道料の三千六百五拾七兩八拾九兩六錢の増は新築家屋の増加に伴ひまして専用水道使用者の増加の結果でございませう、第五項の營業課金第一項營業人力車千五

(16)

(15)

(14)

(13)

百拾五の増収は通行車数が増加した結果でございます。第三項自入人力車千三百四拾八の増収も同じく通行車数が増加した結果でございます。第四項自動車及自動自転車千三百七拾九の増収は之も漸次自動車を使用する者が増加を致した結果でございます。第六項財産出生収入第二項預金利息千五百九拾九の増収は銀行預金の多かつた結果でございます。第七項雑収入第三項請願巡捕千三百四拾の増収は請願者の多かつた結果でございます。第四項教育費國庫補助金千九百四拾一の増収は銀相場が下落した結果でございます。第五項の電車公司の利益配當金千九百九拾三の増収は配當額が多かつた結果でございます。第八項の人力車、中、車登録費千四百六拾九の増収は、之も登録者数が増加した結果でございます。第十項の雑収の一萬七千七百七十一の増収は過年度収入土地家屋賃借本下附とか或は不用品の拂下といふものが豫算より多かつた結果でございます。次は臨時部の第四款財産出生収入第一項預金利息千三百四拾參の増収は、臨時預金を一時預金致しましたが其の期間が少し長くなつた爲に利息が多くなつたのであります。次は歳出臨時部の第四款土木費第三項器具費四千七百七拾六の増収は、排水自動車の大きいものがこられました爲に新調致した結果、豫算より多くなつて居ります。第四項修繕費三千二百拾八の増収は、各工事項目費の安かつた爲に豫算額を要しなかつた結果でございます。第六項リ、エヌ運河組合費負擔額一千七百拾九の減収は、割當額が少なくなつた結果でございます。第九項の再燃費一千五百七拾八の減収は、電球補給が割合少かつた結果でございます。第十項の巡捕の被服費二千八百五拾二の減収は、新調被服が少かつた結果でございます。第十一項の雜費、千二百九十一の増収は、遭

難巡捕の治療を要した結果であります。其次が歳出臨時部第二款土木費第一項下水噴築築造費四千九百四十七の減収は、伏見御他四街の請負人札額が低廉であつた結果であります。第三項の營經費二千八百六十二の減収は、苦力宿舎の模様替をした結果でございます。第四項は、エヌ運河の門門移轉費分擔費五千五百の減収は、移轉しなかつた結果であります。第三款水道費第一項水道管敷設費二千八百三拾七の減収は、鉛管其他の必要が少かつた結果でございます。第六款公園費第一項營繕費二千四百三拾四の増収は、公衆便所模倣等の結果であります。第三項堀抜井戸の新設費二千四百三拾四の減収は、請負額の安かつた結果でございます。第七款衛生費第四項試驗用器具費一千二百三十二の減収は、器具の購入が少かつた結果であります。第七項豫防費一千六百三拾四の増収は、傳染病發生の多かつた結果であります。第十項家屋建設費三千九百五拾の減収は、建築費の低廉であつた結果であります。第十二款土地費敷設費二千三百四十七の減収は、買収額が低廉であつた結果であります。第十三款橋梁架設費一千二百一拾二の減収は、請負額の低廉であつた結果であります。以上で大正十五年、昭和元年度歳入出決算は終りました。

次に大正十五年昭和元年度特別會計電氣歳入出決算に移ります。之は歳入經常部が六拾二萬一千六百四拾八、歳出經常部が四十七萬八千三百六拾八、臨時部が拾一萬一千五百八拾七、拾參拾五、歳入合計五十八萬九千八百八拾六、歳出合計五十八萬七千六百六拾一、昭和二年度に繰越したものであります。之も各項千円以上の増減に就きまして御説明致します。歳入第一項の電氣料第一項電燈料一萬七千六百四拾四の増は、租界内に居住者が増加した爲で電氣需要が多くなつた結果であります。第二項前年度繰越金一千七百六十七の増は大正十

四年度に於ける剩餘金が豫算額より多かつた結果であります。次は歳出經常部第一項事務費第一項俸給及諸給一千九百四拾三の減収は、豫算額を要しなかつた結果であります。第七項營繕費一千二百五拾八の減収は、受電所周圍煉瓦塼新設縮少及其他修繕工事が減りました爲であります。第三項増設費第一項電線路費一千七百一拾九の減収は、電線類の購入が少かつた結果でございます。第三項電氣設備費千二百三十九の増は、電力計等の購入が多かつた結果でございます。次は歳出臨時部第三項増設費第一項電線路費一千九百三十九の増は、銅線の必要が多かつた結果であります。第二項變電所費六千六百九拾九の減収は、變電所設備の必要が少かつた結果であります。第四款土木建設費第一項發電所建設費一萬八千七百八拾八の増は、昭和二年度に於つて工事をやりました爲に十五年度に割當てました建設工事の進捗が豫定以上に進んだものであります。夫れだけの額を要したものであります。第二項の倉庫建設費三千の減収は、建設しなかつた結果であります。第三項冷水取水設備費千四百三十一の減収は、豫算額を要しなかつた結果であります。第四項汽機給水設備費千五百〇二の減収も前と同様豫算額を要しなかつた結果であります。第五項煙道及燃費設備費八千八百九拾三の増は、發電所建設費と同様昭和二年度に於つてやつた工事が十五年度内に豫定以上に進捗したので夫れだけの金を澤山拂つたのであります。第六項クレーン七千五百の減収は、三菱公司の年賦償還金に入れて支拂ふことに致しましたから其の結果を要しなかつたのであります。第七項貯炭場及外圍設備費三千四百八十の減収は、工事の一部を昭和二年度に繰越しました結果でございます。第五款總經費第一項設計監督費一千七百二十の減収は、豫算額を要しなかつた結果であります。第二項雜費一千六百三拾六の増は、假倉庫を建設致した結果であります。之で大正十五年、昭

和元年度特別會計電氣歳入出決算は終りました。

次は特別會計土地家屋買収費歳入出決算に入ります。之は皆、御承知の通り例の百萬圓債の決算であります。之は大正十四年度に御報告しなされたものであります。但、土地の一部が所有權の問題に就きまして訴訟となりまして、其の結果一部を保留して置きました爲に決算が大變遅れたのであります。之も昨年解決が済みまして、支拂を終りました。本年歳入に決算報告したのであります。茲に書いてあります通り歳入が上海通用銀七拾三萬兩歳出が上海通用銀七十二萬九千九百八拾一兩一分で、剩餘金が拾八萬九千九百九拾九分で、大正十三年度一般會計に繰入れました爲に合計上海通用銀七拾參萬兩となり雙方合つて居るのであります。以上で通りでございますから何卒御承認の上御承認あらむことを切望する次第でございます。

○佐藤次作君 臨時部土木費の下水噴築築造費といふ名目で四千円から減つて居りますが、伏見御及四街の工事請負人札が低廉の結果であります。四千円も残る程度であります。ならば永久的の事は豫算が取つたら豫算だけの金額を使つて成るべく完全なものを拵へるやうにしたら宜くないかと思ひます。安いは宜いが、安いのには請負はせて後で損れるといふのが現に起つて居ります。さういふ場合の経験もあることでございますから豫算があつたならば事務費とは性質が違ひますから成るべく豫算だけの金額を使つてよいものを拵へますやうにするといふやうに行かぬものでか。

○行政委員長(白井忠三君)

御尤もな御意見で實は其の問題は毎年民會に出る民國請負制度改善といふことであります。未だ従来の法規に従つて入札の結果最低價に落札するといふことになつて居る爲に今の御説のやうな

團は之に依つて儲ける意思はないと云はれるが、儲ける必要がありまうか、もう少し安くしないで何とか臭くないやうに充分衛生的にやるやうな方法はありませんか、費の日に非常な臭いやうに思ひますか、何か好い方法がありませんか。

○行政委員長(白井忠三君)

賦課の標準は先刻申しました家の大きさと同一標準な立派な標準もありません、従来の掃除員業者に拂つて居つたのが一つの土台になつて居りますから一定の方針にスカット極めますと従来の負担よりも大變安くなる人が出来る代りに大變高くなる人が出来るといふ不便が起つて来るのでありまして、最低の標準を求めるとすれば結局従来拂つて居つたより上げない程度で、幾分例外は免れませんが、十五年か二十年前の安い標準である爲に隣近所に較べて不審と思ふものは無論改めず、要するに従来掃除員業者に拂つて居つたのを標準にするといふことでやつて居ります、夫れから保潔方法を改善するやうにといふ御意見はありますが、民間の方でも非常に頭を悩まして居るのであります、豫算の方で申上げますが、取集める場所を租界の中で三ヶ所程造つて其處には外から見苦しくない溜りをつ造りまして汲取つて来た桶を二應其の中へ入れる小便は其處で下水の方に流せるやうな装置をして置きます、そこへ外から廻つて来て桶を積んで捨場の方に運ぶ、現在やつて居りますやうに道の角に糞尿の桶が何個か自動車を持つて居るといふやうなことは少しも止め度いと思つて居りますから急遽的に行きませんが願次綺麗になつて行くのであります、尚序に申上げますが既に出来上つて居る家を全部水便式に直すと、いふことは中々實際に出来ないものであります、新しく新築する家は全部水便式に直せば許さんといふ内規的の考で建築許可に際して其の方針を採つて居ります、其の施行と共に従来建つて居る家も

(25)

或期間に於て全部水便式に直すといふことも目下研究して居ります、適當な案を得て御協賛を得たいと思ひます。

○永安平吉君 此の改正案の次に電氣供給規程の改正案がありますが、私は衛生費の徴収を全廢されては何うかと思ひます、何故かといふと電燈料を多く拂ふ人は大抵正比例し衛生費も多く支拂ふことになるだらうと思ひます、非常に事務が複雑するだらうし、又一方に標準の取り方が非常に難しいと思ひます、例へば千キロワット位迄は之を従前のまま据置いて衛生費の徴収を全廢してしまふ、さうすると千数も省け徴収も非常に容易く出来ると考へて居りますが、貴下方の方では全く其の方面のことは御考にならませんか。

○行政委員長(白井忠三君)

遺囑から全然意見が違ひます、電燈料と衛生料との出發點が違ふのでありまして、其中の衛生掃除も租界の中に居る全部のものが殆どして貰はなければならぬ、電燈料も租界内の全部の人が幾等か拂つて居ります、電燈を便ふ標準と衛生費の標準が全く出發點が違つて居ります、片方を何うといふ譯には行きかねるのであります、一口に申上げれば、既に水便式になつて居る家は汚水を取つて貰はないのであります、水便式になつて居らない家は汚水を取つて貰はなければならぬ、といふ異つた状態にありますが、電燈料の方で衛生費の代りものを取つて衛生費を全廢するといふことは實際に於て論理が合ひ難いのであります、尙又私が先刻儲けなかつたのに對して非常な誤解をされて居ると思ひます、保潔費は本年度の豫算は七萬二千弗掛つて三萬何千弗の負擔をして貰ふといふ譯でありますから、之は各戸が従来拂つて居るものを

標準が高くなるに於て徴収する、所に税金を取るといふこと、全然違ひますからさういふ風な考は致しかねるのであります。

○永安平吉君 集金に對する所謂集金費といふやうなものは何の位掛ります。

○行政委員長(白井忠三君)

○宿垣泰興君 保潔課の非難に就ては大分お聞きのこと、存じます、事實に於て私は保潔課は成程民間に於て統一は出来たけれども、衛生上の見地から云つたら確に改悪であると思ひます、其の改悪といふ意味は、或意味から云つて皆様の努力に依つて改善して行くことが出来やうと思ひますが、何に致せざるを成めて自動車運ぶ間に埃が方々に散つて吾々の見るに忍びないやうなことが往々あります、此の點を何とか運搬する自動車の容積を低くするか或は中に入れて運ぶ時一杯に入れて溢して歩かないやうに、といふやうな所に現實に於ての御希望の着眼點が大分あるだらうと思ひますから何うぞ其の點を御注意なさつてやつて頂きたいと思ひます。

○佐々木敏丸君 只今會長のお話では保潔課に對して民間が三萬弗を補助して居るといふやうなお話でありましたが、實際に補助して居るのですか、補助して居るのでしたら何も一割下げてやる必要はなからうと思ひます、一寸其の邊お伺ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君)

御答致します、一寸内譯は申上兼ねますが、保潔課の仕事は汚物除去、汚水除去といふやうなことでその他の仕事も遣入つて居ります、除雪、道路掃除、撤水保潔課の仕事であります、總額に於て七萬二千弗の豫算を民間が使つて居りますが、其の中の衛生費として居るものは三萬六千弗であります、今一寸分けて見ますが、此の中から道路撤水費、道路掃除費、下水掃除費を除いた各戸から汚物を取除く爲に必要な費用が確に三萬六千弗よりもう少し餘計に掛つて居ります、安くなくても宜いぢやないかといふ御説は御尤もですが、出来るだけは従前の負担より軽くする、従来一弗の人は一弗拾仙にするといふことなく、一弗の人は一弗乃至九拾仙に下げるといふ方針に致し度いといふことは保潔課を設けた時からの約束でありますから、吾々行政委員として依然其の方針で進んで居りますが、色々の關係上今少し適當な方法を取つたら何うかといふ御意見があれば別に御意見として伺つて置きます、現状はさういふ譯であります。

○川島龍彦君 只今の御話で、保潔課の新設されたことに就て三萬何千弗を不足するのであります、一兩負擔者は従来十年か支拂つて来た衛生費よりも少く拂つて居るか云へば先刻から色々話が出来た通り、決してさうでなくして寧ろ一般に多くなつて居るやうな状態に於てあります、さうしますれば居る人がやつて居れば支拂しないので宜いものが民間でやる故に支拂しなければならぬといふやうなことも大なる原因になると思ひます、さうして現在とられて居る衛生掃除の方法は従来と比較して見れば寧ろ従來實行されて居つた衛生方法が吾々の目にもつかないで不快な思ひを起さないやうに思ひます、最近では町を歩いて居れば方々に(糞桶)のやうなものが出て居つて誰が見ましても非常な不愉快な感を得るのでありますから、私の意見としては保潔課をおやめになつて、さうして又従前の通り何とか適當な方法を取られたら宜いと思ひます、さういふお考の方もありはせぬかと思ひますから夫れをお尋ね致しまして、若しさういふ方がありますれば此の事を一つ御研究願ひ度いと思ひます。

(28)

○行政委員長(白井忠三君)

行政委員ではさういふ意見が出て居るとは考へません、公式に保護を止めやうでないかといふ議論は未だ面したことはございせん、先刻宿壇さんからも現在の状態が却て元より悪いといふ御非難が有りましたが、確に見方に依つて悪いと思ひますが、一面に於て従来より方は民業であつた爲に、却て皆様の目に觸れない非常に非衛生なことが多々行はれて居つたのであります、御承知の如く埠頭の工事が始まつて以來、埠頭の方に捨て置くことが出来ません爲に、と云つて新神戸館脇の遠方迄運んで行けない、夜間必ず道路のふちの雨水の溜り入口に小便や汚水をどん／＼捨て居るといふことが之を澤山行はれて居つた、一方に於て成程保護の自動車も完全でありますのは確でありまして、順次にどん／＼處分出来るやうに改善致し度いと思つて居りますが、元は汚水にしまし／＼も糞尿にしても手引の車で道路におつゆを溢しながら歩いて行く例は少くなつたのであります、之も昨今のやうに桶に取つて、取つた桶を餘り目につかない所に集めまして、さうして自動車で運ぶといふ風にして、尠くも従来より文明的方法になるのであります、其の爲に官業であるから費用が餘計かゝるといふ御非難は、確に民間がやつて居る方が従来より費用が掛るといふことですが、民間は多少費用を掛けてもよくしたといふ考なものでありますから、追々豫算に餘裕が出来れば自動車等の數も増やします、容れも多少殖えませうが、公衆衛生に資する考でありますから逆轉させて民業に戻さうといふことは何うも考へられない事でありませう。

○好富道明君

只今白井委員長が新築家屋に對しては全部水便式でなければ許可しない、舊家屋は順次さういふやうにするやうに研究中といふお話であります、何ういふことを研究なさつて居りますか、此の研究中といふのが非常に曖昧でありまして、確かな案がないのでないかと思ひます、若し此の際五年なら五年といふ年を切つて水便式でない所は水便式にしなければならぬといふやうな命令を出したならば早く出来やうと思ひます、其の點に就て會長の御意見を伺ひたい。

○行政委員長(白井忠三君)

研究の範圍は無論第一に擧げることには期限のことです、五年と極めるのが日本租界の現狀に適して居るか、或は十年にする方が適して居るか、第一に期限の問題であります、又區域を定めて或區域からやつて行くといふやうなことも研究しなければならぬ事項になつて居ります、又例へば貸屋のやうなもの、自己の所有して居る家屋といふやうに分類して之等の人の財政状態も考へまして、只一本調子に英國租界のやりやうに何年何月から一切租界に汚水界の通行を許さぬといふ方法が出来れば誠に結構であります、我租界の財政状態は英國租界のやうに一本調子に參らぬと思ひます、其處で出来るだけ民情に適應した方法を考へまして苦痛なく出来るだけ早く實行に掛るといふことを研究して立案したいといふ積りで考へて居ります。

○議長(吉田房次郎君)

他に御意見ございせんか。
○森川照太郎君 會長に希望致しますが、來年迄に立案を研究してしまつて來年の民會には遅くも是非とも水便式にする案を懸ける、夫れから新築家屋は必ず水便式にする、併し來年になつたら新築家屋を造る空地が日本租界に無くなつてしまふかも知れませんが、來年度の通常民會迄に遅くも一定の規則を出すやうに極めなければならぬと思ひます。

(30)

(29)

○行政委員長(白井忠三君)

之は民間の法規といふより館令に屬するものでありまして、行政委員会で研究して成案を得ますれば法規調査委員会で法規的研究を願ひまして、其の上で民會の御意見を伺つて後、領事館に向ふか、夫れとも行政委員会で領事館に伺ひ致しませうか其の邊極めて居りませんが、來年の三月迄には無論一定の方針を極める考で居ります、現在既に新築家屋に對しては水便式でなければ許さぬといふ方針を進んで居るのでありますから。

○森川照太郎君

皆承知して居りますか。
○行政委員長(白井忠三君)
大抵苦情云はないでやつて居ります。

○川島龍彦君 水便式の問題は極めて小問題のやうでありますけれども、又一方翻つてよく考へて見れば相當大きな問題であります、今迄のものを是非水便式に改良してしまふといふ御話であります、私は行政委員會が此の意見に依つてやられるといふことを畏れまじ故に夫れに關した意見を申上げて置き度いと思ひます、御承知の通り天津に來て大分西洋風の眞似もして居りますけれども、未だ々々皆さんが充分とは思ひませぬ、殊に水便式にしますといふことは、矢張り舊家屋の方が日本人が多く住つて居ります、新築家屋に住つて居る日本人は極く少數であります、舊家屋を改良することは日本人の方を大部分改良することになります、結果は却て衛生的でないと思ひます、其處で其の水が惜しい爲に水掃除を怠つて水を便すべき水便に使はないといふことが私等でもよくあることであります、水が惜しいといふことで始末する爲に却て屋內が臭くなつたやうなことがあります、生活程度に適應するやうに餘り急いでさういふことにしないやうに希望して置きます。

○行政委員長(白井忠三君)

永安君の衛生費徴收に必要な費用といふのは別に分つて居りませぬので、御承知の通り總ての税金電燈料金は徴收課で徴收することに改めました、衛生費徴收に掛る人数が約九人と御承知願ひます。

○議長(吉田房次郎君)

他に御意見ございせんか。(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(吉田房次郎君)
他に御意見ございせんか。(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(吉田房次郎君)
他に御意見ございせんか。(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(吉田房次郎君)
他に御意見ございせんか。(異議なしと呼ぶ者あり)
○議長(吉田房次郎君)
他に御意見ございせんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

(32)

(31)

午後七時散會

昭和三年第二十二次居留民會通常會議事速記録
第二日
昭和三年三月二十四日於公會堂

議事日程

- 第一、冷蔵用水塊配給暫行規程
- 第二、電氣供給規程中改正ノ件
- 第三、天津日本青年會補助金ノ件
- 第四、昭和三年度居留民會出入出建算案
- 第五、昭和三年度特別會計電氣購入出建算案
- 第六、埠頭築造請負人ニ對シ損害補給並ニ賞與金支出ノ件
- 第七、民團會計検査委員補選案

議長 吉田房次郎
出席議員 三十七名
平井久一 白井忠三 古田治四郎 牧 尚一
矢澤千太郎 天野仙太郎 清水幸三郎 川島範夏
大崎犬生 田村俊次 武田守信 永安平吉

(34)

佐々木敏丸 佐藤政作 森川照太 上野 壽
山川 眞 池田頼負 砂田 實 好富道明
勝田重直 相原俊夫 大澤大之助 永井忠一
石川 通 金山喜八郎 富成一二 田村留藏
田中鑄太郎 檜垣恭興 岡本久雄 千葉初藏
兒島鷲鷹 有留重利 藤田語郎 利根川 久
會長 白井忠三 出席行政委員 十名
上野 壽 牧 尚一 田村俊次 利根川 久
大澤大之助 砂田 實 藤田語郎 永井忠一
相原俊夫
午後五時三十分開會
○副議長(勝田重直君)
一寸御挨拶申上げます、吉田議長が恰度輕微の發熱がありますので私が代りを致します、只今の出席議員數三十一名、定規の數に達して居りますから之から開會致します、今日の議事日程第一にありませう「冷蔵用水塊配給暫行規程」之は外務省第三十八條に依りまして急を要する場合に行政委員會は七日の期間を経ずして議案を提出することが出来ることになつて居りますが、之に基いて行政委員會は提出されたのであります、之を今日の第一議事案と致します。

日程第一 冷蔵用水塊配給暫行規程

(36)

○行政委員會長(白井忠三君)(登壇)
上程されました冷蔵用水塊配給暫行規程の説明を申上ります、昨年の十二月であつたと思ひますが臨時民會に於きまして民團が夏の冷蔵水を皆さんに供給する仕事をやり度いといふことで豫算を取つて御協賛を得たのであります、無論永久に斯ういふ仕事を民團がやるかやらぬかといふことを限りませず、極めて暫行的のものであつたのですが、矢張り一つの代金の收納を民團がする爲に規程なしに賣ることが出来ないといふことを最近發見致しまして、實は總ての民團議案が出來上つた後に、行政委員會の方も此の議案を追加協議致しまして上程を願ふことになつた爲に他の議案を離れて昨日でしたか、一昨日ですか、お配りした事情にあるのであります、何故民團が斯ういふことをするかといふことは十二月の臨時民會で理事から御説明がありました、昨年迄は低資土地の中に氷を貯藏することを許して居つた爲に租界内に吾々の使ふ冷蔵水の貯藏場所があつたのでありますけれども本年から全然貸さないこととしたものであります、一部には自身の所有地に貯藏庫を造つては居りますが、從來のやうな澤山な貯藏場所がありません、従つて租界外から買ふといふことになりまして大分高いものを、殊に段々夏のさかりになりまして従つて暴利を食られて昨年等も随分困つたといふことがある爲に幸ひ民團で買つた租界外の土地に澤山水も出來ますし、段々其の部分を買つて居りますから其の土地を利用すれば貯藏することも出來ますし、かたゞさういふことをやつて見やうといふので始めましたが、詳しい計算等は或は御質問に應じて吏員から御答致しますが、大體の趣旨は貯藏したものを賣る爲の暫行的規程として第一條から第六條迄の規程を作り度いといふのであります、讀上げて説明する迄もいふことでありますから御質問に應じて逐條御疑念の點は御答へすることに致します。

(35)

○清水幸三郎君 茲に暫行規程として出されたのと前臨時民會で仰られた値段と少し違ふやうに思ひますが、之を爲利的觀念でやられるのですか或は義務的觀念を以て民團が貯藏水をせられる積りですか、夫れから又之を賣るといふことに就て此の値段を極められたに就て原價で貯藏した氷が幾等になるか、斯ういふことを聞き度い。
○行政委員會長(白井忠三君)
こまかいことは前申すやうに吏員の方から御答へ致しますが、主義に於て是で儲けるといふ考は全然して居りません、從つて原價に幾等につくかといふことは今説明致しますが、此の氷の仕事は吾々解りませんが、段々夏になるに従つて解けて來るので夏の當初より自然値段を高くするのが商賣人のやり方ださうですが、民團としては一々値段を極めるのに臨時民會を開いて一仙とか二仙とか云つて上げるものが出来ないので、一夏通じての値段を出してありますので今貯藏して居る氷を十萬個なら十萬個、七萬個なら七萬個を貯藏した實費から較べると此の値段に差があると思ひます、見込ですから多少足が出るか、利益が残るか解りませんが、主義としては一仙も民團が儲けるといふ考でやるのではないといふことを御説明願ひます。
○村津書記 昨年の臨時民會の時一個拾貳仙位といふ事を申上げたと思ひます、處が其後發電所の機關冷却水を民團所有池から取るやうになりました爲に、冷たい水を發電所に取入れ反對に非常に温い水が池の中に流れ込むので其結果は最初氷が十二萬個は取れる積りであつたのが僅かに三萬六千六百六十四個しか取る事が出来なかつたのであります、其處で不足の分に對しては民團の貯水工事請負人が支那人所有池の氷を買収して居りましたので、夫れを民團の貯水所に引入れさせて一年は實費でやつて貰ふ約束で現に角貯水は致しました、而して請負人も支那人所有の氷を買

(37)

つたのでありますから、其實費だけは民團として何としても支拂はなければならぬと思ひます。次には貯水の不足では貯蔵所を掘る時に土が少くも五六万は出る積りであつたのが意々掘り掛つて見ますと存外少かつたのであります。其爲め民團としては三萬六千個餘に對する覆土として百方餘りの土を買ひ入れました。尙請負人が自分の氷を引入れました分に對しては約四百方位の覆土を買入れましたが此費用約八百兩は請負者の負擔と致しました。彼等は貯水費が意外に懸りました爲に自然氷の配給單價も三仙上ることになりました。其内容は僅給が六百六十四兩で日本人雇員一名支那人監督が一名今年の四月から十一月迄の分であり、印刷費が百兩、氷塊購入費が二千六百兩で此氷塊は民團の物が三萬六千餘個ありますので後の不足個數個を購入することと致しました。氷の配給總數は七萬個と云ふ計算を致しましたが其中病院、料理屋、仕出屋其他營業用に此貯蔵氷を使ふものが約二萬五千個と見ました。大体に於て夫々病院或は料理屋、魚屋等に就て一年何の位の氷を使ふかを尋ねて見な結果であります。一般家庭に就きましては昨年通りの例に依つて四萬五千個有つたら宜からうと云ふ見當を著せました。其處で合計七萬個と云ふ數に成ります。今中上げました不足の四萬個を一個六仙五厘で購入の事に致しました。之は初の間は六仙で契約致しましたが後になると一仙位値上げてやらなければならぬ。だらうと思ひます。其處で豫算には六仙五厘と云ふ事にしました。氷塊配給費が四千五百五十兩と云ひますけれどもそんなことに致しますれば大變な額になりますから兎に角六仙五厘で配給を請負はせる事に致しました。一方昨年度の保淨費の剩餘を以て運搬自動車一台購入しました。全体氷を配給するにコールド道路を車を見張つて行くのは隨分道路がいたまますので出来る事

(38)

なれば榮荷か、山口側方面は自動車で配達したい考で居りますが今の計算では旭御、山口側間だけしか配達出来ない事になつて居ります。之も配達時間は日出から日落迄でありますから其間一般家庭で配達の際早く受取つて下されば充分榮荷から向ふの配達も出来ると思ひます。雜費が二百八十兩で其内臨時雇員八百四十兩、足場材料損料、小屋掛費等計二百八十兩であります。次に前年度支出額として三萬六千六百六十四個の貯蔵積負額が一、千八百五十九兩七仙ありから覆土の購入費が二百二十五兩四仙で次に氷貯蔵中監視人と日本人一人支那人一人を雇ひました。此係給三月迄計二百七十四兩四十二仙であります。此合計が二千三百五十九兩四十三仙となりすが此位を切り上げて二千三百六兩と豫算に計上致しました。其處で前年度と本年度の總計が一萬五千兩と云ふ事になります。氷塊七萬個配給し得るものとして一個當り十五仙になります。猶氷塊配給豫定數は七萬個であります。其の夏の暑さの次第に依りて不足の個數は少くも十萬個迄は完全に配給し得る計はしてあります。夫れは請負人も支那人所有の氷を約十五萬個も買ひましたので折角買つたものを其儘放つて置いた處で不用になつてしまふ事から民團貯氷所を別に邪解しない程度と云ふ事にして貯蔵所の使用を許しました。其代りに民團の方で若し氷塊に不足を來した場合豫算の値段で供給する事を條件としてあります。此條件に對しては請負人から請負を奪入れさせて居りますから其氷塊は請負人の所有ではありませんが民團の許可を得なければ任意に販賣すると云ふ事は出来ない約束になつて居るのであります。

○清水幸三郎君 只今の説明を聞きまして昨年度の臨時民會で理事の説明に依つて氷を貯蔵することが通過したのであります。殆ど豫算なるものが當てにならない、其の時分は氷を六仙五厘で買ふといふ目的でなかつた、最高五仙位で買へるだらうといふお話でありましたが、今の説明に依

(39)

ると、其の場に至つたら仕方がない、仕方がないといふやうな買方のやうに思ひます。白井さんの御説明で氷が漸く解けると云はれるが、多少解けても永年の習慣で、此の頃買へば或は四立方尺あるものが、夏になると三立方尺になるかも知れないけれども、氷屋の習慣として御承知であらうが、一個のものを一個として賣つて居る譯であります。其の間に三萬や五萬の氷を貯蔵するに六百幾等といふ係給を拂つた例はないだらうと思ひます。此の邊に就てもう少し明なる説明を願ひ度い、又既に日本租界にも日本人として太田君等の貯蔵した例もありません。餘り仕事が煩えて事務費が多くなるものも斯ういふものがあるからだと自分等考へる、若し十五仙で買ふならば租界局は斯んな仕事をしないでも宜しい、先刻の説明で昨年は非常に高いものを供給されて困つたから安くするのが根本の目的であるといふ苦しい説明があつた、充分豫算があるやうに考へるが、此の六百幾といふ給料は、氷貯蔵の期間は僅か長く三十日、短くて十五日か二十日のもので何ういふやうな六百幾等といふ給料を出したか先づ先に説明願ひ度い、日本人は何の位監督しなければならぬか。

○村津善記 日本人は十二月末からあります。請負人が一月一日から氷を引込むといふことに計畫が出来て居りましたので元日から入れるのも何うかと思ひまして十二月の下旬に値引入れました。夫れから氷の配給を終るのは十一月と見て其の間の係給であります。

○清水幸三郎君 さうすれば昨年度の臨時民會で約束した値段より高くなるのは仕方がないものと認めて宜しいが、若し十五仙と極められたら之より豫算が減ることはありませんか、此の豫算通り行くものでしょうか。

○行政委員會長(白井忠三君)

(40)

豫算でありますから無論行くつもりでやつて居ります。多少狂ふことがないとは申上げかねますが、昨年五仙で一個貯蔵出来る積りであつたのですが、發電所の水がウエズ運河の水が足りないのでコンデンサーの水を向ふの池から取ることに致しましたので半分は他處から買つたといふ事實があつて狂つて来たのですが、そんなことを止したら宜しいと云つて居られますが、十二仙と十五仙は三仙の差であります。今迄支那人から買つて居るより高いといふことなら止して宜しい、去年中島理事の説明でも何倍と高い値段のものを買はせられて居るといふやうな話で十二仙で供給出来れば支那人の半分値かもうつと安いやうに聞いて居りますが、さうすれば失張りやつたら宜いだらうと思ひます。

○清水幸三郎君 十二仙と十五仙は僅か三仙の差だと云はれるけれども、二割六分からの差があります。豫算を審査する上に以後斯ういふことのないやうに希望して置きます。値段も十五仙では高いつたから一寸申上げます。

○石川、通君 もう既に臨時民會で話されたこととあります。買つたものを今から止めると云つても解けてしまつて困りますからやすることにしたら宜からうと思ひますが、私のお尋ねしたいのは第一條の字句でございまして、甲の所で重量百斤内外と書いてございまして、内外といふのは何らせ百斤持つて來ても餘りますと解けてしまふから内外は抜いてしまふ方が宜くないかと思ひます。其の次乙の所で前記の氷塊を二分したる個とありますが今のやうに内外を抜いたら嚴格に云へば解らなくなりますが内外を抜いて若干といふことにしたら宜からうと思ひます。

○副議長(勝田重直君)

(42)

一寸御語り致しますが、貴下のは修正意見でございますか。

○石川 通君 さうやつたら何うですかといふ質問をして居るのです。第四條の所で「配達人ニハ現金ノ授受ヲ許サズ」といふ「授受」は書かなくても「一枚ヲ配達人ニ渡スベシ」とありますから之も駄目と思ひます。夫れから第五條の所で「不在又ハ其他ノ理由ノ爲メ」といふ「其ノ他」の落ちて居ると思ひます。

○副議長(勝田重直君) 夫れは質問でないと認めますから逐條的の審議に移つてから願ひます。

○森川照太郎君 今伺ふと私は市中の水相場を知りませんが、聞いて見たら配達共吾々家庭に供給されて居るのが一塊で十五仙、民衆でやつても十五仙といふことになりまして、民衆でやつた利益が一つもないといふ結果になります。吏員の方にお尋ねするが、吾々が家で買ふのは運賃とも十五仙、民衆の相場が凡そ同じであるや否やといふことを伺ひ度い。

○村津書記 本年露街方面の註文を取つて居りますのは一塊十五仙と見て居ります。之は餘程大口に使ふ病院、料理屋、仕出し屋といふ方面であります。

○森川照太郎君 運賃をこめて。

○村津書記 こめてだと思ひます、其の代り先に金を買ふのであります、其の金を資金にして貯蔵するのであります。

○森川照太郎君 吾々の……

○村津書記 貯蔵所は昨年二十仙でありますから夫れから考へて行くくと三十仙以上だらうと思ひます。

○好富道明君 人に制限はありませんか、日本人で外國租界に住んで居るものに供給出来るのでありますか、日本租界に住んで居る支那人も總て供給を受けるのですか。

○行政委員長(白井忠三君) 之は日本人に限る考で造つたのです、其の規程の上に日本租界以外のものを何うするかといふ點が洩れ居ります、事情に依つては差支ない積りですが、併し此の料金を日本租界内と限つて規程して居りますから別に條項の方も無段で日本租界内より幾分か違ふといふことになりまして御希望に依つてはさういふことを入れてもよいのであります。

○森川照太郎君 兎に角昨年と非常に高くなつて居るといふ理由は發源所の水が何うとかいふ話と水を他から買つたり、土が足りなかつたといふことですが、本年限りで止す譯でもありません、來年同じやうな状態の許に貯蔵しなければならぬやうになるのであるか、夫れとも來年は其の状態に變化が起る筈である即ち原價が突強り斯うなるか何うかを伺ひ度い。

○行政委員長(白井忠三君) 詰り昭和三年度は此の通りになる譯ですが、昭和四年度は今の所で一寸見込が立ちませんが、水を拵へたら何うかといふ議論もあります、併し夫れは今のウエズ運河の向ふの水溜が現在のやうに水の取れる状態にあればよいでやる必要がない、白河の泥を上げて埋めるといふ仕事が進んで行つて水が取れなくなると非常に困るといふ譯ですから先づ當分斯ういふ風な成績で行ければやつた方が居留民の爲になるだらうと思ひます。

○副議長(勝田重直君) 他に御質問がないと思ひますから討論に進入つたら如何ですか、討論に進入つても質問が出来ま

(41)

すから。(異議なしと呼ぶ者あり)

○好富道明君 只今白井會長の御話では外國租界に住んで居る日本人には運賃を高く拂へば供給して宜いといふことになりませんが、お考へにならないと後で差支ませんか。

○行政委員長(白井忠三君) さうです、下から此の規程に何等か修正を加へないと出来ません。

○古田治四郎君 此の配達規程を見ますと第五條に一日一回とありますが、吾々昨年邊りの経験から何うしても一日一回でないといふ足らないやうに考へますが、第五條を少し修正して頂きたいと思ひます。

○副議長(勝田重直君) 貴下のは修正案ですか第二讀會に進入つてからにして頂きます。

○川島範彦君 豫算の所でお尋ねするのですが、豫算に載つて居る八千幾等といふのは此の冬必要であつた金高ですか、來年の春使用すべき金高ですか、或は兩方の金高ですか。

○村津書記 八千九百九十四弗は昭和三年度の分でありまして、二年度には二千三百六弗だけ使つて居ります、合計で一萬五百弗になります。

○副議長(勝田重直君) 他に御質問がなければ第二讀會に進入りませう。

○古田治四郎君 先程一寸申上げましたが、配達が一回では不便だと思ひますから、少し修正して貰ひ度いと思ひます。「配達」一日普通一回特別事情アルモノハ豫メ申込ヨリ一日二回トシ日出ヨリ日没迄トス」但書は原案で差支ないと思ひます、夫れから今好富議員からお話があつたやうに日本人に限つて居りますが、日本租界に許り日本人が居れば都合が宜いが、外國租界にも日本人が居りますから、一箇條追加して貰ひ度いと思ひます、「第七條、日本租界以外ノ配達及期間外ノ特別配達ハ其ノ實費ヲ徴收ス」斯ういふ風に置いて置けば非常に廣く皆さんが使へるのでないかと考へます、御賛成がありましたら是非斯う修正して頂きたいと思ひます。

○森川照太郎君 二度配給すると原價が高くなりませんか、夫れから日本租界外の日本人に供給する考があるものであつたら貯蔵數量で足りるや否や二つの點を伺ひ度い、夫れでないといふ案に對して賛否を決する譯に行かない。

○副議長(勝田重直君) 石川議員の先の御意見は。

○石川 通君 繰返すことになりましたが、私の申上げたのは第一條の甲の外といふのを取ること第四條の「配達人ノ現金ノ授受」は駄目であるといふこと、夫れから第五條の「其他ノ理由」の「」の字が落ちて居るといふことを申上げたが、後の方は異論なからうと思ひますが、前の方はさうしたら宜からうといふ意見を持つて居ります。

○副議長(勝田重直君) 只今古田議員と石川議員から修正勸議が出ました、先づ古田議員の意見に御賛成の方。(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(勝田重直君) 此の修正意見に對して御意見ございませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

(44)

すから。(異議なしと呼ぶ者あり)

○好富道明君 只今白井會長の御話では外國租界に住んで居る日本人には運賃を高く拂へば供給して宜いといふことになりませんが、お考へにならないと後で差支ませんか。

○行政委員長(白井忠三君) さうです、下から此の規程に何等か修正を加へないと出来ません。

○古田治四郎君 此の配達規程を見ますと第五條に一日一回とありますが、吾々昨年邊りの経験から何うしても一日一回でないといふ足らないやうに考へますが、第五條を少し修正して頂きたいと思ひます。

○副議長(勝田重直君) 貴下のは修正案ですか第二讀會に進入つてからにして頂きます。

○川島範彦君 豫算の所でお尋ねするのですが、豫算に載つて居る八千幾等といふのは此の冬必要であつた金高ですか、來年の春使用すべき金高ですか、或は兩方の金高ですか。

○村津書記 八千九百九十四弗は昭和三年度の分でありまして、二年度には二千三百六弗だけ使つて居ります、合計で一萬五百弗になります。

○副議長(勝田重直君) 他に御質問がなければ第二讀會に進入りませう。

○古田治四郎君 先程一寸申上げましたが、配達が一回では不便だと思ひますから、少し修正して貰ひ度いと思ひます。「配達」一日普通一回特別事情アルモノハ豫メ申込ヨリ一日二回トシ日出ヨリ日没迄トス」但書は原案で差支ないと思ひます、夫れから今好富議員からお話があつたやうに日本人に限つて居りますが、日本租界に許り日本人が居れば都合が宜いが、外國租界にも日本人が居りますから、一箇條追加して貰ひ度いと思ひます、「第七條、日本租界以外ノ配達及期間外ノ特別配達ハ其ノ實費ヲ徴收ス」斯ういふ風に置いて置けば非常に廣く皆さんが使へるのでないかと考へます、御賛成がありましたら是非斯う修正して頂きたいと思ひます。

○森川照太郎君 二度配給すると原價が高くなりませんか、夫れから日本租界外の日本人に供給する考があるものであつたら貯蔵數量で足りるや否や二つの點を伺ひ度い、夫れでないといふ案に對して賛否を決する譯に行かない。

○副議長(勝田重直君) 石川議員の先の御意見は。

○石川 通君 繰返すことになりましたが、私の申上げたのは第一條の甲の外といふのを取ること第四條の「配達人ノ現金ノ授受」は駄目であるといふこと、夫れから第五條の「其他ノ理由」の「」の字が落ちて居るといふことを申上げたが、後の方は異論なからうと思ひますが、前の方はさうしたら宜からうといふ意見を持つて居ります。

○副議長(勝田重直君) 只今古田議員と石川議員から修正勸議が出ました、先づ古田議員の意見に御賛成の方。(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(勝田重直君) 此の修正意見に對して御意見ございませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

(43)

すから。(異議なしと呼ぶ者あり)

○好富道明君 只今白井會長の御話では外國租界に住んで居る日本人には運賃を高く拂へば供給して宜いといふことになりませんが、お考へにならないと後で差支ませんか。

○行政委員長(白井忠三君) さうです、下から此の規程に何等か修正を加へないと出来ません。

○古田治四郎君 此の配達規程を見ますと第五條に一日一回とありますが、吾々昨年邊りの経験から何うしても一日一回でないといふ足らないやうに考へますが、第五條を少し修正して頂きたいと思ひます。

○副議長(勝田重直君) 貴下のは修正案ですか第二讀會に進入つてからにして頂きます。

○川島範彦君 豫算の所でお尋ねするのですが、豫算に載つて居る八千幾等といふのは此の冬必要であつた金高ですか、來年の春使用すべき金高ですか、或は兩方の金高ですか。

○村津書記 八千九百九十四弗は昭和三年度の分でありまして、二年度には二千三百六弗だけ使つて居ります、合計で一萬五百弗になります。

○副議長(勝田重直君) 他に御質問がなければ第二讀會に進入りませう。

○古田治四郎君 先程一寸申上げましたが、配達が一回では不便だと思ひますから、少し修正して貰ひ度いと思ひます。「配達」一日普通一回特別事情アルモノハ豫メ申込ヨリ一日二回トシ日出ヨリ日没迄トス」但書は原案で差支ないと思ひます、夫れから今好富議員からお話があつたやうに日本人に限つて居りますが、日本租界に許り日本人が居れば都合が宜いが、外國租界にも日本人が居りますから、一箇條追加して貰ひ度いと思ひます、「第七條、日本租界以外ノ配達及期間外ノ特別配達ハ其ノ實費ヲ徴收ス」斯ういふ風に置いて置けば非常に廣く皆さんが使へるのでないかと考へます、御賛成がありましたら是非斯う修正して頂きたいと思ひます。

○森川照太郎君 二度配給すると原價が高くなりませんか、夫れから日本租界外の日本人に供給する考があるものであつたら貯蔵數量で足りるや否や二つの點を伺ひ度い、夫れでないといふ案に對して賛否を決する譯に行かない。

○副議長(勝田重直君) 石川議員の先の御意見は。

○石川 通君 繰返すことになりましたが、私の申上げたのは第一條の甲の外といふのを取ること第四條の「配達人ノ現金ノ授受」は駄目であるといふこと、夫れから第五條の「其他ノ理由」の「」の字が落ちて居るといふことを申上げたが、後の方は異論なからうと思ひますが、前の方はさうしたら宜からうといふ意見を持つて居ります。

○副議長(勝田重直君) 只今古田議員と石川議員から修正勸議が出ました、先づ古田議員の意見に御賛成の方。(賛成と呼ぶ者あり)

○副議長(勝田重直君) 此の修正意見に對して御意見ございませんか。(異議なしと呼ぶ者あり)

(45)

○山川 眞君 第五條の「特別事情アルモノ」を抜いたら何うですか、豫め申込めるものに限るといふことにしたら何うですか、特別事情といふ範圍が解らない。

○行政委員長(白井忠三君)

今の修正案に對する行政委員の意見を申上げると異議はございませぬ、夫れから森川君の質問がありました、元來は無論大きな塊の方が便利ですが冷蔵庫の小さいものしかお持ちにならぬ家庭では餘り大きなものを配達されては困る、結局家庭に具へて居る冷蔵庫の大きさに依つて三分の一のものを二つ貰ふとか、一つ貰ふとかいふことにするのが宜いと思ひます、結局二回配達して貰ふといふのは餘程大きな家等になるらしいのです、矢張り特別の事情らしいのです。

○森川照太郎 夫れで十五仙で宜しいか、夫れから古田君の説のやうに方々に配つて足りますか。

○行政委員長(白井忠三君)

支那人は困ります。

○森川照太郎 租界内の日本人なら差支ない、二回配達しても値段は同じ、非常に妙な算盤だ。

○清水幸三郎君 貯蔵費の所で買入の話がなかつたやうですが。

○村津書記 謬もありません。

○副議長(勝田重直君)

古田議員の説に賛成の方は起立願ひます。(起立者多数)

○副議長(勝田重直君)

夫れでは多数と認めます、修正案は成立致しました、石川議員の修正案に就て御意見ありませんか。

(46)

か。「異議なし」「賛成」と呼ぶ者あり)

○行政委員長(白井忠三君)

第一條の石川君の修正には異議ありません、只第四條の「現金ノ授受ヲ許サス」といふのは成程駄足のやうであります、ある方が間違ひ起らないで宜くないでせうか。

○(原案賛成)「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石川 通君 第一條の「内外」を抜いて「約壹百斤」といふことに致します。

○副議長(勝田重直君)

冷蔵庫用氷塊配給暫行規程は修正可決といふことになりました、次の「電気供給規程中改正の件」を議題に供します。

日程第二 電気供給規程中改正の件

○行政委員長(白井忠三君)(登壇)

本案提出の理由と其の内容の説明を申上げます、此の改正を必要と致しました理由は二つありまして、一つは昨晩事務報告の際に申上げましたやうに幾等かでも居留民の負擔を軽減致し度といふ趣旨の語に考へられたのであります、もう一つは従來の供給規程の料金は當初に於て少しく考慮を欠きましたと申しますが、最近取扱上其の悪い點があつたのであります、五年前に電気供給規程を造りました精神は十キロ使つても一萬キロ使つても二拾仙均一にすれば一番理想的のものであるといふやうなことで私共も聞かされ信じた一人でありましたが、事實一萬、二萬といふものは何處に於ても非常に値段が安く割引されるもので、尤も夫れは直接電燈に使ふ電力量を一キロ幾等で拂ふといふ方法でなく電動機を使つて、動力を民團が賣つてやつて、さうして

(47)

自家用の電燈を濫用する所は電動機で一應電力として買込んだものを變壓して電燈にするといふやうな方法にすれば大變安くなるのであります、此の電動機に依る自家用發電の諸願が二回出て居ります、併し行政委員は民團の重要な財源としての電氣の收入を考へると共にさういふものは何う考へても面白くないといふやうなことで結局もう少し電動機で自分の所で電燈を造る方法は一切許さんといふ精神になつて居ります、最近出来た中原公司等から動力は賣つて呉れ、さうして自分の所でやうな、發電機を据えて置いて停電の場合の用意にしたい、といふ風な色々な諸願がありましたが、全部拒絶致しまして、矢張り民團の方から電燈として供給することにしまして、大體需要者は相當の割引をすといふ精神を茲に加へなければならぬといふやうな状態になつて来たのであります、此の結果は昨年末の臨時民會に於きまして供給規程の修正案を出しまして、其の第十六條の但書でありましたが「一月ノ電燈使用電量五千「キロワット」時ヲ超ルモノ、料金を行政委員會ニ於テ決定スルコトヲ得」といふことで御協賛を得て居るのであります、請り其の時の精神は五千キロ迄は矢張り二十仙にして置いて夫れから上だけは割引するといふ精神であつたといふことは明らかであります、何うも其處に無理がありまして計算の上に面白くない状態が起るのであります、其の状態を説明致しますと、今迄の料金は五千キロ迄が二十四仙といふことであります、夫れから百五十キロ迄は二十二仙となつて居ります、所で假りに五十一キロ使ふ人は二十四仙の計算で居りますから十二那拂はなければなりません、一キロ餘計使つて却て安く済むといふのが現在の料金になつて居るので、此の規程を何處迄も上の方に何百キロ、何千キロと使ふ所に當限りて行きますと非常に變なものが出来て来るのであります、佛蘭西租界の

(48)

如き、英租界の如きは矢張り上の方をすつと安くして居りますが、其の方法は假に英國租界のを申しますと、千キロ迄が二十仙で百キロでも二百キロでも千キロ迄は全部二十仙です、併し千キロから上使ふものは千キロ迄の間を請り二十仙で計算して、其の上の百キロなり二百キロなりを其の次の安い料金で計算して加へて行くといふ方法を取つて居ります、之は極めて合理的な方法で何うしても斯ういふ風な料金制に改めなければなりません、境の所で却て餘計使ふ方が安く、少く使ふ方が高いといふ變な状態になつて居ります、其處で之を改めたいといふのが改正の一つの理由であります、今度の改正案の三行目にございまして千キロ時迄二十仙其前は皆取つてしまふといふことにして約五萬那程電燈料を低減しなければならぬことになるのです、夫れは民團の財政上非常に苦痛でありますから今一過改正の機を待つことに致しまして五千キロ迄が二十二仙百五十キロ迄が二十一仙にして現行より二仙づつ減すのであります、さう致しますと約三萬那位の電燈料金の減収になりますが、百五十キロ以下には非常に澤山の需要家を含んで居るのであります、戸數から行くと約六割が百五十キロ以下の需要家であり、百キロが二十一那です、それから三三那といふ可成り大きな電燈料金を支拂ふ人が此の中に含まれて居るのでございまして、全体の約六割に成ります、殊に最も下級の人は五十キロ以下即ち一月十二那以下を拂つて居つた人には約一割の低減をすることに成りますので一つ一つを考へますれば僅かの低減であるやうですが、併し夫れが積つて矢張り三萬那になるのであります、日本人の需要家と支那人の需要家の比例は無論支那人の方が多いのでありますけれども、支那人の大量を使つて居る人の多きに比して日本人で一月何百那と拂ふ人は極めて少いのであります、夫れも料理屋か何かでありまして、五千の居留民の中の殆ど大部分の人が軽減に依つて一月一那でも二那でも負

擔が軽くなるという結果を来すのでありますから、料金の制度を合理化して行くといふ一つの理由から多少なりと此の際居留民の負擔を軽減したいといふ所から之を提出した次第であります。今日英佛租界と今度の改正料金との比較表をお手許にお配りしてある筈でございますから御審議の上では是非御賛成願ひ度いのであります。

○石川 通君 只今會長から詳しい御説明がございましてよく解りました。吾々も恰度十弗以下の組でして、大抵一弗引かれるか、實際は五拾仙見當だらうと思ふのでございませぬ。さうすれば吾々は其の位引いて頂くよりも減収される三萬弗の金を以て他の方に或は民團の債の方に投入したか、夫れが引ければ道路でも修へる方が宜からうと思ひます。五拾仙、六拾仙引けて貰つた所で大したことはないと思ふのであります。上の方は引かれなくても大した苦痛はないので、下の方を餘計引いてやれば宜いのですが、餘計引かれて余計なものは個人であつても會社であつても金を持つて居る所です。さういふ所が却て餘計引かれて余計なものは個人が引けないやうな形になつて居りますから、居留民の負擔を軽減するといふ御趣意は結構であります。夫れよりも私共は五拾仙や六拾仙引いて頂くよりもつと積極的方面に金を持つて行かれたら何うかと考へるのであります。夫れに就て一寸お尋ねした次第でございます。

○行政委員長(白井忠三君) 御質問といふよりは御意見のやうであります。上の方の引方が大きいといふお考は事實上間違つて居りまして、從來の二拾仙から千五百キロが十九仙になつて居ります。斯ういふ人の減るのは極く僅かでありまして、千キロといふのは一月五百以下で電燈料を拂つて居る人で斯ういふ人は極めて少いのであります。やつと上の二萬キロ、一萬五千里、二萬キロといふ所になり

ますと十五仙、十四仙、十三仙となつて行きました。五割も六割も下るのではないかと仰います。今迄は五千キロ以上は行政委員會の裁量に委すことになつて居りまして、二割位引かうといふ考をして居りました全部を二割引と、今度の方法で行きますと千キロ迄が二拾仙、夫れから上の五百キロが十九仙、夫れから上の五百キロが十八仙、夫れから上の千キロが十七仙といふ風に歩いて行きます。上の方のもう一歩だけは安い率で勘定して行きますから假に中原公司が一番租界の中で餘計使ふとして、全部を十六仙平均で計算して行くより今度の案で計算して行くと約一割程安くなります。二十仙が十三仙になつたのではないかと見方での之を御覽下さらないやうにお願ひ致します。夫れから石川君は一月五拾仙は大金でないといふ御意見でありますけれども併し實際に於ては五六拾仙の衛生費、二三拾仙の衛生費でも無い方が宜いといふ人は決して少なくないと思へます。塵も積つて結局一年間に三萬弗といふ大金になるのであります。一軒の家庭では成程三十仙や五十仙何でもないといふことからは日本租界に居住して居る電燈少量需要者が一軒年三萬弗も民團に拂ふ金が安くて済む、といふことから考れば決して意味のないことではないと思ふのであります。又夫れを積極的に使へばよいといふ御意見も御尤であります。非常に私も賛成ですが、只今民團でやるべき仕事の分量が極めて居りまして、豫算の所に行つて詳しく説明致しますが、本年度の道路工事費の如きは殆ど一杯以上ものを振向けることが出来ませんでした。實は昨年度の豫算迄は電氣の方に金を使つて居りましたので道路が出来なかつたのでございませぬ。本年は其の他に用途がない爲に土木費に十二分の金を持つて行くことが出来まして、人も入れ、ローラー等もつと買つてやればもつと早く出来ませぬが、今持つて居るローラーの程度其他の關係から考慮して計上した豫算すら果してうまく行きますか何うかと考へましたが、行政委員會も

道路修繕には積極的に本年は計上して居る譯で、又豫備費を御覽になると解りますが、四萬何千弗の豫備費を持つて居ります。之は他にも用途がございませぬが、夫等の關係上電燈料を元通りにして置いても三萬弗殖やした方が未だやらなければならぬ仕事があるといふやうなことも大體の議論としては出来るやうですが、實際局に當つて居る吾々としては本年度に於てはさういふ金は要らぬのであります。勞々低減案を出した譯であります。

○清水幸三郎君 只今白井君の説明がございませぬが、三萬弗の軽減に就て、吾々居留民に對してといふやうなお話ですけれども日本人の蒙る軽減額はどの位になりますか、之を一寸承り度い。

○副議長(勝田重直君) 此の間清水議員、森川議員の間に問答あり。只今の清水君の御質問に就ては後から御報告申し上げます。

○好富道明君 現在百五十キロ使つて居る戸數と夫れから千五百キロ以下使つて居る戸數を伺ひ度る平均のワットを示して下さい。

○行政委員長(白井忠三君) 中原公司は解つて居ります。一月月二萬キロです。

○佐々木敏丸君 只今比較論がございませぬが、右の字が一字抜けて居るのでありませんか、百五十、二百、三百と書いてありますが、之は間違ひありませんか。

○行政委員長(白井忠三君) 是れは三つの租界の料金率ですが日本租界の改正案に百キロといふのはございませぬ、併し五十キロから百五十キロ迄が二十一仙です。佛蘭西租界の方は五十キロ以下はございませぬ、百キロ迄が二十八仙であります。日本租界に五十キロがございませぬから英租界が五十キロ幾等になつて居るかをみると二十仙になります。

○清水幸三郎君 中原公司の割引した値段は幾等です。

○行政委員長(白井忠三君) 夫れは先刻御話したやうに十六仙といふことで一應通知してあります。好富さんの御質問に對してお答へ致します。五十キロ以下が二百六十戸、百五十キロ以下が四百九十戸、千キロ以下が二百十戸、五百キロといふ階級は分けて居りませぬ、千キロ以上が十五軒。

持つて居る時に下げたならば効果が現はれないかと思ひます、もう一つは他の租界と比較致しまして何も日本租界が賑々安くなる必要がないやうに考へます、今表を見ましても日本租界は非常に安くなつて居る、佛蘭西租界、英吉利租界に較べても高くありません、現在不平のな

○行政委員長(白井忠三君)

今一應御答へ致します、先刻私は百五十キロ以下の需要が六割で、夫れ以上は四割といふことを申しましたが、之は使ふ電力料金の割合で戸数の方から出たものでなかつたことを只今發見致しま

(54)

(53)

人氣を取る必要はありません、私共は只財源に餘裕のある限り居留民に對して、殊に下層者の負擔を軽くするといふことを始終考へなければならぬことだと思ひまして提案したのであります

(56)

(55)

年出来れば來年の豫算から千キロ以下は全部取つてしまふことが出来まして、三萬弗の數字を來年は二萬弗に削ることが出来る見込であります、さうして民團の方の財政が何うなるかと云ひ

○清水幸三郎君

先刻私が質問したら何等御答へがございませんが、此の低減は人氣取でないといふは

○森川照太郎君

日本人の利益が少いから、支那人が多いからといふだけの理由で民團の問題を議すべきものではないと思ひます、併し乍ら私も天津の民團が道路といふことを非常に閉却して居る傾

(57) ○副議長(勝田重直君) 既に第二議案に導入したものと取扱ひます。

○行政委員会(白井忠三君) 清水君の御質問は遺憾乍ら一時間や二時間で出来ません、説明の出来ない議論を以て進む譯に行きません、今から出しますが、三十分や一時間で返事があると思つて議論をやつて居られるならば、お待ち下すつても三十分や一時間で出来ません、其の積りで議論を進めて頂き度い。

○清水幸三郎君 決議するのを見合せて貰ひ度い。

○行政委員会(白井忠三君) 佐藤君の御意見ですが、幾つも作りましたが何うしても出来ません、二十四仙に合理化する爲に百五十キロが二十二仙で五十一キロが二十四仙取られて居つたものが、キロ二十二仙取りますから五十一キロを二十二仙で拂つた人は値上げされることになり、此の不合理的を除く爲には下げて行つて合理化しなければなりません、所が今出しているのは千キロ迄は當分の間不合理のままで、千キロから上が合理化される爲に審査委員にでも附託されるのでしたら何やつて頂けると思いますが、私共幾つもやつて見たのですが出来ません。

○副議長(勝田重直君) 只今森川議員から委員附託の動議が出て居りますが、御賛成の方は御起立願ひます、一森川議員にお諮り致しますが、豫算審査委員に附託致しますか。

○森川照太郎君 豫算審査委員と一緒にやらないと豫算の方の更正に困るから豫算審査委員に此の案の審査を附託するといふことで宜いでせう、清水君の間に對して行政委員会が答へ出来なければ僕がお答へ致します、人口から考へて見ても何れだけ使つた所で僅かな差だから、支那人が四、日本人が一と御覽になれば宜しい。

○副議長(勝田重直君) 只今森川議員の豫算審査委員に附託するといふ動議に御賛成の方は御起立願ひます。(起立者多数と認め委員附託と致します。)

(吉田議長、勝田副議長と交代す)

○議長(吉田房次郎君) 私は病氣の爲に暫く勝田副議長と代つて頂いたのですが、豫算進行といふことでありますから男氣を奮つて此處に出ました、夫れでは日程第三に参ります。

日程第三、天津日本青年會補助金の件

○行政委員会(白井忠三君) (登壇) 之を御説明申し上げます、御承知の通り青年會の補助金は昭和二年度から三年間は六千三百十五弗づゝ補助するといふことに昨午民會で決定して居るのでございます、本年度に於て青年會に於ける夜學校の仕事を非常に改善することになりまして、其の爲に要する経費が矢張り不景氣の影響から會員の入會が減つて來まして、収入の方は追々減する傾向にあるのでありまして、己むを得ず本年は八百拾五、昨年より二百五拾程増して貰ひ度いといふ請願が出て居るのであります其の内容を説明申しますと収入減額が約四百二十拾程會社商店閉鎖若しくは縮小に依る影響で退

(59) 會者が出来たり或は會費の未拂があつたりして會費の減つたのが五百二十弗で一方生徒の増加に依つて授業料の増額が必要となつたのであります、此の中に大部分が従來やつて貰つて居る先生の俸給を長いこと上げずに居るものがありまして、夫れを幾分づつ上げて行き度いといふことと、今一つは支那語科の方に現在支那人の先生が居られるのであります、日本人を入れたいといふことと、夫れから御大典記念事業として日本語を教へる科を置いて見度い、其の方を日本人の先生に兼ねさせ度い、夫れから今一人は民法法の先生を新にお願ひ致し度い、斯ういふやうな風で千六百十の増額があるのであります、其他御承知の通り従來小學校の校舎を夜間夜學校に使はして貰つて居りましたのを青年會の改築と共に今ではあの中を夜學校の教室が出来た爲に小學校を借りて居つた時より石炭代が餘計要するといふやうなことで以上の通り二千四百の増額をお願いしたい、斯ういふ譯でありますから行政委員は色々審議致しましたが今回夜學校も實業専修學校の規定に従ふ補習教育機関を順次整頓して行くといふ趣旨から請願を尤も致しまして此の提案をした次第であります、細いことは御質問に應じて御答へ致します。

○佐藤政作君 青年會に於て大體の人数から押して幾等位の経費が要するのでありますか。

○山川 眞君 一人頭約八拾五です。

○佐藤政作君 小學校、女學校の方は何うなりましたか。

○行政委員会(白井忠三君) 小學校の方は従來とも百拾五です、女學校の方は二百五十弗になります、約百人で二萬五千弗

要ります。

○佐藤政作君 今天津では四百三十拾位頭割をやつて居る譯ですね、結局補習學校も將來又團營に

なるのでありませんか、何とかもう少し職員を整理する必要が出て來はしないかと思ひます。

○行政委員会(白井忠三君) 青年會夜學校を團營にするかしないかといふ行政委員会としての意見は極つて居りませんので申上げ兼ねますが、男の方の補習教育機關を將來造らなければならぬといふことは教育調査會の意見として極つて居ります、女學校の團營といふことに就きましても團營になると共に小學校との間に人事の關係が相當經濟に行くといふ考で夫れに就ては今も尙早く經費の節減をはかる時機の來るのを待つて居ります、今極く一部はやつて居るかも知れませんが、無論青年會夜學校が團營に移つた時は三つを二割めとして先生になるものを共通といふことも出来ませんが、掛持をさせるといふやうなことから全体で三つの費用が幾等か軽減されるといふことは當然考へらつと完全なものにする費用の方が無難なと思ひます、併し夫れで減る費用よりは團營として居るやうな金額では出来ないのであります、もう少し渾山の金を入れることになるのです、併し夫れは財団法人共益會が出来れば今度は全部民團の仕事でなくして共益會の仕事に教育事業が移つて行きますから、適當な財源を得て改良させて行けると思ひます、今から人のやり繰りを考へて居る時機に達して居らぬと思ひます。

○平井久一君 只今御説明の中に夜學校に日本語科を置かれるといふお話がありました、青年會で日本語を教へるより共立學校で教へる方が順序でありませんか、其の方のお考は

ございせんか。

○行政委員長(白井忠三君)

御意見であります、民間が日本語科を置かうといふ考で出立したのでありませんので、青年會の方で御大典記念事業に日本語科を置いて見度といふ話がありまして、行政委員會の方で進んで日本語科を置かうといふ考ではなかつたのであります、夫れは此の案が審議された時に御説のやうな意見も出まして、共立學校で小學校程度の日本語を教へて居るからといふ話もありましたが、實は行政委員會の方で青年會の計畫が果してよく行くかといふ根拠を持つて居りません、案外やつて見たら一學級が二學級になるかも知れませんが、聞く所に依ると日本語を稽古したいものが相當に居つて十五、二十の月謝を拂つて居るものが何十人もあるさうです、青年會では月謝が幾等になるか知れませんが、月謝を幾等か豫算出来ないかと考へて見ましたが月謝は今の所解りません、相當の収入があれば足りる考であります、共立學校に日本語科を置くことになりまして別に人を入れなければならぬが青年會の希望に異議がなければ賛成して置かうといふ趣旨で賛成した譯であります。

(61)

○清水幸三郎君

私は此の議案に就ては反対でありません、大体の趣旨には賛成であります、先刻説明のありました減収は俸給の一千六百七十二弗拂つたものと今度増額になるもの差が四百三弗許りあります、之は何ういふものに要るのでございせんか、御明答を伺ひ度い。

(62)

○行政委員長(白井忠三君)

私は説明を省略したのですが、もう一遍讀上げますと、給料の増額が一千六百七十二弗、賞與の増額をいふのは月給と年末賞與を分けて二百六十六弗、夫れから俸代の殖えるのが百五十弗、俸給の増額が三十七弗五十仙、差引してさういふことになりまして、
○佐々木敏丸君 私も三ヶ年間は六千三百十五弗で宜しいといふことで決議されたが、今度又々色々な事情で殖やさうといふのは何うも穩當でないとと思ひます、専修學校も必要ですが、併し私は大して必要ないと思ひます。

(63)

○古田治四郎君

今佐々木君の云はれたやうに三ヶ年といふ約束の許に極めたものを如何に事情があつても行政委員會が之を承認して此處に提出されることは甚だ遺憾に思ひます、就きましては事實さういふやうに時世が變つたらば此の専修學校なるものを民間で欠張り經營した方が經濟と思ひます、如何なる點に於て經濟であるか、小學校も經營し幼稚園も經營し、女學校も經營して居る、先程申上げて見ましたが何と考へるといふお話がありました、考慮されるかされな

(64)

○山川 眞君

専修學校に名前を替へるか、替へないかの必要は、日本に於ても一昨年から千六百の設立を文部省でやつて居ります、此の必要程度は夫れでもお解りにならうと思ひます、又教員の融通といふことは、此の専修學校は當然民間が經營すべきものであるが、前提として今青年會がやつて居るだけである、費用の點に於て經濟上教員を共通するといふことは理想だけであつて事實出来ないのであります、小學校の教員を専修學校の教員にする例は既に内地に於て喧ましく云はれて居るが之迄出来て居ない、女學校の教員も専修學校の教員とは全然受持科目が違ふので共通に出来るものは數學位であります、今専修學校で取つて居る俸給額は一人四十弗幾等かにしかならぬ、斯くの如き額額の給料でありますから民間が經營すれば到底之れ以上經濟になる筈もなければ、其の經濟方法には私は強くない點であります、其他別考がお違ひになつて居ると思ひませんが、教育等といふ問題はさう簡單に行きません、改めてお考へ度いと思ひます

(65)

○古田治四郎君

只今私の意見に對して山川氏は非常な反對を云はれましたが、民間から貰つて居るのは一萬弗足らずです、山川氏は女學校の設立に反對され、出来上つて尙反對されませんが、學校に反對するのではなくして人に依つて反對されるやうに聞えます、教員の融通は出来ないと云はれたが、融通の利かない教員は止めてしまつて山川さんによく頼んだら宜いと思ひます。

○富成二君

青年會の補助は非常に賛成であります、本年も優等生が非常に澤山出て居ります、

いかに知れませんが、次年度に於て非常な節約が出来ると思ひます、小學校から女學校に教員を貸してあります、さうして小學校に病人があると授業に非常な差支へて居ります、女學校の方は各科目に依つて分れて居る爲に或時間に出ない先生があります、人数ははつきり分りませんが十人居るとして四學級あれば四人働いて後は遊んで居る、さういふことを考へますと此の専修學校も團營にしたら人に於て餘裕が出来から費用も餘り出さなくても済むと思ひます、此方の小學校、女學校、専修學校は皆連絡があると思ひますから何とか方法を取れば教育が完全に出来ると思ひます、此の點から充分考慮して頂きたい。

(66)

○森川照太郎君

私は此の増額が足りないと思ひます、況んや必要がないといふ佐々木君の議論には非常に反對であります、併し團營にしろといふ御議論に對しても無論團營は希望致しますが、今日の民間の財政の現状の許に學校を不完全な状態にして置く譯に行かない、といふ例は高等女學校の例を見て解ります、徐々に進んで行くとして青年會にやらせて置いて補助金を追々増して行くといふ方針が結構だと思ふのであります、假に豫算を見ると本年度の高等女學校費は二萬九千七百七十四弗十仙、約三萬弗の經費を女の爲に取つて居る、私は高等女學校の設立には反對したものであります、財政不足の民間に高等女學校を背負ひ込ませるやうな結果になりますから不賛成だつたが遂に團營になつた、天津で商業をして居る日本人の子弟に自分達の事業をするに必要なき教育を授ける學校に八千八百弗、女の學校の三分の一に足りない金を出すのに彼等議論のあるべき筈がないと思ひます、若し女學校に三萬弗やるならば此の學校には六萬弗やつて諸君の子弟の教育を完全にして自分達の仕事をうまく行くやうになさる方が宜いと思ひます、天津の商業のうまく行かないといふ根本の理由は色々ありますが、斯ういふ點を閉却して居ることが非常な

(67)

原因だと思ひます、故に誠不足であるけれども折角八千八百弗で宜いと當事者が云ひますから即決して八千八百弗と議會省略でやつて行くが宜いと思ひます。

(68)

○佐々木敏丸君

只今私が不必要と云つたのは夜學校を補習學校にする必要がないといふことを云つたのであります。

(69)

○山川 眞君

専修學校に名前を替へるか、替へないかの必要は、日本に於ても一昨年から千六百の設立を文部省でやつて居ります、此の必要程度は夫れでもお解りにならうと思ひます、又教員

他の學校に比して非常に多いので之も山川君のお骨折の結果だらうと思ひます。今伺ひますと御大典の記念事業に支那人を教育するといふことですが、御大典事業には日本の青年の爲に何か起すのは宜いけれども、支那人に日本語を教へるといふことは御大典事業として良い事業でせうか何うでせうか、會長は何ういふやうにお考へになりますか。

○行政委員長(白井忠三君) 成程日本人が母國の御大典を記念する事に他國の人に教育をすることは一寸聞えが可笑しいやうですが、天津に在る日本の青年會が支那人に日本語を普及する意味に於て、教へる日本側から見れば國威の發揚になりませうと、日本語を普及させることは至極結構なふさはしいものゝ如く考へて居ります。

○富成二二君 日本語を習ひ度い人が百人あるといふ豫算ですが、餘り豫算が多くて又氷と同じやうなことになるはしないかと思ひます。之は御大典事業として如何かと思ひます。支那人はさう日本語をやらないと思ひます。御大典事業といふことに就ては相當御考慮になる方が宜くないかと思ひます。夫れから又別のことではありますが、斯ういふ請願が出れば年々殖やされて居るやうであります。共立學校は大正十四年以來六千三百五十名の豫算が動かないのですが、之こそ御大典事業として何かやるといふことはふさはしいと思ひますが、之には何等の御考慮はないのでせうか、別の問題であります。青年會の問題が出たから何つて置きます。

○行政委員長(白井忠三君) 御大典記念事業として共立學校では何ういふことをするか考へて居りませんが、併し共立學校の財政的獨立とも云ひますか、之に就ては目下考へ中でありまして、恰度御承知のやうに開口から新築校舎に移つた結果費用がすつと殖えるのです。其の殖えた費用を將來附つて行けるやうな基本財産が土地を買却する代金に依つて相當なものが出来る譯です。此の共立學校の持主も極めなければなりませんから何れ財團法人を造つて夫れに基本財産を渡すやうにしやうと思つて其の案を造つて居る譯であります。

○富成二二君 さうすると既に賣買が出来たから基本財産が出来て居る譯でありますか。

○行政委員長(白井忠三君) 未だ出来ません。

○富成二二君 何時出来るのですか。

○行政委員長(白井忠三君) 結局大つかみの見當はつきり、併しあの部分の買収を終つて平均一坪幾等につくといふ計算が出て来ないと本當のものが出来ないので、はつきりした數字を決定するには陸軍の宿舍の問題も全部解決してしまふと大變都合が宜いのであります。併し夫れが非常に長引くといふことであれば屆の土地を切離して評價して基本財産を極めて宜いと思ひます。夫れより開口附屬地全部の平均價格を出して夫れで船會社に賣つる値段が出て来ますから、其の中から建築費とか色々なものを差引いた残りを基本財産にするのが一番理窟に合つた良い方法なのですが、現在の状態では全部何時終るか解らないのです。途中で見當をつけてやらなければならぬことになりまして、財團法人の組織の方をやつて居ります。法人が組織されて認可になるものとして基本金額を極めなければならぬ譯になります。

○森川照太郎 行政委員會に希望するが、政府が女學校に一萬五千弗出して呉れるならば此の學校

には餘計出して呉れるだらうと思ひますから成るべく早く團營にする方針で進めて頂き度い、女學校には保護すべき父兄があるのですが、此の學校に通ふ人は丁稚小僧が多いのでありますから保護すべき人がない、教育を充分受けられない人に、支那に於て商工業に従事する素養を與へる學校でありますから、雖も此の學校に熱心になつてやらなければなりません。女學校の爲には父兄は氣狂のやうになるが、此の學校には少しも努力しないといふ氣の毒な實際事情にあるので政府から三萬弗位づゝ出るやうに民間が盡力してやることを希望致します。今七時半であります。後に豫算があり、明日審査委員會を開かないと非常に手廻が狂ふと思ひますから、此の案の討論は此處等であつて議會略可決確定といふことに致し度いと思ひます。御賛成願ひ度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君) 只今森川議員から議會略可決確定の動議が出ました。異議ございませんか。

○議長(吉田房次郎君) 〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは可決確定といふことに致します。夫れでは甚だ遅くなりましたが、議事日程第四、第五を一括して議題と致します。

○日程第四 昭和三年度居留民團歳入出豫算案

○佐藤政作君 大分居ないやうですが。

○議長(吉田房次郎君) 今晩は豫算審査委員の附託位迄行く積りでございましたけれども、私等の手廻も悪かつた結果でございませう。先刻人数が急に足りなくなりました。九時再開することに致したのですが、只今二十四名の方が居られるのであります。段々夜も更けて来ましたが、豫算にかゝることでございますから今日は少数であるとして散會することに致します。

○森川照太郎 議長に一言することになつたのは民會の恥辱であり、民間の事務執行に差支を生ずるかも知れない、議長に要求するが、之から先は集會の時間を正確にして議員によく行き渡るやうにしやうして期日内に議了し得るやうに總ての準備を造極なく運んで頂き度い。

○議長(吉田房次郎君) お答へ致します。尤もなる森川君の御要求でございますが、出来るだけ盡力して居ります。今晩の如き再開するに就きましたは電話をかける自動車で迎ひに行く迄送して居ります。之は無論吉々の不徳の致す所でございますが、獨り吉々のみならず民會議員に於ても此の責任があるだらうと思ひます。御注意のことには充分にお聞き致して置きます。

○勝田重直君 只今の散會は流會のお間違ひでないかと思ひます。

(69)

○佐藤政作君 今日飯を食ひに行くといふのが切掛でこんなことになつたのですが此の次は飯を出すといふことを皆に通知して置かれたら何うでせうか、五時といふ時間は六時、七時と直ぐ飯の時間に掛るのでさういふことになつたのだらうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

○行政委員(田村俊次君)

今流會になすつたら明後日の會合の時に定員に満たなくても直ぐ開けますか、今流會にすると明後日定員に達しなかつたら流會になりますか。

○行政委員(藤田語郎君)

私は先刻居りませんでしたが、議案を議題に出して休憩されましたか。

○議長(吉田房次郎君)

議題に遣入つて。

○行政委員(藤田語郎君)

議題に遣入つてないといふれば散會で宜いが、議題に遣入つて居れば散會といふことは出来ない。

○森川照太郎君

どの道流れるから流會でないですか、定數に足りないから流會でせう。

○議長(吉田房次郎君)

明後日の都合の宜い、やうにします。

○森川照太郎君

明後日の招集時間を午後七時にして頂き度い、四時、五時はお止めになつて七時に

(70)

極めておそく引張れば明後日は出来るだけ進行出来ます、民會をしくじつた初は昨晚二つの議案を渡したのが手抜かりだと思ひます、其處に追加が出たから斯ういふことになつたと思ひます、四時、五時といふ開會時間は間違で、夜でなければつくりたくない人達だから午後七時といふこととして明後日は續けるだけ續けて十二時が一時になつても構はずにすると民會の期日内に出来ると思ひますから、七時と新聞等に書かせることにして、餘り餘計な質問などは議長が手加減なさるやうにしないと間に合はないと思ひます、私は明後日は七時になさる方が宜いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

七時といふことになりますと、飯を食へば一杯晩酌して来るといふことで毎晩長くなります、毎晩夜を更かすといふことは他に本業を持つて居る方は餘程苦痛だらうと思ひます、併し皆さんが七時でしたら異論ありません。

○勝田重直君

少數のものが申合せても困ると思ひますが、尤も森川さん等は自分の新聞で大に宣傳して頂けば宜いと思ひますが。

○議長(吉田房次郎君)

皆さんのお考を聞かして頂き度い。

○石川 通君

五時で食事をするのが切掛であつたのですから、食事を此處ですといふことに極めれば宜からうと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

皆さん五時といふことに異議ございませんか。

○古田治四郎君

私は七時説に賛成です、何うも四時は吾々非常に忙がしいです、夫れから此の前

(71)

にも誰か御有いしたが、御説の用意がしてありまして食つたから責任上残りましたが、自分の家で飯の用意をして置けば一時や二時迄引張つても文句が云へないと思ひます、明後日は何うせ片附ければなりませんから七時から開會せられて全部議了せられるやうに致し度いと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

議長としては何方でも構ひません、皆さんが賛成なされば。

○行政委員(白井忠三君)

一言御注意の爲申上げますが、明後日開けば會期中に終り得ないことになりま、明後日假に七時から始めますと残された議案が三つある譯です、兎に角豫算審査會といふものを本會議の他に開かなければなりません豫算審査會を火曜日にしますと夜でなければ開けない、夜七時から一時迄として六時間では終りません、何時も朝始めて晩十時迄掛りますから、二十七日を二日間審査會に當てなければなりません、夫れから二十九日に豫算本會議を開き夫れから神谷の問題があればならぬと思ひますが、無論之は已むを得ません、明日開けるか、開けないかといふことも一週研究して見度いと思ひます。

○石川 通君

明日四時から七時迄やつて、審査委員會を月曜日にやるといふことしたら何うですか、一日だけ期間を延長しないで済みます。

○行政委員(白井忠三君)

法規の上から「通常民會は七日間とす」とありますから八日間出来ません、日曜日を便はなれば其合が悪い。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは先刻散會と申上げましたのは流會と致しまして明日はお集りの方が都合よくなくても開會致します、午前十一時に開き度うございます、何うか食事の準備がしてございますから其のお積りでお集り願ひます。

午後十時四十五分散會

(72)

午後十時四十五分散會

(77)

の新築が相当多かつた爲であります。尙夫れが幾等か上がるのであります。取得課金は昨年より少く減つて居りますが、支那人で工賃に付したものが多く爲に大増減して居ります。實際には取得課金が八千二百弗、營業課金が四萬六千弗、何れも少しづつ、本年度は豫算を内輪に見てある譯であります。此の主なる課金二十一萬七千弗を日支人合せて三萬五千人の頭割に致しますと六弗と幾等といふものになります。之と日本の都市との比例が何うなるかといふことを御参考申上げたいと思つたのですが、一寸圖書館の参考書の中に見つかりませんので申上げられませんが、日本の全体的租税、國稅、色々の税金の負擔は一人當り二三圓幾等になつて居るといふことが解ります。夫れから見ると天津の税金が一人當り七弗に達しない六弗幾等ですから約四分の一の比例になるやうであります。夫れから碼頭收入といふものが第七款に擧げてあります。現在の埠頭の狀態であつて汽船が進入して来て上がる收入を豫算したのであります。一昨日かもお話したやうに九月一日から二百五十尺以内の船が着くやうになるといふ海河工務局の話でありますけれども、民間としては汽船を繋留し得るものとして豫算を組むことは未だ多少の不安を感じますので茲に碼頭收入五千弗を計上致しました。夫れはライター或るの收入を豫想しただけであります。第十四款の特別會計繰入金金が二十八萬弗あります。先刻お話ししました電氣の方から一般會計に繰入れる額が二十八萬弗に達して居るのであります。尙此の他に電氣部の豫算で解りませんが、電氣部で今年新に施設するものが三、四萬弗あります。外に豫備費に二萬何千弗あります。彼等を合計しますと電氣の方の収益が本年は三十五萬弗に達して居る譯であります。歳入の所で特に申上げて置きたいのはそんなものであります。

(78)

で政府に國庫補助の請願をした方が宜いといふ御意見から行政委員會で請願の手續きを致して願書を出してあります。併し未だ政府の方から何等正式の御回答に接してませんが、洵れ何ひます所に依ると外務省に於ては各地の警備組織をもつと改善するといふ御方針の許に何等かの計畫が樹てられてあるやうであります。其の一半は本年の議會に提案されたやうでありますけれども不幸にして議會解散の爲に豫算は不成立に終つて居ります。來るべき特別議會に若し其の一部が追加豫算として提案されるならば本年直に實現されることと思ひます。夫れは外務省の計畫の全部ではなく極めて一部であるやうであります。結局一言にして申上げますれば日本人巡査の増員といふことになるらしく伺つて居ります。其の結果巡捕の數を追々と減して行くことの出来る考で民間の負擔に屬する巡捕の數の減つて行くことは、要するに民間の警備費が段々輕くなつて行くといふ結果になるので、外務省はさういふ風な方針で行はれるといふことを聞きました。自然此の請願の趣旨は直接には達成しないのであります。間接に警備費の負擔は輕くなつて行くものらしく考へられます。次は第十一款の土木費であります。昨年の豫算に於ては第六項の修道費を御覽になると解りますが、本年は一萬九千九百九十九弗しかなくて、昨年は五萬幾等になつて居りますが、昨年の豫算編成は新しく造る道路も修道費に遣入つて居りましたので、本年は新しく開鑿する道路の方を全部臨時部の方へ持つて行きますから經常部の修道費には既に出来た道路の修繕費のみを計上してあります。爲に減つて居りますので、實際に於ては臨時部の方に付して相當多額の道路修繕費を計上して居ります。此處で御注意願つて置くことは第十一款の土木費總額が七萬八千八百約八萬弗を經常部で土木費に使はれて居るといふこととあります。序に臨時部の方を御覽願ひます。土木費に道路築造費といふのがあります。十六萬八千弗を計上してあります。

(79)

が、下の摘要に相當細かに書いてありますが、主なる道路のやり方を申上げると、伏見街は全部保津線の自動車が大頻りに通り抜けますので、全部完全なものにしてしまふ積りで、只明石街から芙蓉街の間は御覽の通り非常に狭い道になつて居りますので此の部分は本年は未だ手をつけません。何うしても彼處の土地家屋の買収を行つて廣くしなければならぬと思ひます。其の次明石街は伏見街から福島街の間を完全な道にしまして、福島街から伏見街を通じて住吉街に出る迄の連絡をしようといふ譯なのであります。旭街は新聞等では佛蘭西租界と同じやうにアスファルトの道にするやうに誤り傳へられて居りますが、アスファルトにするに越したことはないのですが、アスファルトにするに非常な金額が掛りますので矢張りコルタール道路の極く良いものにするといふ考であります。大和街は支那側と日本側と隔年に費用を負擔して車道の改修を致しますので殆ど極つた費用なもので、只日本租界側の側に歩道をつけることに致し度いといふことになつて居ります。夫れから宮島街は御覽の通り明石街迄の間はコルタール道路になつて居りますが、昨年やりました加藤洋行橋或は公園の橋邊りに大分出来の悪い所がありました。既に龜裂が入つたりぶく／＼したりする所がありました。是れは無論直しますが、明石街から住吉街迄此方と同じやうに完全に致します。白河の岸から運河の所迄完全な道が一本眞直に出来ることになつて居ります。芙蓉街は宮島街から秋山街迄の間は人道がついて居りませんし、車道もほんの石を入れただけで基礎が出来ません。之に人道をつけ基礎を造りまして、完全な下地を本年に於て先づ致します。宮島街・福島街の間は三年前に基礎が出来て居るので、今日では上側が大分凸凹になつて来て居りますが、あれを直しまして橋街と同じやうに馬車道でありますからソリデットをやつて芙蓉街の半分だけ完全な道路になる譯であります。夫れから須磨街、桃山

(80)

街方面は人道を設けて車道の方は手をつけませんが、爾の降つた時に車の人は矢張り相當困難でせうが、歩く人だけは先づさうびし／＼して歩かなくても済むやうにしたいといふ計畫であります。秋山街は壽街から芙蓉街迄の間を本年完成を致します。夫れから蓬萊街浪速街は矢張り春日街迄の間を完全なものに今年致します。夫れから福島街は下地の工事は矢張り二三年前に海光寺の兵營迄つかり出来て居りますが、成るべく早くソリデットで上覆ひをしてしまひます。又下地迄いたませることになりまして本年に於て壽街から芙蓉街迄ソリデットをかぶせることに致します。芙蓉街の角を曲つて山口街迄馬車道が半分だけ完全になる理窟になります。一方秋山街を芙蓉街迄の間を下地を今年完成致しまして馬車道がぐる／＼と周ります。完全になる譯であります。其他に昨年の八月の臨時議會で御協賛を得ました埠頭工事につけてやりました壽街、山口街の間の道路費用は此の十六萬幾等の中に遣入つて居ります。結局十一萬七千弗と經常部の八萬弗を合せて二十六萬弗のものを本年の土木費に投ぜられて居ります。電氣部から來る二十八萬弗の繰入金金は殆ど全部土木費に持つて行つて使ふといふ譯なのであります。先刻申上げた福島街のソリデットとか或は浪速街、蓬萊街邊りの仕事は實は土木課としては現在の設備では豫算を計上して預いてもやり切れぬかも知れないといふので係員等は無論相當に頑やう考ですが、併し機械の方は段々壽命で補充して行かなければなりませんけれども、昨年段々築造を終りますやうな何台ものローラーが要する譯ではありませんがローラーを買込んで迄本年は之以上道路を築造するといふことは如何かと考へまして多少の豫備費があります。此の位の計畫を止めて置いた譯であります。此の土木費の第六項に築造費として下の摘要にもありますやうに、現在の運動場は段々貸下を行はなければなりませんので、現在の運動場を移

轉せしめなければならないことになつて居ります、只今發電所のあります此方寄の一角は將來、小學校、女學校或は専修學校といふ風な學校を建てる予定地にしてありますので、當分運動場を彼處に移す爲に、運動場の塀を拵へましたり、一寸したスタンドも在來の材料等を使つて造りましたりする費用を計上致しました、七千七百四十何弗といふものであります、第八款の公園費の中に營繕費がありますが、審査會の時圖面をお目にかけますが、下に書いてありますやうに記念碑前の廣場は雨降の度に道が悪くて困るので、此處と天津神社前の排水工事を致します、噴水池も最近になつて私共聞いた話で彼處の水は全然抜道がありませんので水を換へるに蒸氣ポンプで汲み出して居つたさうであります、水抜を造る方が掃除の都合が宜しうございまして、水抜を造ることに致します、菊花壇といふのは公園の中に日本式の菊花壇を造つて日本氣分を味ひ度いと云ふことで僅かの金額ですが豫算を取りました、藤棚は今西洋式の棚が三箇所計りありますが、皆取つてしまつて十二三間の長い藤道を造りまして夫れに藤を這はせる、三年や五年で藤が茂る譯に行きませんから當分藤でも下げやうと思ふのであります、夫れから温室の新築といふのがありますが、先夜石川議員からお叱りを受けました萬里の長城を取りまして、取るも云つても向つて左側を全部取つてしまひまして右側は幾等か棚を利用されまして、築山は全部取りませんが便所はあつて置かしまして、吾妻街から這入つて来る道路に續かして高さ十五六尺、硝子窓の可成り大きな温室が出来ると見えます、從來民園の持つて居ります温室は冬の開球場等を圍つて置くことが出来ずで無論花も仕立つて居りますが云はば貯藏的温室ですが、今度のものは通る人が御覧も出来ぬ或は温泉を見に来ることも出来るといふ程度の、御覧の温室を造り度い、但し温室の中に入らざるといふこともありませんので、之亦多少心配致しますことは冬になりまして

公會室にでも移つて貰ひまして彼方を民會議場に普通に使ひます、行政委員會の部屋等は全部書庫に致しまして増築した二階を行政委員會室に致します、下に商業會議所を移して、民園事務所を擴げる計畫であります、折角の建物に空張りを造つては外観を悪くしはしないかといふ懸念があります、夫れから御大興記念事業の計畫もあるやうでありますから其の結果何うなるか解らないといふ點から懸念に致しましたが、約一萬弗程掛る増築でありますから何うなつても出せるやうに豫備費の中にゆとりを取つて置いた譯であります、極く大體の説明ですが、尙細い所は御質問に依つてお答へ致します、電氣會計の方は第一使用料の電燈料の下に内課費が出て居りますが、昨年度の使用料と較べますと二割何分の増加になつて居ります、現に夫れだけ積んで居る所でも尙少しく内輪に見て居りますので最近に老九章の改築が完成致しますと未だ未だ積んで居る所でも尙少しく内輪に見て居りますので、何うしても變電所等は又本年に於て一箇所増設費といふやうなものが激増して行きますと、何うしても變電所等は又本年に於て一箇所増設費といふやうなものが必要が起るかも知れません、其の爲に計上してあります、夫れから第四款發電所費の運轉費は石炭の問題であります、色々新聞等にも出て居りまして一寸誤解して傳へられて居るやうにも思はれますが、最初計畫を致しました時考へましたのより石炭が餘計であるといふので先づ二ボンドか三ボンド半の豫定が三ボンド七分程あります、其の原因が何處にあるかといふことに就て色々研究して居りますが、之を一概にボイラーの設計が悪かつた結果といふ風に決して民園では考へて居りません、石炭の要り方といふのは蒸氣の要り方でありますが、一キロ當り何ボンドの蒸氣を要するかといふ點から見ますと無論煙の方とタービンの兩方の關係になります、一キロ當り要する蒸氣の量は仕様書と殆ど一致して居ります、機械が一杯働く時は少し仕様書よりも蒸氣が餘計要り、機械が七歩通り乃至八歩通り働いて居る時は蒸氣の使用量は仕様書より少くして済むといふ成績で其の點から見れば、機械は注文したのと少しも變らない、寧ろ稍良好な成績を擧げて居るのであります、夫れに石炭が餘計要るといふ原因は石炭が悪いといふ點にあるとしか思へませんが、併し初めから開源炭を使ふといふことは民園の計畫であつたのでありますから、開源炭が特に悪くなつて居るといふことでない限り吾々最初の計畫と一致しない譯ですが、事實開源炭が分拆表として配付して居るものと今賣出して居る一號炭と同一程度に例へば發熱量等もあるものが何らか其の邊の研究からして掛りませんと結論を得られませんが、目下石炭の分折を大連の滿鐵にお願ひして居るやうな状態で、其の結果此の開源炭だけを使ふ方が宜いか或は色々な石炭を混ぜて使ふ方が宜いかといふ點を充分調べた上で、最後に於てこの論を幾等か改良しなければならぬかも知れませんが今の所解らないのであります、今一つは無論初めから考へて居らない筈はございませんが、費間の電力需要高が大變少く爲に夜は二本のボイラーを焚きますが、晝間は一本火を消して居るのであります、夜中過ぎると火を落して翌日に又火を入れ始める、其の爲に一本の煙に就て、煙が温まる間に石炭が二順位づゝ餘計要る、夫れを平均して行きますと全體の上で夫れだけ餘計石炭が要るといふ結果になります、此の缺點を補ふ方法は要するに費間の電氣を餘計使ふことを獎勵して料金を此の間の改正にも安くしてありますから一般に普及させて、晝間に電力を使つて貰ふとか、總ての費間電力の需要を喚起してさうして費間の電力の需要が多くなつて來れば結局今申す一本づゝ火をつけたり消したり毎日して居るといふ不經濟を除くことが出来るのですが、現在のまゝでは中々一朝一夕には行きませんが、是非皆様も費間電力の使用といふことにお心掛下さいまして宣傳をお願い

(85)

たいのであります、今一つは新聞に近くと機械を増設してはいけませんのでないかと、いふことが書いてありますが、實は殆んど一杯と云つて宜い位でやつて居りますので、全然安全な状態ではありませんが、一昨日申上げましたやうに萬一の場合は佛蘭西の電力會社から電力を買つて送電することが出来る約束が成立して居りますから、昭和三年度に於て直に増設計畫をしないで、來年邊りから計畫を樹て、明後年に實施するといふ風な計畫で遅くないと思ひますから、本年の増設計畫は止めに致した譯であります、何うぞ細い點は御質問をお願ひ致します。

○議長(吉田房次郎君) 是から御質問があり討論に進入するのであります、食事の用意が出来て居りますから食事にしたら何うですか(賛成と呼ぶ者あり) 夫れでは此のまゝにして休憩致します。

午後一時三十分再開

○議長(吉田房次郎君) 是れから開會致します。

○森川照太郎君 議事の進行に關して一言ございませう、私は今日午前十一時に開會するといふことを知らなかつたのですが、何故に日曜日の午前十一時に開會することに致しましたものか、昨夜少し早目に歸りましたので知りませんが、議長又は行政委員會長の御説明を願ひ度い。

○議長(吉田房次郎君) お答致します、今日開會致しますれば豫定の五日間で済むことになりませう、其の研究の結果であります。

(86)

○森川照太郎君 本日開くことは解つて居りますが、午前十一時に開會した理由は何い、普通民會堂多年の習慣は夜分でしたが、最近になつてから四時とか五時に開會が出来ましたが、午前開くといふ慣例は殆んどないと思ひます、夫れを本日に限り十一時に開會する理由は何い。

○議長(吉田房次郎君) 別に理由はありませう、只日曜日でございませう、十一時から開けば非常都合が宜いといふことで極めました。

○森川照太郎君 然らば私は非常に輕率なことをお勧めになつたと思ふ、幸ひ日曜日といふ理由が解らない、日曜日といふものは寧ろ控ふべきが本當であらうと思ひます、日曜日なる故に午前開く此の會議を開くといふ理由は何いと思ひます、將來の爲に述べて置きます、本日お開きになることは一向異存ありません、併し乍ら恒例に依つて午後四時とか五時とか若しくは晚にお開きになるが宜い、偶の休を午前から時間を潰すといふことになれば穩やかでないのみならず、慣例に反するやうな通知を夜の夜中に出して、さうして夫れを朝迄に民會議員が之を讀むといふ假定をするといふことは極めて輕率だと思ひます、私は民會議員諸君が民會といふものを甚だ輕視する傾のあるは宜くないと常に思つて居ります、併し乍ら民會議長が民會を招集するに、辛うじて見れば見得るやうな時間に招集の通知を發するといふ輕率なことをするから、民會議員をして民會を輕視せしめる傾向を増長せしめることになると思ひます、若しも民會といふものをも少し重大視されるならば夜半に通告をして、夫れを認むるといふ考の許に、餘裕のない時間に招集の通告をするといふことはなすべからざることであります、私が議長なら斷然さういふことはしない、さうして將來にも斯ういふことは極めて惡例となると思ひます、例へば何か重

(87)

要な問題があつて議員が二つに分れて居る時に、一度にさういふこともありませんが、無いといふこともないと思ひます、其の時に一方の人々が密つて夜半に時間を極めてさうして夜半に通告を出して、午前開會して決定してしまふといふやうなことが行はれるやうな場合があつたと假定したならば甚だしく危險が伴つて來ると思ひます、故に普通の道理から考へて見ても日曜日の午前開會といふやうな悪例は將來に是れを斷つてしまふ、夫れから十二時間の餘裕もない通告を以て民會を開會するといふやうな無考なことは將來斷然ならぬやうに議長及議員諸君に希望致します。(賛成と呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君) 昨日は皆様に御賛成を得て極めたのであります、決して時間は皆様の御都合がおりますので私の専斷でやつて居りませう、議場の皆様に御諮りして居ります。

○森川照太郎君 私は議長が議場に踏つたと仰有います、然らば今回の民會が斯ういふことになつたに就ては二つの理由があると思ひます、第一は第一日に豫算前の二つの議案をお進めになつたことが手取りであつたと思ひます、夫れから昨日は腹がすいたから止むたいといふことで止めたが、甚だ武士らしくない、少し押さへてもう一つお進めになつたら宜かつたと思ひます、是れは甚だ議長の手取りのやうに思ひます、議場に踏るのは當然の精神ではあります、議長に與へられたる權力を以て進行を計られることが必要と思ひます、今日皆様の都合があるといふのはどんな都合でせう、今晚何處かに宴會があるやうに昨日も聞いたが、夫れを控へて居る爲に民會を十二時間の餘裕のない通告を以て開會するといふことは天津民會の恥辱であります。

(88)

○議長(吉田房次郎君) さういふ積りで極めた譯でございませう、今日の進行の都合に依つては夜に進入するかも知れませう、宴會等の爲にやつたのでございませう、夫れでは議事を進行致します、何うか御質問なり御意見がございませう。

○石川 通君 お尋ね致しますが、第一頁の取得課金の所で支那人が銀四百円となつて居りますが此の人数は何人位でございませうか、夫れから二頁の不動産取得税といふ項目があります、昨年の實收はどの位でございませうか、尤も昨年の審査委員會に於きましても二萬非位上るだらうと思つて居りましたが、事實は夫れだけ上つて居ない、何の位置がございませうか、夫れから碼頭收入の所でございませうが、私共決して船の運入らないことを望むのでない、船の運入るやうに運入るやうに思つて御質問を毎年重ねましたが、本年も九月一日から運入の見込だといふことですが豫算に計上してないのは一寸可笑しく感ずるのであります、此の點もお尋ね致します、夫れから道路の所でございませうが、臨時部の道路は先程の御説明で非常に満足でございませう、所が主要道路の旭街が自動車や車で歩いて見ると分りますが誠に不完全であります、夫れに豫算面を見ましても旭街は出て居りませう、是非早く修繕をお願ひ致します、次に矢張り臨時部の餐館費の所で運動場が移すに就きませう、先程御話がございませうが、曙街移轉の準備でありますか、夫れから運動場の所に公園費の所で池の水抜を今度やられるやうなお話ですが、既におやりになつたのでなからうかと思ひます、此の點もお尋ね致します、夫れから新聞等にも随分書いてございませうが、御大典記念事業費が本年度の豫算に一つも上つて居ない、目下極つて居ないといふ

先程のお話でありましたが、極つてないから掲げることは無理かも知れませんが、場合に依つては豫備費で出さうといふお考があるのでございませうか、此の點を伺ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君)

石川君にお答へ致します。取得課金の昭和三年度の負擔者數は事務報告の百四十六頁を御覽下さると解りますが、昭和二年に於ける負擔者は支那人五名で、二名の増減が或はあるかも知れませんが、今は之だけになつて居ります。不動産取得税は今日迄の取得約一萬五千円であり、御説の如く最初の原案は臨時民會に於て修正されて、計畫中のもの、工事のもの、仕上る分に對しては賦課しないといふことが極つた爲に豫算より減つたのですが、今日迄一萬五千円程あり、増頭のこととは財政計畫表を御覽になると分りますが、本年度の収入は豫算に發表して居る所は二百六十萬に過ぎませんが、九月一日から汽船を着けるといふことにして居ります。陸上の設備が出来て居りません、税關検査場とか乗客の待合所といふやうな計畫を起せば同時に船の収入を計上して宜いのであります。現存白河の泥塞の状態から考へれば無理だと思ひます。確に着くだらうと思ひますが、此の白河泥塞の状態は何ら變化するのかわかりません。白河泥塞状態は昨年の四月に起つて極端になつたのは八月でございます。昨年の通常民會以後の突發事項でありますから、通常民會には豫想しなかつたこととあります。已を得ないこと、御諒解願ひ度いと思ひます。運動場の問題は休會前から願書が出て居ります。今の所は何時取上げられるか解らないから安定した場所を運動場として呉れといふことで、數年前に願書が出て居ります。又事實今度引越すといふことに就ても此の後へ呉れが移轉することはない、と昨年の通常民會で申上げたと思ひますが、曙橋を移轉せるといふ話は行政委員長では提案して居り

(90)

(89)

ます。御大典記念事業に關する御質問は、御質問通り斯ういふ仕事をやると特別委員の方針が極まりました。先づ其のことから民會の決議を待たなければなりません。其の豫算は行政委員会で考慮致しまして臨時民會で諮りする積りであります。本年度の財源として豫備費の範圍を無視することが出来ないやうに考へて居ります。旭街道は其の下に書いてありますやうに本年は従来やつて居るやうなコールド道路よりもつと好いコールド道路にすることにして居ります。先刻の説明に現れて居つたやうであります。追つては佛蘭西境界のやうなアスファルト道に替へるものであります。夫れは何年後になりますか。財源の都合で早當がつかまませんがコールド道路の極く好いものに秋山街から北旭街道全部致します。只夫れをやる前に電車會社が線路の下に混泥土の枕木を入れるといふ約束をして居ります。其の工事がうまく進んで呉れませんか。民團の旭街改修工事が手進みますか。知れませんが、電車會社の方に充分督促致しまして豫定通りやつて呉れば本年綺麗に全部コールド道路になります。公園の水は仰せの通りやつてしまひました。豫算の關係は本年の幾つて居る金でやつて居ります。額が極めて僅かであり、但し、本年度の豫算にありませんので、本年度の豫算に計上して居ります。最近宮島街の修繕をやりますのに四月以後迄遅延して置けば宮島街の修繕工事が手遅れになりますので、昨年度でやつてしまつたのです。

○山川 眞君

収入の方で質問致しますが、色々聞か所によると課金の方針が少し誤つて居るやうに思ひます。家賃とか或は家賃の大半、収入の大部分のみに就て徴收されて居るのか、家族の収入等も考慮されて居られるや否やといふことを先づ第一に伺ひ度い、夫れから収入の各費目に就て昨年の費目に準據して按配されたか否かといふことを第二に御伺ひ致し度いと思ひます。支出の

方で昨午土地課金から一萬円を道路修繕費として出したが夫れが何處に使はれて居りますか、及び實際の支出額を伺ひ度い、夫れから運動場の問題で休會前から請願して来た運動場の廣さ其のまゝを許可になるものであるか伺ひ度い、そして萬里の長城の便所は全然取除かれるものであるか、又改造になるプールの排水の利用方法はどうかといふことを伺ひ度い。

○行政委員長(白井忠三君)

お答致します。課金の方針と云はれると恐らく取得課金と營業課金のことと思ひますが、取得課金は大体に於て月給を標準にして居ります。日本人の方に對しては可成り正確に近い標準であります。在外手當等を加へるか加へないか、といふ細かな所迄は考へて居りませんが、非常に正確な標準に依つてやつて居るとは申し兼ねますけれども、日本人の方の取得課金に就ては相當の収入があるものを査定して居ります。支那人に至りましては、八千円なければ出来ないとはいふ分量で極めて居ります。營業課金の方も矢張り目分量です。營業者は資本金の届を出すとか或は一年の營業高を届けさせることになつて居りますが、正確なものが出ませんから課金調査委員が査定する場合はさういふ風な依り所のあるものを極めて行くことは到底出来ないであります。矢張り目分量で極めて行くより他ないのであります。是れは日本人、支那人を通じてあります。が支那人の方は現在に於ては工巡費が設けられたから大分其の點に於て一昨日もお話するやうに追々依り所のあるものになります。其他の収入費目は何に依つて豫算するかといふと矢張り前年の大休の標準に依つて極めて行くより他ありません。今年も斯ういふものは幾等かでも減さう、斯ういふものは追々殖えて行くだらうといふことで極めて行つて居ります。支出の方も昨年の標準に依つて居ります。豫備費は前年度の豫算に提はれて居りません。全体の財源、全体の收支の状態から考慮して極めることにして居ります。昨午土地課金から出した道路修繕費の一萬円で、旭街の修繕をやつて居ります。數字は後からお答へ致しますが一萬円には達してないと思ひます。運動場の廣さは今休會前から希望されて居る坪數全部を當分の間は貸し出すことが出来る積りであります。只發電所寄の部分若し一、二年の間に水道事業が團體出來るといふことになりますとデモスコートの部分だけを返して貰はなければならぬと思ひます。公衆便所は前から申して居る通り便所を除くのでありません。残して置きます。プールの排水の利用方法は考へて居ります。プールから排出する水は道路撒水のタンクに入れます。撒水に使ふ計畫をして居ります。好富道明君 工巡費の五萬二千円は昨年に較べまして三萬一千円増加になつて居りますが、之は多分取得課金、營業課金を出して居る支那人の方から合計二萬三千円といふものが加つたものと思ひますが、尙八千円多くなつて居ります。此の標準は昨年度と同じ標準でありますか、是れに對しては先程も申し上げたやうに大分支那人間に不平があります。此の不平は工巡費其のものに對する不平でなく所謂其の率の不平であります。民團は何円以上のものは幾等にするといふ情實を除けたものでありになるお考でありますか。其の邊の所を伺ひ度い。

○行政委員長(白井忠三君)

一昨日の事務報告の時に御質問なかつたのですが、工巡費に於て昨年より殖えたのは四千円では全部取得課金、營業課金の方から廻つて来たのであります。四千円よりはもう少し多いかも知れませんが、夫れから徴收の標準は營業をなすものにあつては家賃の百分の幾つ、營業をなさざるものにあつては百分の幾つといふ風に一本の率になるのであります。一年や二年では無理かも知

(92)

(91)

(93)

りません、従来營業課金、取得課金を目分量で極めて居つたのでありますから夫れが非常に増えたり減つたりする形になりますから、減つた方は喜びますが、増へた方からは文句が出るのでありますから何うしても順次に改革して一定のものを造るといふより他ないのであります、無論一定にするといふ方針で進んで居ります。

○好富道明君 事務所費に於て一萬八千弗許り積立て居りますが、段々積立て居るやうに思ひます御承知の如く西洋人の方に向つては英語の出来る場託がありますが、非常に大切な税金の負擔者である支那人の方に關しては少しも考慮が拂はれて居ないやうに思ひます、現在税金の取立に津山の支那人を使つて居ります、併し乍ら之等支那人に頭がない爲に種々區々取り方をして又色々勝手なことを云ふ爲に支那人等に相當感情を害して居るものがあります、此の際日本語の出来る支那人或は支那語の達者な日本人、何方でも宜しうございませうが、支那の大官或は相當の家に居つて口の利けるやうな人を一人お備ひになる御意志があるや否や伺ひ度い。

○行政委員長(白井忠三君) お答致します、一問から見れば御尤なる御意見のやうであります、實際問題としては行政委員會に於ては其の必要を認めて居りません、相當日本語の達者な支那人は一昨年米民團で働つて置いて居りますが、寧ろ昨年来徴収制度になり税金なり電氣使用料、水道料といふやうなものも納付制度でなく、此方から取立てる制度に改め今日では本年から順次派遺するやうになると思ひます、二三の苦情は聞きますが、大官等では税金を取りに来たものを打つたり、喧嘩したり夫れの相手になれば何とか云ふといふ風に、其處に或種の事情があるだけであつて、當り前の場合は其んな苦情は起らないと思ひます、先般或大官のもの達と衝突したといふことを聞いて居ります、夫れを調べて見ました所が、色々なき違ひが起つた出来事でありまして極めて稀にあることであると思ひます、只税金の性質が、よく解らない、意味が解らないといふ風なことに對して説明をするべき任務は無論民團の幹部の仕事であります、日本人で支那語の出来るものを置くことは説明する場合は必要でありませうけれども、税金を取立に行く爲に誤解の起らないやうに條文をよく瞭解し法規を完全に頭に入れて居る學問があり理解のあるものを使ふといふことは中々出来ないので、費用も掛ります、二十弗位の給料で工巡費、取得課金をよく理解し、民團の發行する告知書、領收證を持つて何ヶ月何何何何に來ましたと云つて一々之に應對して居るといふやうな譯に行きません、從來民團が出して居る色々條例に對する翻譯のものが他の方から見ただけで拙く、趣旨も徹底して居らぬといふ非難を聞いて居りますので、從來商業會議所の書記をして居られる支那人にもお願いし、民團の中にも人を置いてやつて居りますが、少し重要なものは特に民會議員の方にも添削を仰ぐ迄にやつて居ります、尙且いかぬといふ御非難がありますので更に一つと手段を盡して文休文意の徹底するやうに致し度いと思ひます、此の點は考慮して居りますが、日本語の出来る支那人とか支那語の達者な日本人を置くといふことは考へて居りません。

○好富道明君 會長は大分私の上上げたことに就て誤解があるやうに思ひます、私の上上げたことは取立に行く支那人が總ての條文或は條例を知つて居なければならぬと申上げたものではありませぬ、要するに支那人が津山居れば彼等が勝手な行動をして居りますから夫れを取締る機關も必要と思ひます、何うも税金の負擔の多い支那人に對して餘り不親切なやうに考へて居ります、夫れをやらされる御意圖がなければ行政委員長各位も本當に支那人の眞意が何處にあるか、本當の希望

(94)

(96)

が何處にあるか解つて居ないと思ひます、もう少し心理状態の解るやうにされたら宜からうと思ひます、夫れだから今のやうな御議論が出るのであります、租界局が何うといふのでありません、要するに日本租界に住んで居る支那人納税者と此の民團とがもう少し接近して喜んで料金を出すやうになつたら宜いと思ひます、ですから此の機關は是非必要と考へて居ります、此の點に就て是非御考慮願ひ度いと思ひます。

○山川 眞君 會長は先程課金は目分量で課するといふお話でありましたが、同一の収入に於ける家族の實收といふことに對して一切御考慮ないのであります、尙課金調査會は収入の方面だけ調査するものであります、其の點を伺ひ度いと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君) 遺囑で今の規程ではさういふことになつて居ります、獨身者で月給百弗取る人も、妻帯者で百弗の人も収入を標準で取ることになつて居りますから家族の居る人の分は百弗の収入から幾等生活費を引いて残りのものに掛けるといふ風な法文の精神になつて居りませんから何うも己を得ないのであります、但し免稅點が出来て居ります、年收千弗以下の収入者から取らないといふことになつて居ります、同時に其の人に若し財産があつて或は株券を持つて居るとか、銀行に預金があるとか月給の他にさういふ収入があるといふことが想像されても、矢張り法文の上から云つて日本の所得税のやうに分けてありませぬから取れないのであります、其の點不徹底な所があると當然認めなければなりません、民團として己を得ないのであります。

○佐藤政作君 始終公會堂を活動上映にお貸しになるやうですが、其の度に公園の入口に旗が立ち妙な樂隊が鳴り公會堂はまるで常設館のやうな形になつて居ります、あゝいふものはお止めになつたら宜いと思ひます、僅か三十弗、収入と云へば収入でありますけれども頗る公會堂といふ點から見て見てもないし、俱樂部に集つた人も不愉快に思つて居ります、床の低いのも皆活動をやつたお蔭であります、明るい中は未だ宜いのですが、暗くなると煙草を吸ひ交を落しては無し居ります、あゝいふ穢い旗を並べたり、下手な樂隊をやるよりも少し氣の利いたものがあります、今後お止めになつたら宜いと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君) 行政委員會も公會堂を興行ものに貸すことはやめる方が宜いといふことで追々減して行く方針です、只御承知の通り一方に浪花館といふ常設館が出来まして、あゝいふものが出来たから公會堂を貸さんと今年びたつと止めるといふことは如何にも浪花館の營業を擁護するやうで、浪花館に持つて行けない營業者は營業する場所がなくならないといふことになり、殊に今年びたつと止めてしまふと所謂黙認されて居つた取得を全然取上げてしまふことになり、殊に今年びたつと止めていふことで本年は貸すことにして居ります、追々止め度いといふ考を持つて居ります。

○佐藤政作君 然らば貸すにも初からあゝいふものには日目の約束をしないやうにお願ひ致し度いのであります、公會堂を使用したい時に興行の約束がしてあることが往々あります。

○行政委員長(白井忠三君) 夫れは公會堂の所有者の方からしては御尤ですが、營業者は矢張り何時の何日から何日間貸して貰へるといふことにならなければ、若し取消されてしまふといふことになり、困るのであります。

○佐藤政作君 一週間も前から制限して貰ふと困ります。

○行政委員長(白井忠三君)

豫定を置くといふことは實際から云へば早い程宜いのでありまして、何月何日は斯ういふものが使用することになつて居ると公會堂の使用される豫定日を民間の黒板に書いてあります、其の間に突發的に是非とも必要な場合は一日なり二日なり日延させることも出来ないのであります、貸して置いて何時取上げるか解らぬといふこととありますと營業者は非常に困るのであります、矢張り豫定して貸すより他ないのであります。

○石川 通君 公園の池の排水工事をおやりになつたといふことで、百弗か二百弗の工事であつたと思ひますが、之を今度の豫算に載せるといふことは面白くないと思ひます、夫れより本年度の宮島街道を修理する上に於て必要だといふお考えならば土木費の中から取りなつて来年度の豫算からはお割りになる方が宜いと思ひます、是れは將來に悪例を残しはしないかと思ひますから將來は斯ういふことをお止めになるやうに希望致します。

○山川 眞君 私は議長に對して一言申し上げたいと思ひます、行政委員会も既に民會の日程の豫計掛ることを恐れて居られるし、議員としても先程の森川君の如く午前十一時に始めたことを攻撃なさつたこともあり、翻つてもう少し議長は議事の整理をして、もう少し議題を縮めて頂ければまだ一時間が出るのでないかと思ひます、もう既に二時過になりまして、後に残つて居る議題も相當に長く掛ると思ひますから議題外のことには就て會長が一々お答へになるといふことは面白くないと思ひます。

○兒島繁磨君 先程會長から公園のことには就て御説明がございましたが、長城を取つて温帯を拵へるといふことであります、御説明に依ると冬期は温室内の蒸氣を外から花を見ることが出来ない、風が吹けば埃が汚れるから外から見えないといふ御話でございましたが、御承知の通り當

地は随分殺風景な所でありまして在留民は花に非常な親しみを持つて居るのでありますから温帯の設備を十分に致しまして内地の温帯或は大連、旅順の温帯のやうに何時でも子供が這入つて觀賞の出来るやうな設備にしたら何うだらうかと思ひます、中に這入つて或は子供が花を取つたり何か悪戯をしないかといふ御懸念もありませんが、段々教育も進んで参りまして、此の節の子供は餘りさういふことをやらない、非常に公徳心に富んで居る子供が多くなりましたからさういふ御懸念は要らないと思ひます、此の際小さな妙なものを拵へまして、餘り役に立たないものを造るよりも、もう少し金を拵けて拵へて、其の出来上つた温帯を在留民の爲にお使ひになるやう御考慮ならんことをお願い致します。

○清水幸三郎君 歳入の營業税は昨年より三割減つて居るやうに思ひますが、税率を下げられた譯ですか。

○行政委員長(白井忠三君) 大變なお考慮ひです、三割減つたのは支那人で工費に移つたものがあるからであります、率を一割に三割も減すことは出来ないであります、課金調査会で少しづつ昨年度五割を納めて居つた人は今年六割に下げるといふ手加減は致しますが、一割に三割も下げることは出来ないので、本年の豫算面が、昨年より三割下つて来たのは支那人營業課金負擔者が、工費の方に移つたからであります。

○清水幸三郎君 歳出に街樹費といふのがありますが大分積んで居るやうであります、矢張り積んでおやりになるお積りでせうか、二十年此の方日本租界は餘り良い成績を得たことはいやうに思ひます、就ては歩道が狭くて街樹があると邪魔になるやうに思ひます、茲に増してあるやう

ですがお止になるお考はありませんか。

○行政委員長(白井忠三君) 或詰り清水君と御同感であります、誠に日本租界の道は狭いのです、偶々少し廣い旭街でも人道は狭いのでありますから街樹があれば無論邪魔になるやうであります、取つてしまふ方が宜いといふ結論に達するかも知れませんが、御承知の通り五年程前だと思ひますが、遊樂院の前に苗圃を造り街樹を拵へまして相當木を仕立つてあります、夫れが恰度相當の太さになりまして、街樹として植えられるから新築家屋の出来るところにも植える積りで居ります、大したものでもありませんし、木を買ふ譯でもありません、只從來の方法で植えて見て枯れたものを植えて替へて行き度いといふ風に考へて居ります、其の上で何うしてもいけなければ日本租界の街樹は諦める他ないと思ひますが、元來あゝいふ苗圃に出来た木を之迄は毎年田舎から買込んで植えて居りましたので何うも成績が悪いので日本租界の土で育てたものを植えれば育ちが宜い、枯れたのが少なくなつたといふことでやつて居るのでありますが、其の成績は大体宜いのであります、只子供が少すぶるか木を愛して呉れない關係からつき悪いといふことはあるやうですが、確かに成績が宜いと思ひますから今年も此の方針で進めて行き度いと思ひます。

○清水幸三郎君 是れは希望として申上げて置きます、御説明は御尤もでありますけれども若しさういふ方面に苗があつてさうしてやり場がないから道に植えるといふやうなお考ならば運動場の周圍に植えられた方が大變宜いと思ひます、日本租界の道に歩道をつけることは非常に結構だが、自動車人力車、馬車等が通つて踏いたりして却て邪魔になることがあると思ひます、御注意に私の希望を申上げるのであります、金額は僅か千弗餘りであります、其の使用道を誤つて居りはしないか、餘つたならば運動場に植えますと日陰が出来ますし具合が宜くなりませんかと思ひます私の希望だけ申上げて置きます。

○森川照太郎君 私も夫れに對して希望があります、日本租界の東西の通路は木がつきますけれども南北の通路は殆んどつきません、日常の加減だらうと思ひます、其のつかない所に昔から始終線返して植えて居つて、ひよ／＼した育ちもしない、直ぐ枯れてしまふ木を繰返して植えて居ることは馬鹿な考だと數年前に注意したことがある積りで、本當につかないことが解つて居る街路には植えることは止めてしまつて、つく見込のある東西の筋だけに植えるといふやうになつたら其の方が確かに宜いだらうと思ひます、街路に樹木がなければ街路の体裁が悪いやうに考へる人もあるやうですが、立派な都市でも街路樹の植えてない所があるやうに聞きましたから私はつかない筋にはもう植えない方が宜いと思ひます、従つて其の方面の斷片の方には拵めて居ると思ひますからつきさうな所だけに植えて、從來植えてもつかない地面にはもうお止めになる方が宜いと思ひます、夫れから苗圃で造つたのも今會長の説明のやうに埋立地の方面は白河の泥で埋めた地面のやうですが、地質が違ひはしないかと思ひますから、試験して見なければ解りませんけれども若し違つて居るやうであつたら苗圃の木は同じ地味の街路にのみ植えるやうになさる方が宜いと思ひます。

○佐藤政作君 そろ／＼二議會になさつたら宜いと思ひます。

○永安平吉君 歳入の第二款の支那煙草の收入が増加して居るやうであります、今度何故に支那煙草が増えるお見込でありますか、夫れから十五款の四の電車会社の利益配當金が増加して居るやうですが、契約を御變更になつたと聞いて居ります、電車が通る爲に旭街道路が非常に悪くな

ります、此の邊の所を御考慮に置かれて契約を御變更になつたものかと思ひます、夫れから十五
款の雜収入の減額です、夫れから歳出の第五款の六の巡捕の宿舍料が去年の倍額以上に豫算を見
積つてありますが、其の理由、夫れから電氣の歳入の第一款の使用料は日本人と支那人と較べた
ものが解つて居りましたらばお伺ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君)

お答致します、支那警察は實際に租界内に充てつゝあるさうです、人数が頗る多き爲に其の豫算
を見て居るのであります、電車公司のことは新聞で確か御覽と思ひますが、最近契約を改めまし
て、従前は日本租界内の哩數に應じて云々といふのを、哩數を標準にしますけれども、電車公司
の收入全部を割付けることなる爲に配當金が大幅減額されて来たことになつたのであります、修繕
の問題は先程土木の説明の時申しましたやうに非常に喧しく云つて居ります、今年は今迄にコ
ンクリートの土台を拵へて其の中にレールをかけるやうにして傷まないやうにしようといふこと
になつて居ります、將來の補修の方法は色々相談して居りますが、結局此方へ引取つて金を貰つて
此方で修繕するやうには話が進みませんが、大体彼處のよく傷むのは線路が始終上下に動く爲で
あります、幸ひにさういふ土台が出来れば(は)今後さういふ風に傷まないと思ひます、雜収入の
減は孫仲山の方の訴訟の關係の土地の代金を此方に押へて居つたものでありますから、其の爲に
天安里にある税の宿舎を非常に安い値段で借りて居りますが、一昨年買取つた地主があの税の家
を打壊してあの一帯を建直すといふことでありましたので、警察の希望で彼處の巡捕宿舎を建直し
て貰はなければならぬ、巡捕宿舎は警察と離れて居つては困るといふ譯で先般地主と交渉し

(101)

(102)

て居りますが、今の場所には三階建てにして貰ふことになり、其の爲に今より三倍位になり
只今百軒程の平屋を口領して居るのですが、月六十弗のものを九十弗に上げたのですが、百二十
弗位に昨年上げてやらなければならぬ豫算であつたのですが、今度建直すといふことになれば
二百九十弗位になるだらうと思ひます、はつきりした解決はまだ出来ませんが、其の豫算であ
ります。

○清水幸三郎君 只今の御説明に依ると警察の宿舎が天安里でなければならぬといふ理由は他に
民團の土地も澤山ありますから彼處でなくとも宜いと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君)

私は警察署長でありませんが其の理由をはつきり申上げられませんが、要するに何かの時非番
で休んで居るものを急に召集する時には遠方は不便であるし、今の所は近くて便利だからといふ
風に常識的に考へますが、夫れ以上の理由があるかも知れませんが警察官でないと解りません、
民團でも金が餘つたら建て、も宜いと思ひますが、民團は財団法人に土地を與へてしまひますか
ら、巡捕宿舎は永久に民團のものですから成るべくならばさういふものは矢張り民團で扱つて居
るのですから財団法人の方に背負ひ込まないと思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

質問と共に御意見を述べ下さるやうに。

○勝田重直君 豫算に就きましては質問を越えて討論に這入り既に論議も盡されたものと思ひます
から豫算審査委員を設けて之に附託して審議されんことを希望致します。

○議長(吉田房次郎君)

只今勝田さんから審査委員附託動議が出ました、御賛成ですか。

〔賛成〕〔賛成〕〔賛成なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)

御賛成があるやうです、其の理由にお願ひ致します。

○勝田重直君 人数は例年十五人と承知して居りますから十五人の審査委員を議長指名にお願ひ致
します。

○議長(吉田房次郎君)

只今勝田さんから審査委員十五名、選挙は議長指名といふことでございます。

〔賛成なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 皆様御同意ならばさういふことに致します、御賛成の方は手を挙げて下さい。(挙手者多数)

○議長(吉田房次郎君)

多数と認めますからさういふことに致します、夫れでは十分間休憩致しまして後から審査委員の
姓名を申上げます。

午後二時四十分開會

○議長(吉田房次郎君)

是れから開會致します、では豫算審査委員のお名前を申上げます。

石川 通君

勝田重直君

好富道明君

森川照太郎君

川島龍寛君

兒島馨磨君

清水幸三郎君

大崎犬生君

富成一二君

岡本久雄君

眞藤葉生君

有留重利君

古田治四郎君

以上十五名の方に審査委員を御願ひ致します、審査委員は尙行政委員会と打合せしまして時間
を申上げること致します、次の問題に移ります。

○好富道明君 私に直ぐ審査委員を開いて明日も続け、明後日に最後の問題をおやりになつたら
宜いと思ひます。

○行政委員長(白井忠三君)

好富君は從來どの位時間が掛るか御承知なさいませんが、今から始めても一晩では済みません、何う
しても二日掛ります、從來の審査委員は朝の十時から夜の十時迄掛つて居ります、少くとも十時
間以上は掛るのでありますから、之からやると先づ明後三時から四時迄やる積りでなければ今夜一
晩で済ますことは出来ません、夫れから昨日の電氣供給規程も委員に附託されたのですが、之は
清水君から重要な質問が出て居りますけれども、其の統計を今折角やらして居ります、未だもう
少し掛りませう、兎に角供給規程を一番先に審査して其の結果豫算の方に移る順序であります
から、今直ぐ審査委員会をやらば直に供給規程の研究に這入るのでありますけれども夫れにお答
へする材料が調つて居りません、今一つ私の考へて居ることは審査組の問題が果して三時間か四時
間の討論で結論に達しますか夫れとも更に特別委員にでも附して調べるといふことになり、今
萬一後の説になるならば最後の日ですと夫れが出来ないことになり、今其の方をやつて置け
ば豫算審査の委員なり、其他の委員にしても引續いて審査することも出来ず、さういふ所から
之からの時間を最後の議案の掃谷組の審議に移つて頂き度いと思ひます。

(103)

(104)

(109)

たやうであります。是れは少し穩當でないやうに思ひます。そして斯ういふ名目をつけて金を出すといふことは今後非當な悪例を貽すことになり、就ては何うして出す理由があるか、契約面から見、或は事實上から察して見ても、自分の調査した所に依ると少しも損害があつたやうに認めない、でも此の嘆願書には奉直職云々とございましたが、奉直戦争の爲に汽車が動いて居ない譯でない、又十分唐山から運搬出来て居る實例がある、然るにさういふものを一つの証據として何かの名目の許に金を出すといふことは民間將來に非常な悪例だらうと思ひます。夫れから川端さんが示された統計は非常に杜撰な點がある、此の場では云ふと却て悪いかも知れませんが、私は今日聲明する、若し私の云ふことが間違つて居れば川端さん立會で數字を出す、之をもつと根本的に調査するといふことは賞與なり損害補給なり二口に分けて金をやる上に必要だと思ひます。行政委員諸君は餘りに技師を信用されて自分自ら之を調査されて居ない、斯なものも調査は譯のないものです。若し私に委ねられるならば二週間の中にきつちり明細なものを出して見せて、夫れから此の内譯書に依つて見て、先づ一例を申上げて見れば鐵筋混土の長さ三三米といふ統計があります、此の容積が四十立方方として自分が計算して見て、決して安い價格でない、戦争當時の高い材料を買ひ、高い人夫賃を出しても斯なものに樂に出来ると思ひます、私は數字の上で三萬弗でも五萬弗でも理窟に合つて拂ふべきものなら拂つたが宜い、又請求される此方に義務があるならば、請求通り應ずるが宜いと思ひますが、契約文から云つても其處迄拂ふべき必要がない、尤も自分等も請負をした例から云ふと或は局から供給する材料が運送した爲に手違ひしたといふものに對しては、縱令契約文は何うでも實情は此方の手落であるから相當考慮する必要がある、是れは當時居られた阿部技師が自分から其の任に當り、直接に監督された統計を出して居

(110)

られるから先づ此の事に就ては異議はありませんけれども、他のものを賞與金として出すことは大變体裁は宜い、實情は同様の損害を内にするといふことになり、就ては榑谷組の城といふ代理人が斯ういふことを云つて居るさうです、儲からなかつた、そして非常な損がいつた、だから民間に對して見る、若し民間から買へなければ仕方がない」と云つて居つた所を見れば榑谷組としては先づ出して見て買へなければ宜いといふ考が出て来たものと思ひます、又吾々郵船會社に呼ばれて行つた時も榑谷組の主人の言明した所であり、自分儲ける積りでやつたのでない、各國環視の中に日本人でも此の位の誇頭をやる、少々の損害があつても犧牲になつて自分はやる」と云つて居ります。夫れから過日白井君にも會つて其の話も致しましたが、其の中に値段が安いからといふことを云はれた、他處の碼頭は非常に高く一米幾等につくが、日本のは二割も三割も安いといふことであります、尤も民間の立派な技師が設計し、又足りないで満額の價額する掘技師に設計を頼み之に依つて豫算し出されたものです、私は之は至當なものであらうと思ひますが技師が豫算を出すには少くも二割の利益のない豫算を出すものでない、別に此方から金額を限つた譯でなし、大體に於て技師に豫算を依頼して見積つたものを超過することは滅多にない筈です、夫れは時に依つて超過するかも知れませんが、併し榑谷組が今日斯ういふものを出すといふことは、勿論向ふが勝手に出すのであるけれども、宜しく調査する必要があると思ひます、若し何萬弗なり出すといふことになれば今後民間の契約は何等用をなささない、又法律上から云つても何ういふ責任が起つて來るかも知れない、若し諸君が御同意になれば調査の必要を認めるけれども決して私の意見を何處迄も主張する譯でない。

○議長(吉田房次郎君)

(111)

之は元來問題になつて居りますから、いきなり審査會に附託することは面白くないと思ひます、一應御意見も述べ下つて夫れから委員附託にしたら宜いと思ひます。
○森川照太郎君 彼の點は兎に角清水君は税が安いか色々な御議論があつたが、素人たる吾々に判断しかねる、清水君の御意見では榑谷組と阿部、川端技師の意見を非難するといふことは私に判明したる、多くの土木は關する知識経験のない職員が正しく之を判断する材料として清水君の土木に對する學歴と如何なる種類の土木事業の知識を持つて居られるか、即ち天津民間が違つた埠頭のやうな大きな種類の工事を経験されたか何うか、夫れをお尋ねし度い。
○清水幸三郎君 只今森川君から私の學歴に就ての御質問があつた、勿論私は學校に行つたものでない、併し學校に行つてもぐうたらが澤山居る、素人でも學校を出たものより以上のものがある實際に男がやると斷言したならば必ず實行する、實行出来ない位なら聞く必要がない、諸君の前で云ふ以上私は責任を以て二週間の間に調べる、大體斯ういふものを出す理窟が解らない。
○森川照太郎君 質問の返事を願ひます。
○永安平吉君 川端技師の御調査になつた参考書に「總請負高二十六萬六千二百二十四仙の二割を利益とし之を扣除すれば」とございますが、矢張り二割を利益として差引いたものですか。
○行政委員會長(白井忠三君) さうです。
○永安平吉君 さうすると詰り二割の利益を差引くならば四萬何千弗の損は行かないことになりませう。

(112)

から二割引いた實費です、兎に角實費を調べ上げて其の時の時價と其の時の豫算と何ういふ開きがあるかといふことを調べなければなりませんから二割引いてあります、但し初めから只働きたすもの何うかと思ひまして、二割を差引く、只働きたすといふならば川端君の出した四萬何千弗から逆に利益を引かなければなりません、夫れは其の通りです、但し榑谷組の申出た損失を全部審査して見なければなりません、榑谷の申出た四萬何千弗の分には對してだけ川端君が調べたのであります、私は清水君の議論に對して認めますが、さうすると清水君は本年十四年の八月、九月頃と、十五年中の物價の變動がなかつたと仰有いますか、何うか。
○清水幸三郎君 變動なかつたとは云ひませんが、夫れは調査して申上げます。
○行政委員會長(白井忠三君) 變動なかつたといふことでなければ議論が通らない、榑谷は二十七萬弗で落札したので其の時は損の行かない豫算を出して居りましたが、併し其後に於て戦争の爲に石が唐山から取れない、費下は石が唐山から取れたと仰有るが、そんな事實と違つて居ることを根據として議論されるならば議論になりません、唐山から取れないは大連から取れないではありません、二週間で調べるといふが、榑谷の損を調べ、買つたものを、拂出したものを調べなければなりません、二週間で買下が出るならば榑谷の帳簿を調べ、買つたものを、拂出したものを調べなければなりません、二週間で買下の智識のある人や計算上の智識のある人が計算し、双方立會ですのすから十日や二十日で出来るものでありません、さういふ面でも仰有られると議論する智識がないと云はなければなりません、又城君が何か云つたといふことで、茲で水掛論を論據としての議論は何にもならない、城君の云

(113)

つたことが本當であるならば何故に掘技師が幾々加藤總領事に手紙を出します、堀さんが「金が欲しいのですか」又大連の土木建築組合の理事長が九月何日附か、「何うか堀谷が気の毒だから」といふ手紙を寄こして居るのは本人が欲しがらないのなら土木組合長が欲しいのですか、さういふ筋道の立たない議論になります、物價の變動といふことは認める、大連から石を取らなくても宜かつたといふ點に矛盾があります、大連から石を取らなければならぬ状態にあつたからこそ石の値段に非常な差がある、砂のことは貴下が知つて居る筈です、此の工事を請負ふ當時の材料が何ぼしたといふことは貴下が知つて居られる、本當の事實を土台にして議論なさなくては行けません、之以上事實と間違つた根據から出す議論にお答へして居つては何時迄経つても同じことを云つて居なければなりませんから、そんな御議論をされるならお答する必要がないと思ひます、一應だけお答して置きます。

○清水幸三郎君 私は確に調べる事が出来ず、砂等も其の當時十五那で、堀谷が買つた砂が幾等したか、私の方には實つた人の數もすつかり解つて居る。

○行政委員長(白井忠三君) 砂が高くなつたのは嘘ではありません、又幾等論議を弄しても實際に高くなつて居る、十七八那もして居りました、然らば堀谷が砂を幾等に見て居つたかは知らないのですから夫れを調へ出して御覽なさい、夫れから堀谷が幾等を出すか、貴下は斯ういふ議論をなさるが、向ふは願書で項目を出して居る、夫れを民間は泥棒技をしてお前の云ふことは當にならないから根柢を出せといふ非紳士的態度に出るならば疾に取寄せて居ります、帳簿や總ての原簿を見なければ疑ひ深く、人格を認めず頭から嘘といふことにしてしまつて非紳士的の行動に出てはなりません、紳士的に

(114)

然も學歴、経験のある技師が夫れを認めて損をしたといふことを云つて来て居ります、清水さんも相當今日迄長い経験を持つて居ります、堀谷の帳簿や原簿を見なければ損のあつたことが解らないぶんくらはなと思ひます、大体其の當時の有様から考へて此の位の見當の損が行くといふことは何人も想像のつくことで、夫れを一萬那になるか一萬三千那になるか調べて見なければ解りませんが、損が行かない筈だといふ事實と違つた點を以て判斷されたのでは議論になりません。

○佐々木敏丸君 意見を述べて宜しいですか、工事請負契約書を見ますと、天津居留民團行政委員長川村龍雄、請負人堀谷仙次郎とある以上、現在川村氏が會長であります、其の當時民團を代表したことは當然と思ひます、代表者が不可抗力に依る損害が起つた場合は補助してやるとか或は夫れを見てやらうとかいふことを保証して居ないに拘らず、現在會長でないからと云つて民團が責を負ふ、或は其の必要がないとして川村さんの書面を信用されるといふことは私は民團の体面上不穩當なことであると思ひます、夫れから前川村會長の書面を信じ、民團の技師諸君は諸君の掘技師の調査せられた調査書に基き材料の運延に依つて損害を受けた一萬一千三百二十八那三十八仙及不可抗力に依つて物價の騰貴した損害が一萬九千五百四十四那合計三萬四千八百三十八仙之は綺麗に拂つて宜いと思ひます、夫れから賞與金を二萬那やるといふお話がありますが之は何から割出されましたか、根據のないものであらうと思ひます、夫れから斯ういふ賞與金を出したら後例が残りはないかと思ひます、一方さういふ名目があるに拘らず、夫れを賞與とか他の名目をつけてお金をやる必要がないと思ひます、恰度例へて見ますと雜貨屋に三十那使つて

(115)

置いて雜貨屋が立つ時に借を餞別として三十那やるのと大差なからうと思ひます、三十那の支拂ひを綺麗にして置いて、餞別を致し度いが斯ういふ不景氣でやれないから勘辨して呉れといふのは男らしいが、さういふものを賞與金として川村さんの書面或は掘技師の云はれることを信じてやられるといふことは面白くないと思ひます。

○石川 通君 會長にお尋ね致しますが、私は金を出さない意味に於て質問致しますが、其の積りでお答願ひ度いと思ひます、會長は此の契約書を造ります當時川村前會長が、表面には斯う書いてあるが、裏面には何か口約があつたといふことですが、さういふことがありましたか、もう一つは此の契約面から又は此の手紙から見て會長は法律的に賠償する義務があるとお認めになつて居るのですか何うですか之をお尋ね致します。

○行政委員長(白井忠三君) お答致します、川村君がさういふことを堀谷に申ししたか何うかといふことは實は調印の際に云つたかも知れませんが立會つた譯であります、さういふ話をしたか何うか私の方から立証の餘地はありませんが、川村君の手紙で其の意味の返事が来て居ります、其の點に於て私も最近に氣が附いたことですが、當時有田總領事が行政委員長に来て、「不可抗力は其の限りに非ず」といふことを行政委員会で入れたのに對して、取つた方が宜しいといふ説明を加へられたことは當時私も聞いて居りました、損がいつた場合、必ず不可抗力で損がいつたら堀谷に賠償しなければならぬといふことにして置くことと民間の豫算の上で困るではないかといふ言葉を聞いて居つたのと、川村君の手紙を見て今日思ひ出すことがあるのです、其の點は川村君の手紙を見て見ると有田さんの言葉の中に確かにありました、契約上に「不可抗力は此の限りに非ず」として置く

(116)

と假に三十萬那で請負した工事を流してしまふ、流してしまつたものは堀谷の責任である、其の請負はして居る義務を持つて居りますから又三十萬那の工事を堀谷にやらせなければならぬといふことが起る、民團が豫算に依つて動く以上出来ないことではないか、不可抗力は其の限りに非ずといふことは入れるのではないといふことを有田さんが云つて居られたことと今日私は氣が附きました、川村君と總領事の間には始終話がありましたらうから、其處で有田さんの眞意が今のやうに契約上で義務をつけられた再び工事をやらさなければならぬといふことにならんやうにといふ意味に於て云はれるのである、請負不可抗力を取つてしまふのであらうから其戰爭とか色々な不可抗力の爲に損が入つて夫れを一面から拂つてやらないといふ意味でない、民團が夫れに依つて義務をつけられないやうにする意味であるといふことを川村君が説明して来た譯であります、其の説明は有田總領事が行政委員の時云はれた話との間に今日になつて思ひ付けば成る程川村さんはさう言つてさういふ意味の説明を堀谷にしたものであらうと思はれます、當時私達は有田さんの云ふことは詰り此の不可抗力は此の限りに非ずといふ字句を除けることは不可抗力で損がいつた場合請負人の負担にして置くべき、といふ意味に取つたのであります、が今度川村君の手紙を見て今一つ先の意味であつたといふことに氣がつかれました、夫れから法律的の解釋は、私は法律家でないで自分の意見として申上げることは憚りますが、依藤司法領事の解釋があつたのですが、夫れに依りますと全然此の不可抗力の損失を民團が何等省る必要がないといふ議論にはなり得ない、所が不可抗力のものは民團が補はなければならぬといふ解釋ともならない、併し相當の考慮をしなければならぬといふ點には少くも達する、其の精神から云つて十萬圓の損がいつて居るから皆んな拂はなければならぬといふことにならない、確實に申上げると相當

の負担はしてやらなければならないといふ結論に集つて居る材料ではなるといふ議論です、其の解釋は私共も間違つて居ないものと信じて居るのであります、御希望では佐藤領事の意見書が有りますから密査の御参考にしても宜いと思ひます。

○石川 通君 只今の川村君の手紙と云ひますと茲に載つて居るものと違ひますか、若し載つてないならば拜見致し度いと思ひますが如何ですか。

○行政委員長(白井忠三君) 其處につけてあるのがさうです。

○石川 通君 是れを見ると口約があつたやうに見えない、幾等讀んで見ても何うも内約があつたとか口約があつたやうに見えないのです、只考慮に入れてやるといふことだけなのであつて今御話のやうな表面の不可抗力はお前の方の責として裏面では民間が持つといふことが出て居なければ法律的より離れて情誼的に見てやれ、と考慮してやるが然るべきこと、解釋出来るのであります、是れは見解の相違と云へば夫れ迄かも知れませんが、此の手紙ではさう思ひます、如何ですか。

○清水幸三郎君 私は白井會長にお尋ね致しますが、川村さんの不可抗力といふ意味は何ういふものを云はれるか解りません、契約當時口約があつたとすれば人夫賃の上るのが不可抗力と考慮して宜いか、水害のやうな根本的なものを不可抗力と考へたものであるか、別に貴下のお考はありませんが、夫れと今後斯ういふ例を布いて民間は總ての土木請負事業に對してなされる積りですか、或は規約にして今後御實行なさるか、貴下は紳士の態度でやるとか、何とか云ひましたけれども私はさういふことに受取れない、民間の損失ですから紳士でも乞食でも一寸も構はない、眞直に規則があるから其の規則に依つて取扱つて行くか、便誼にお扱ひになるか、其の時になつて大變困るから今後の方針をよく聞いて置かなければなりません。

(118)

○行政委員長(白井忠三君) 不可抗力といふ字の講釋は私が申上げる必要はないと思ひますが、
○清水幸三郎君 貴下のお考は其の當時何う解釋されましたか。
○行政委員長(白井忠三君) 一般的の不可抗力の意味にしかありません、水害や戦争のみを云ふのでもなければ世間で云はれるものは不可抗力に這入つて居ります、今後の問題は契約條項通り行きます、此の問題に於きましても契約條項通り考へたから昨年の行政委員會では請負人の負擔だから民間が考慮する必要がない、と否決した、が其の當時の契約書の意圖が斯うあるといふことが出て見れば考慮しなければなりません、併し、先刻佐々木君からお話がありました川村君の手紙一本で民間が不可抗力の責任を負はなければならないかといふ結論に達するか何うかは相當に考へなければなりません、吾々法律家ではありませんから、佐藤司法領事の意見を大に参考と致します、佐藤司法領事の意見にしても結局裁判になつて、更に色々の証人を呼び、色々の証を集めた上でなければ解決は恐らく與へられないことである、只今集つて居る材料の範圍に於ては全然民間が負擔しなくても宜いといふ結論にはならないと思ひます、併し負擔しなければならぬといふ結論にも直ぐなる譯ではありません、夫れは充分に調査して法律的に取扱つて見なければ無論出来ません、今集つて居る材料の上では此の損失を兩方で分擔すべきものと思はれるといふ御鑑定です、今後契約をするにも當時の行政委員長が、其の當時の責任ある人が契約條項には斯う書いてある

(117)

○清水幸三郎君 夫れは解つて居るが、後から來られて其の當時の實情が解りにならない。
○行政委員長(白井忠三君) 其の當時の實情が解らなければ出来ないといふ理由はありません、裁判官は見ても聞いても居ないのに裁判しなければなりません、そんな議論の立て方は困ります。
○清水幸三郎君 先刻私が調査すると云つたのに對して出来ないと言つたが仰つた、私にも調査が出来ます。
(此の間森川議員と清水議員との間に問答あり)
○議長(吉田房次郎君) 他に御意見はございませんか。

(120)

○永安吉君 私は川端技師の参考書類の中の砂及石灰といふものに對して質問致します、砂と石灰は日本人が納めたさうです、さうして石灰の値段は之には百斤八十仙で即ち一萬斤で八十弗であります、夫れを算各組の買つた値段は五十弗で値引があつて四十九弗であります、夫れから砂は平均致しまして十六弗五十仙で此處には十八弗に見積つて居られるが、一弗五十仙の差額があるのですが、斯ういふ差額があるといふことが或一部に對して判明して見れば他のものにもさういふ差額が生じやしないかといふことを恐れるのでございませう、若し清水君が云はれるやうに調査が割合に容易く出来るやうであつたら一應清水君なり其他の専門家を連れて調査をして見られたらば皆の安心の出来るやうな數字が出て夫れに依つて損害を補償するなり何なりした方が宜くはないかと思ひます、其の邊に就つてのお考があつたらば。

○行政委員長(白井忠三君) 新しい事實を伺ひまして大變参考になりました、砂谷に之々のものを賣つたといふ話は間違ひないでせうか、川端技師の造られたのは何方のものを何時幾等で買つたといふことを根據として算出したのでありませんが、當時の砂の相場が幾等々々、石灰の相場が幾等々々、といふことを民間内に居る情報すべき技師の説明を材料にして算出したのでありますから、夫れは實際調べたら當然さういふことはありませう、又あることが當り前でありませう、成程夫れは先刻米云ふ通りさういふ事實に基いて調べたものでせうか、大体の見當がついてなければ困ります、何處迄も安心の行くやうに算各組の原書類を調べ上げて真相を調べてやらうといふ考の方が多ければ道理に合つた方法でありますから反對は致しません、只調べ上げた上にもつと金を多く出すこと

(119)

けれども、事實上斯ういふ場合は斯う考へてやるといふ論議が出来て居つたといふことがあり、其の立派な證據のある場合に只契約條項が何うとか、條件が何うとか云つて少しも考へてやらないといふのは亂暴な話で、さういふ事情があつたら考慮して、事情がなければ當然契約証文通り扱へば宜いのであります、今後の方針は固より其の通りであります。

○清水幸三郎君 只今のお話はよく先日から聞いて居りますけれども、夫れならば此の不可抗力に依る損害が生じたか、生じないか根本の調査をされたことがありますが、明細書に依つて當時の見積りより苦力賃が高くなつた、運賃が高くなつたといふことがありますが、必ずしも之で損があつたか何うかといふことのお調べが如何ですか。

○行政委員長(白井忠三君) 此の間から配つてある参考書類の川端技師、阿部技師の調が夫れであります。
○清水幸三郎君 夫れは解つて居るが、後から來られて其の當時の實情が解りにならない。
○行政委員長(白井忠三君) 其の當時の實情が解らなければ出来ないといふ理由はありません、裁判官は見ても聞いても居ないのに裁判しなければなりません、そんな議論の立て方は困ります。
○清水幸三郎君 先刻私が調査すると云つたのに對して出来ないと言つたが仰つた、私にも調査が出来ます。
(此の間森川議員と清水議員との間に問答あり)
○議長(吉田房次郎君) 他に御意見はございませんか。

(121) になりはしないかといふ所に危険を感ずる爲に斯ういふ案にするのでありますが、諸君の多数が是非根拠ある数字を得てさうして極めやうといふ考のあることは道理上一番良い方法であります。砂だけで三千弗といふのは何處を押へられて居るものか知りませんが、そんなに遠くないだらうと思ひます。さういふことを云はれると大變間違ふのでありまして非常に細い所迄出て居ります。

○永安平吉君 單價が十八弗と出て居ります、夫れが一弗五十錢違ひます。

○行政委員長(白井忠三君)

さうすると九百二十八方しか使はないことになつて居ります、千方は使ひません、千方とすれば千五百弗の差であります、何か其處等に頗る頓珍漢な数字を出しては何か變な差があるやうな噂を傳へることがありますから、實下は又聞きせう。

○永安平吉君 賣つた人が清水君の所に届けた書類を見たので必ずしも聞いた譯ではありません。

(永安議員と川端技師との間に話合あり)

○野田重直君 本件の損害に就きまして、佐藤領事に鑑定を求めたに當りまして如何なる材料を提出なされたか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君)

是れは行政委員会が佐藤領事に鑑定を求めたのでありません、加藤總領事の手許に堀さんの手紙が来る、締谷から直接の願書が来る、建築組合の願書等が来たのです、夫れから川村君の證書を取つて呉れといふので中島理事が川村さんの所に手紙を出し其の返事が来ました、滿鐵の従來の補償例を調べるといふので其の返事も取りまして總領事に渡しました、其處へお配りしてある書

(122)

類の他に三つ四つありますが、さういふ風な書類を皆總領事が手許に置かれて、さうして佐藤さんに總領事から君の法的鑑定をして見ろといふ話があつたのださうです、其の結果を總領事からもう一遍行政委員会で局給材料以外のものを考慮したら何うだといふことで時の行政委員会へ總領事の手許に集められた一切の書類と佐藤さんの鑑定を添へて持つて來られた、佐藤さんの鑑定材料は此處に集つただけのもので別ありません、之だけで鑑定されたものと思ひます。

○永安平吉君 私は先刻佐々木君が賞與金としてはいけませんが、損害として出せば宜いといふお話でありましたが、今迄御説明を聞いて居ると損害として出すといふことよりも名前を賞與金か何かの名義で出した方が宜くないか、私は全然出さんといふことではない、賞與金として締谷に上げるのは、非常な努力を以て三四ヶ月前に竣工したといふことに對して私も非常に好い結果であつたと思つて居ります。

○議長(吉田房次郎君)

他に御意見はございませんか。

○兒島警備君 今回の締谷組の請負の問題に就て鐵筋材料を民間から供給したといふことに就てお尋ね致します、此の材料を他の材料とくめて何故締谷組に供給させずして民間から之だけの材料の供給をしなければならなかつたかといふ曲折をお伺ひ致します、夫れから第二にはさういふやうな曲折になつて民間から材料を供給しなければならぬことに就ては鐵材を獨逸に注文されたさうであります、此の獨逸の鐵材商と民間とは何ういふ風な御契約がありましたか、夫れは此の工事を始めるに就て若しも材料が延滞したり或は買はなかつたりした時に非常な損害が起ることになりますから其の當時の契約には餘程御考慮なすつたものと思ひますが此の二つの御説明

(123)

を願ひます。

○行政委員長(白井忠三君)

御答致します、局給材料がセメントと鐵筋の二色になりました経過は、最初からセメントを局給にしなければならぬといふ滿鐵の意圖でした、工事の上に最も影響のあるのはセメントの問題でありますから、之を局から渡すことにすれば、セメントを極く露骨に云へば露骨化することなく要るだけのセメントを使ふといふことになりませんが局給にしなければならぬ、其のセメントも淺野セメントか小野田セメントでなければならぬといふことを云つて來たのであります、第一回の入札をして見たが豫算に何うしても達しませんでした、再入札致しましたけれども達しませんでした、段々請負業者に相談して見ました所が、第一に不可抗力が請負人の責任になつて居る、といふことが高くなる一つの理由、第二には保證金を取られるといふことで、滿鐵では一切保證金を取つて居ない、保證金を取ることがいけないといふことであります、夫れで保證金を減じて調べて見ましたが夫れだけでは何うしても豫算に行きさうに思はれないといふことは、其の前に借款を世話して呉れたといふ事情からマクドネルといふ亞米利加人の請負人に優先的の見積をさせたことがある、其の見積が若し民間の持つて居る豫算と大差なかつたならば七十二萬弗の圓債を世話して呉れたから彼に請負はせるといふ方針でマクドネルに見積らせたことがあります其の見積は私共知りませんが川村さんが密封のまゝ持つて行きまして堀さんの前で開封したのであります、所が民間の豫算より大變多かつた、其處で殆んど相談の餘地もないといふのでマクドネルにお断りしたのであります、其の結果此の何軒かの方も入札せよといふことになつて大倉組、締谷、東亞、相生、マクドネルモーバン、もう一つと七軒が競争入札をするといふこと

(124)

となつたのであります、其の結果今云ふ通りで豫算を超過した、さうして向ふの請負人の云ふには不可抗力の點と保證金の條項を變へて貰はなければ再考の餘地はありませんと云ふ、不可抗力を何の位高く見積つて居るか見當が付きませんが、保證金に對する金利を二箇年と見ても夫れ位引いても豫算に追付かない、先方の内譯書を取りまして、見ますと鐵材に對する見積が天津に於ける時價より可成り高い、斯ういふ高い鐵材を便はなければならぬから豫算を超過するから民間で供給するが宜いだらう、さうすればもう少し請負金が減る、といふ所から鐵筋は極つた簡單なもので局給にせやうといふことになりました、但し不可抗力の問題は其の時契約の中から取つてしまつたのであります、結局鐵筋を局給することになりました、所が獨逸に注文したといふのも獨逸に直接注文したのであります、新聞に廣告しまして鐵筋を何百何十、何月何日に納めて欲しいといふ廣告でありました、三井や色々の連中の入札がありまして、一番安かつたフレイザー商會と契約をし、結果フレイザー商會が納めたのであります、別段難しい契約ではありませんけれども納入期が三、四、五となつて居りますが、獨逸に於ける洪水の爲に日本大使館の證明書、商會會議所の證明書をつけまして、斯ういふ不可抗力の爲に供給が遅れました、誠に濟まぬが己むを得ないといふことを云つて來ました、段々押問答致しまして一度二度三度と民間の損失を調べましたけれども何うも調べがつかない、結局きちんとした根拠はありませんが、七百弗だけ罰金を取つて解決したことになります、契約の内容は解りませんが、主なることは今申した通りであります。

○佐藤政作君 先程委員附託の動議を提出致しましたら十八位賛成者があつたと思ひました、吉田議長は之を止められて議事の進行に困つて居られます、もう一遍委員附託の動議を提出致します

(125)

○兒島篤齋君 もう一つあります、審査會を開かれる前に神谷組と民團との契約に就て向ふが損害を申し出たことの解釋に就て私の意見を申上げます、私と致しましては別段研究會で説明を聞いた譯ではありません、純の白紙で申上げます私の考と致しましては斯ういふ混亂した問題が起らないやうに最初契約を請負はせる時に一つの證書を請負者との間に取かはすのでありまして、此の證書といふものを非常に重んじて宜からうと思ひます、併し其の内容に非常な氣の毒であるから不可抗力に依る損害は白井さんから新聞に御發表になりましたやうに、非常に氣の毒であるから之に對して幾等かしてやらう、といふことに止ることで、金額を幾等やらなければならぬといふやうなことはない、夫れで私に調査せよと云はれましても斯ういふ土木の難しいことは調査する智識がありませんから之に就て御調査なさる時はお断り致しますが私は私の考へます所を民團の技師として居られた阿部さんと川端さんの調書を以て權威ある調書と認めまして之に依つて見ますと鐵材の供給の遅れた爲に一萬一千某の數字が損失額として出されてあります、斯ういふ同額になつて居るのを見ても調査の遺憾なきを證明するものであると思ひます、夫れで此の大洪水の爲に鐵材が延着したといふことも不可抗力であります、之は民團が此の材料を供給したといふことが一つの失敗でありまして、之をやりにならなかつたら、假令獨逸に洪水が有りまして何處に洪水が有りましても民團で負擔せしむるべきものであります、もう一つ附加へて申しますと、獨逸に洪水が有りましては鐵材が積めないといふことは約二ヶ月以上前に此方に解るものであります、夫れで積めないことが解つた場合には日本からでも或は天津でも其の鐵を供給することが出来たらうと思ひます、若しも夫れが出来ましたならば一萬何千といふ損害の負擔をせしめても少し少額の損害で済んだらうと思ひます、是れは済みましたことですから已む

(126)

を得ません將來若しも何か大きな契約事項がありました場合に斯ういふ御注意を願ひます、夫れで前行政委員會長の川村氏からの手紙或は川崎氏、堀氏等の方から色々之に就て良き解決をつけて呉れといふお手紙が有りますけれども、私は餘り之を重要視しません、何故かならば請負師を悪く云ふのではありませんが、請負師の性質として少しでも取れるならば色々手段に依つて、懇請し、賤賂して成るべく多く出来だけの努力を以て、色々方面に奔走するものでありますから、之は餘り權威のあるものと認めません、滿鐵から色々調書が送つて居りまして、滿鐵ではあゝいふ工事は何れだけ出す、之には斯うして出すといふことになつて居りますけれども、此處は滿鐵ではありません、あの大きな滿鐵に比較しまして、小さな此の民團で同じやうにする譯に行きません、殊に埠頭は滿鐵の事業と違ひまして埠頭は早く出来なければ、何日間早く出来たらと云つて民團は有難くないので、寧ろ長く掛つてやつて貰つた方が宜い位です、夫れに就ては何等賞與を與へる必要はない、只之は名目をつけたのであるから餘り深い意味には申しませんが、別段早く出来たらと云つて賞與をやる必要はないと思ひます、賞與といふことを私がいけないといふのは私が賞與を致しても誰方さんが賞與をなさいますともよく出来たらと云つて請負師に賞與を出した人は恐らくないと思ひます、賞與をする人がよくやつて呉れば之だけやるといふことは商賣として減多にない、賞與を出さないと云ふことになれば如何にも先程お話をいたしましたやうに、若しも民團の仕事に請負つて日程より早く出来れば賞與として出さなければならぬといふ慣例が出来て来るのであります、茲に私として述べたのは民團が鐵材を廻らした爲に之だけの損害の出来たことは甚だ民團として不幸な損害でありますけれども已むを得ないと思ひます、民團が斯ういふものを供給したといふことが誤であつて之は過失であるから仕

(127)

方がない、之だけは先方に損害としてお拂ひになつたら宜からうと思ひます、他の賞與といふものは全然私は反對であります。
○清水幸三郎君 先刻森川君は私に私の學歴なり経験に就ての質問がありました、神谷は何ういふ學校を出て、何ういふ格式のある人ですか、赤山君は數年租界局に居り相當の財産を持ち、三十何年も土木事業に従事して居る、夫れを入札者に入れなかつた其の理由を承り度い。
○行政委員會長(白井忠三君)
清水さんの御註文であります、大變熱心に聞いて下さつて居られるのですから一旦聞いたことは二度三度と聞かれないやうに願ひます、赤山君を例に出す譯ではありませんが、天津に在住して居る請負人の誰かが行政委員會から滿鐵に推薦されたことは事實であります、夫れを拒んで来たのは滿鐵でありますから夫れはお答の限りであります、神谷の経験に就ても知りませんが、學歴は私の知つて居る所では工手學校出身です、併し滿鐵に於て土木の方では一流中の一流として推薦されて来たことは確で、一々推薦の理由が堀さんから民團に来て居ります、其の中に當社に於て最も情報する土木請負人として使つて居るといふことが書いてあります、詳しいどんな仕事の経験があるかお答出来ません。
○兒島篤齋君 白井會長に申上げます、白井會長が本件に就て新聞紙上を以て私共に説明或は諒解をさせるやうな意味で書いて居られますが、同感でありまして、實際損をして居るといふことが解つて居るのに證書を讀んで斯うであるから斯うであるといふ其の内容に同情を寄せないといふやうなものでは決してないのであります、けれども我民團は此の埠頭を拵へるに就きましては銀行から高い利率の金を借りて居つて、此の支拂ひの方法に就ては延期して貰はなければならぬ

(128)

只今御相談中といふことを承つて居ります、夫れで神谷組の損害に就きましては成程あの新聞には一圓やらうと二圓やらうと何方でも宜いが、二圓やうの方が人情の上から至當でないかといふこととでありましたけれども、斯ういふやうな民團でありますから、とても自分の頭を好くするやうなボチをやるのが出来ませんから甚だ願ひが悪いが、居留民全部が神谷組に對する氣持に變ることはないと思ひます、又局に當られて色々な事なされたお方もありますが、全く額を潰すやうで遺憾に存じますけれども斯ういふやうな貧乏世帯では二圓出す所を一圓に、一圓出す所を半圓に減らすに於ては御考慮願ひ度いものです。
○議長(吉田房次郎君)
お語り致します、實は先刻から佐藤さんから委員附託の動議が出て居りました、成るべく皆様に此の問題が徹底するやうにと思ひまして、暫く裁決を待つて居つたのであります、此の問題は随分天津で騒がれて居ります、充分御研究下さる爲に委員附託は良いことだと思つて居りますが、成るべくさういふやうになすつたら如何かと思ひます。
○森川照太郎君 議長がさういふ御注意をなさることは不穩當であると思ひます、議長自らが自分の意見を以てあゝせ、斯うせと善々を左右するやうな意見を述べなさることは議長としてお控へになる方が宜いと思ひます。
○議長(吉田房次郎君)
私は其の位の注意を出しても宜いと思ひます。
○森川照太郎君 私は至當でないと思ひます、裁決を左右するやうな言はお控へなさるが宜いと思ひ

○議長(吉田房次郎君)
公平に致します。

○森川照太郎君 公平でないと思ひます、夫れから私が申上げたいことは、先刻私は審査委員に附託しやうといふ佐藤君の動議に賛成したの時間をセーブしやうと思つたのですが、斯く迄論議し盡した上に今更委員附託にする迄もなと思ひますから此のまゝ進行して此處で裁決なさる方が宜いと思ひます、さうなつたら一つお願ひがありますが、私は幸ひ新聞記者の爲に行政委員会を始終傍聴して居りましたが、此の問題に關して討議を聞かして居る當時原案に反対者と賛成者が意見を述べたに於て居たのを聴いて居りました、其の時に私は賛成の各委員の又夫々違つた理由に於て此の原案に賛成された意見を一々御尤も伺つて居りました、其の中にお名前を申上げない譯に行きませんから申上げますが、上野氏がお述べになつた議論を非常に傾聴したものであります、夫れは政策的に此の問題を取扱つた御議論でありましたが、之を私が取次ぐよりは當の上野委員に其の時述べられたことを議員諸君の参考にして頂き度いと思ひます、若し御同意ならば其の時仰つた満鐵に對する民團の關係から見た賛成論を此の席で伺ひ度いと思ひます。

○行政委員副會長(上野 壽君)
只今森川君からお話がありました、私の申述べましたにも色々理由があります、是れは會長から先日十分協議の時お話をいたしました、又先刻私が留守致しましたから存じませんが、もう皆お述べになつて居るやうに思ひます、新聞にも既に出て居りまして、御承知と思ひますから重複を避けて此の點に就ては申上げません、今森川君から政策的といふお話がありました

(130)

他でもありません、詰り満鐵に對して私は多少民團として考慮しなければならぬといふことを考へて居りました、是れは御承知の通り大正六年に天津に非常な水害があつて我が居留民は一箇月餘を水の中に生活したことがあり、其の時困り切つた揚句に満鐵に御相談して滿鐵からポンプを借りました、さうして此の水を汲出したのであります、御承知の方もありますが、思ひます之なども非常な満鐵の厚意でありました、又先日滿鐵の技師が當地に參りまして、白河の視察をされましたが、お目に掛りました時に上水道の話が出まして、公園に撤水をする必要上公園内に井戸を掘りまして、又英租界には御承知の通り井戸水から上水道を得て居りますが、此の公園に就ても話をして、將來民團に於ても是非自分でやつて見たい希望を持つて居るが何ういふものであらうかといふ話を聞いて聞きました所が、非常に好いことだ、満鐵に於ても上水道用ではないが、灌溉用として井戸を掘つて居る、其の爲に西洋から色々機械を取寄せてある、天津で使ふにも丁度宜いと思ふから若し必要であるならば何時でも貸して上げませうといふことを申されました、之は一例ですが天津の民團として満鐵に好意を持つて貰ふといふことは何かにつけて民團の利益である、然るに此の掘技師からのお手紙が参りまして、堀さんが即ち満鐵ではありませぬけれども、満鐵の重要位置を占めて居られる堀さんからの手紙もありまして、此の掘技師谷組に對して相當なことをして置くといふことは矢張り満鐵に對する好意を貰ふといふことに就ても一考しなければならぬことであらうといふことを私はお話ししたのであります、多分其のことであらうと思ひますから一寸此處でお話して置きます。

○森川照太郎君 其の點でありました、私は満鐵に民團が土木建築のことで知識を借りて居れば、援助を受けたことは夫れ許りでない、未だ澤山色々な相談をしかけたことが度々あつて、随分世話

(129)

になつて居ると思ひます、さうして將來も兒島君の仰る通り小さな民團ですら何かの時に自分の力では決定し兼ねることや、實行し兼ねる場合にも、近所にある有力な機關がある爲に其の援助を求めるといふ機会も多いと豫想するに難くないと思ひます、従つて私は上野君の御意見のやうに政策的に満鐵若しくは掘技師の顔を立てるといふやうにすることは甚だ政策的に考へて賢明な所置であると思ひます、上野さんは今日お話をなされたが、其の時仰つたお話の中に監督技師に對する報酬といふものは一割位やらなければならぬから二十七、八萬弗の工事に對して、若し相當に出すなら二萬七八千弗はやらなければならぬ、所が掘技師は之をお受けにならないでさうして極めて居るだけの御禮の意味を以ては余高のものをお受けになる事になつた、此の清廉なる掘技師の鑑定したものを認められた議論は恐らく正當なものだらうと判断しても宜いと思ふから監督技師に報酬をしたと思へば此の位のものを出しても惜しくないぢやないか、斯ういふ二様の意味に於て將來色々配慮を乞ふべき人の顔を立て、其の人の云つて来たことを潰してしまはない方が民團の爲に宜い、といふお話を聞いて、私は理窟づかい人間ですが、理論を超越した政策的の考にも誠に考慮を拂ふべき必要があるといふことを認めたものであります。

○行政委員會長(白井忠三君)
私は委員附託の可否は別と致しまして、若し委員附託にすると致しましても矢張り御議論は出来るだけ盡して、さうして假に委員附託にすれば三つも委員附託の問題がある譯でございますから今日の時間を利用して議論を聞かして頂く方が宜いと思ひます、委員会を直に開く譯に行きませんから。

(132)

で、二十八、九日と延ばされることも苦痛でありますから、成るべく之から委員会をお開きになつてさうして會期を延期なさらないやうにお願ひ致します、其の意味に於て委員附託を先刻から申上げて置いた譯です。

○佐々木敏丸君 私は兒島さんの御意見の中で、民團で少くやるといふことが民團に對して忠實なやうに聞かすけれども、前に會長の云はれたやうに、若し夫れ位やつて置いて向ふで受けないういふ意味に於て出さぬと金を餘計出さなければならぬといふことになりはしないか、さういふ意味に於て出さぬのも民團に對して忠實でないやうに思ひます。

○田中鏡太郎君 此の問題に就ては皆さんから色々御意見を伺ひましたが、色々研究しますれば議論も多しと思ひますが、幾等議論をしても結局拂はない譯に行かないと思ひます、上野行政委員のお話のやうに從來民團と満鐵間に非常な關係もあるやうでありまして、大正六年の水害當時も満鐵の援助を受けて居ります、夫れで之に對する色々問題も一面に於ては満鐵に對して考へて見なければなりません、私は原案のまゝ通過致しましても、尙民團の爲に出来るだけ損害を少くするやうな方法を講じて頂き度いと思ひます、若し夫れが出来なければ三萬弗にして頂き度いと思ひます、原案賛成であります。

○佐藤政作君 委員附託にしたいといふ意氣が議員の中にあるやうでありますからもう一遍委員附託の提案を致します。

○議長(吉田房次郎君)
只今佐藤さんから委員附託の動議が出て居ります、賛成の方は手を舉げて下さい。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 動議は成立致しました。具体案を出して下さい。

○佐藤政作君 前の選挙委員にお委せて宜いと思ひます。

○森川照太郎君 動議の成立には五名の賛成が必要ですが此の動議を裁決するや否やは更に議場にお諮りにならなければなりません。

○議長(吉田房次郎君)

只今森川君から御議論がございましたから私は公平に扱ひ度いと思ひます。只今佐藤さんから此の種各組の案を先割が選ばれました十五名の審査委員に託して審議致し度い、所謂審議を委員に附託致し度いといふ佐藤さんの動議が出ました。之に對して御賛成の方は御起立願ひます。

(起立者十九名)

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは御報告申上げます。只今御出席の議員が三十六名でございます。只今委員附託賛成者が十九名でございます。

(此の時十八名なりと呼ぶ者あり)

○議長(吉田房次郎君)

もう一週御起立願ひます。

(起立者二十一名)

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは委員附託説は成立致しました。如何でございますか。審査會を之から續けることは困難だらうと思ひます。

○好富道明君 審査委員會を開くことを願ひ致します。

○行政委員長(白井忠三君)

行政委員の多数は之から審査會を開くことに御断り申上げ度いと思ひます。強て出て来いと仰有れば考慮を俟たなければならぬと思ひますが、到底堪え切れせんから退場する方も相當あると思ひます。

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは十分休憩致しまして皆様と御相談致しますから。

午後四時四十分休憩

午後五時五分再開

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは開會致します。委員會は明日の午後二時に開きますから御集り願ひ度いと思ひます。成るべく二十六、七日の兩日で委員會を終り度いと思ひます。さうすれば二十八日に一日延期を願ひまして民會を五時から開いて、其の日一日で済まし度い積りで居ります。甚だ委員諸君には御苦勞でありますけれども明日二時からお越し願ひ度いと思ひます。色々今日やり度いといふ御議論もございまして、考へたのでありますけれども行政委員の方も非常にお疲れになつて居りますから明日に致します。夫れでは之で散會致します。

午後五時七分閉會

昭和三年第二十二次居留民會通常會議事速記録
第四日
昭和三年三月二十八日於公會堂

議事日程

- 第一、電氣供給規程中改正の件
- 第二、昭和三年度居留民團歳入出總豫算案
- 第三、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案
- 第四、埠頭築造請負入ニ對シ損害補給並ニ賞與金支出ノ件
- 第五、民團會計検査委員補選案

出席議員

議長 吉田房次郎 三十八名

白井忠三	上野 壽	有留重利	永井忠一
天野仙次郎	池田毅負	古田治四郎	砂田 實
金山喜八郎	利根川 久	清水幸三郎	山上 逸
平井久一	兒島鷲磨	池田善吉	勝田重直
森川照太郎	大崎 犬生	眞藤 樂生	牧 尙

(136)

(135)

相原俊夫	好富道明	田村留藏	田中鑄太郎
山川 眞	野崎誠近	富成一二	佐々木敏丸
千葉初藏	岡本久雄	永安平吉	佐藤政作
川島龍夏	榎垣恭興	石川 通	藤田語郎
田村俊次	出席行政委員	九 名	

會長 白井忠三
上野 壽 田村俊次 牧 尙一 利根川 久
砂田 實 藤田語郎 永井忠一 相原俊夫

午後六時開會

○議長(吉田房次郎君)

只今度の出席議員数は二十名でございます。法定數に達して居りますから之から開會致します。今日の議事日程はお手前にとつて居る筈であります。議事日程第一から決して行きます。第一の「電氣供給規程中改正の件」是れは先日議場で第一議會のまゝ委員附託になつて居ります。是から審査委員長の説明がございまして如何ぞ御懸念願ひます。

日程第一、電氣供給規程中改正の件

○審査委員長(有留重利君)(答覆)

電氣供給規程中改正の件に關しまして善々十五名の審査委員が審議致しました結果を御報告致します。本案の提出されました理由は先日本會議に於きまして御承知の通り、電氣の如きものは成

(137)

るべく安い料金を以て供給すべきものであるといふ考から且従來の率では何うも合理的に出来て居ない、之を合理的にしたいといふ御精神もあり、又供給者として、需要家の出た都度其の率を相談することが面倒だといふやうな意見も提出されたのでありますが、私共審査委員と致しましては、此の民間の財政が非常に苦しいから三萬弗の減収を来すべき値下は其の時期でないといふ議論がございまして、且政策上から申しましても此の電氣事業が財団法人共益會の方に移されて以後一時に値下することが最も當を得て居るといふやうな意見が多数でありまして、其の爲に此の改正の件は千キロ以下の少量の需要に對する率を其のまゝに致しまして、現在の規程通り五十キロワット迄は二十四仙、百五十キロ迄は二十二仙、千キロ迄は二十仙といふ現在の率に依ることと致しまして、千キロ以上の大量の需要に對しては提出された原案を可決したやうな次第でありまして、其の可決致したる時に共益會の方に移轉したる時分に之を一深めとして現在値下をしなければ少量の需要者の方の率を同時に値下するやうな希望の案を決議致しまして、夫れを共益會の方に申告することに決定致しました、其の簡章でございますが、審査議決しました結果は今申上げたやうな次第でございます、何れも此の案の通過するやうにお願致し度いと思ひます、之を以て電氣供給規程改正の件に關する苦々十五名の審査の結果の報告と致します。

(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)
此の案に就きまして御質問なり御意見なりございませうれば。

○平井久一君 本問題は審査委員會でも色々御研究の上のごでございますから、讀會省略修正案を可決されんことをお願致します。

(138)

○行政委員長(白井忠三君)
私は一應原案維持の意見を申上げ度いと思ひます、只今委員長からの御報告がありました通り修正された理由は三つあります、殊に民間としてやるべき仕事も澤山ある際に値下の必要を認めないではないか、といふこと、値下の時期でないといふこと、今一つは値下が二度に分れては需要家の値下に依つて浴する恩典の感じが減に薄い、此の三つの理由から此の修正案が審査委員會に於て通過した理由であります、値下をしないといふことに就ては誰方も御異議ないの値下は宜い、宜いが他に緊要の仕事があるから値下しないに置いたら宜いではないかといふ二つの議論もありましたが、其の結果は次の豫算案に入らなければなりませんけれども結論に於ては今やらなければならぬ仕事といふものは遂に豫算案の方では決定しなかつたのであります、即ち三萬弗を斯ういふ仕事に振向け度いといふ豫算案は御議論もありませんが、結論に於てはやらうといふ仕事も本年は繰延べた方が宜からうといふ御意見から、減収をしない、現状のまゝにして置くといふことから得る豫算の増額は一時豫備費に入れて置くといふ結論になつたのであります、第二の時期の點であります、行政委員會の意圖として申上げることはいささか早くも知れませんが、本年度に於て一部の値下を行ひ、更に來年度に於て一部の値下を行ふさうして少量の需要者の負擔を軽減し度い、此の方針であつたのであります、時期の問題は五十歩百歩でありますから來年一度にやる方が需要家の感じの上から宜いといふ御議論は正に其の通りでありますけれども云はば五十歩百歩の議論で矢張り本年一時上げて、來年全部を上げるといふことが大體穩やかな取扱方であると考へて居りますので、此の點は五十歩百歩でありますから皆さんの裁量に委ねる他ないのであります、第三に申上げ度いのは民間の財政で一度に値下すれば五六

(139)

萬といふ額に達する故に、明年度に於て假に御大典事業といふものが多額の金を要する、或は其他の緊急支出が必要であるといふ風なことが出来ると三萬程度の減収は忍ぶことが出来ても五六萬程度では出来ないと云ふやうなことから折角値下をしたいといふ精神も明年度の財政状態に依つては或は動くことが出来ないかも知れないといふことを考へる爲に一時に斷行することは下しないに宜いといふ結論になつたのであります、併し最も理由ある議論は僅か許り値下して需要家を減すといふことよりもつと意義のある民間事業施設があれば夫れをやるべきでないかといふ議論が一番理由のある議論であつたのであります、けれども色々研究の結果、本年度に於て其の減収に依つて得る金額を振向けやらなければならぬ仕事が発見されなかつたとしたならば、果して減収を本年やらぬ方が宜いといふ御議論は根據のないものと考へます、強て民會議場の紛糾を計るのではありませんが、今少しく此の點に於て諸君の御考慮を煩はし度いと思ひます、日本人全体の需要家が約千何百軒であります、此の改正案に依つて恩典に浴するものが千何百軒殆ど九分何厘といふものは假令二十仙づつでも五十仙づつでも此の改正案に依つて恩典に浴するものであります、特に緊急な事業の爲に必要であるといふ所から現狀に復活されることは私も諸君と感と同じう致しますけれども、殊に、特に必要な仕事といふことをより矢張り一步でも早く場合に於ては何萬弗といふ多くの金額を豫備費に存して置くといふことより矢張り一步でも早く此の多數の需要家に幾等かづゝでも恩典を與へるといふ原案の方が適切でないかと思ひます、既に數回申上げたことですから原案維持の理由は此の位にして置きます、夫れに依つて御考慮願ひ度いと思ひます。

(140)

○議長(吉田房次郎君)
御質問なり御意見なり他にございせんか、何うでせう第二讀會で審議致し度いと思ひますが。

○議長(吉田房次郎君)
〔異議なし〕と呼ぶものあり

○平井久一君 さう致しましたら審査委員會で既に御決定になつたのですから修正案を讀會省略御採決願ひます。

○議長(吉田房次郎君)
〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)
只今平井君から勸諭が出ましたが、賛成者はございせんか。

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは平井議員から審査委員の修正案を採決せよといふことでございますから採決致します、審査委員の修正案に就て御同意の方は御起立願ひます。(起立者十八名)

○議長(吉田房次郎君)
さうすると多数でございますから、夫れから平井さんから讀會省略可決確定するやうにといふ勸諭が出て居ります、如何でございますか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)
御異議なければさう極めます、夫れでは日程第二です、昭和三年度居留民團歳入出總豫算案、日

程第三、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案、先日の議場で第一讀會のまゝに委員附託になり
ました。之から第一讀會を引續き開きます。有留さん、御報告願ひます。

日程第二、昭和三年度居留民団歳入出豫算案
日程第三、昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案

○審査委員長(有留重利君)(急壇)

夫れでは之から昭和三年度居留民団歳入出豫算案に就きまして、吾々が審議致しました結果を
御報告致します。其の前に一寸報告せねばならないことがありますが、只今日會長から吾々が「電
氣供給規程中改正の件」を討議したことに対して、私の報告が簡單な爲に只今御開きの通りの意
見をお述べになつたか知れませんが、吾々は電氣供給規程中改正の件の修正から後、二萬六千三
百那の増収を以て民間には未だ幾等でもなすべき事業があるといふことを主張したのであります。
併し乍ら行政委員會長の熱心な主張が吾々の主張とは意見を異に致しまして、吾々は然らば一先
づ此の一年の間は行政委員會長の方に研究を願つて置いて、さうして此の資金を豫備のりに繰入
れて置いて、繰入金は臨時民會でも開いて其の用途を決しても遅くないといふ吾々の意見で行政
委員の主張に已むなくさういふ風な所置を取つたのであります。吾々が決して何の成案も持
たないで之等の主張をなした譯ではありません。一言茲に足りない所を補足して置きます(拍手)先
づ歳出の方から御報告し度いと思ひます。經常部第一、事務費、俸給及手当、此の項に於
きまして私共審査委員の間に向ひていふ意見が交換されたか、或意見では甚だ事務費が膨脹し
て停止する所を知らない有様で、何とかして人員を削減し、効果を擧げる方法はないか、其の方
法として有能の士を用ひてさうして能率を擧げる方法を考へて貰はなければならぬ、斯ういふ

(141)

(142)

議論も盛に起つたのでございますが、提案者の方では中々此の土地柄としてさういふ方針でやつ
ては居るが、人を得ることも困難である、斯ういふお話をございまして、併し其の能率を擧げる
方法としては事務所を改造してさうして時間の節約をやるといふやうなことも考へて居るし、諸
君の希望に添ふやうな方針でやつて居るやうなお話でありまして此の俸給及手当に關する項を通
過したやうな次第であります。第二、第三、第四は別に大した議論もございせん、私共今日の
報告は餘り審査委員の報告を長たらくやることは嫌氣を催すことと思ひます。第五、第六、
第七、八は大した問題はありませんでした。第九項の公告料は千二百那の豫算を計上してございま
す。是れは昨年の通常會に於て御承知の通り兩審間に公告することによつて決定致したもので
六百那が二倍になつて千二百那を計上されて居るといふことでございます。之も吾々は異議なく
通過した譯であります。夫れから第十項の宿舎料、第十一項の保險料、第十二項の宿直料、第十三、
第十四項別に問題はありせん、第二、第三、第四の第四項宿舎料を七百五十那と計上してあります
が、吾々の意見としては何うしても不足である、臨時民會が何となく聞かれ、民會に於て辨當代が
不足する模様で、辨當代として計上したなら宜からうといふことでありまして、色々意見がありま
したが二百五十那を増額して一千那に決定致しました。夫れから増額の第一項を御參考に申上
げて置きますが、本年は御大典の爲に神社の方から之だけの増額を要求されましたが前年度
に比較すると四百五十那の増額になつて居ります。吾々之を承認した譯であります。夫れから
第四款の義勇隊費は色々射撃會費、訓練費といふものが計上されて居りますが、別段大した問題
はありません。夫れから第五款の警備費の第一項巡捕俸給及手当、此の項に於きまして、二十九

名の増員をなした平常及昨年度は十三那であつたのを今年から一那増額した、其の増額をしたも
のと年末費が計上されて居るのであります。夫れから第八項の消防員俸給及手当、此の項に於
て消防隊のことに就て大分議論があつたのであります。當局の方では昨年度の失火に非常な
不安を感じられて、其の改善の方法を當局者と御相談になつて失火の際だけ出て来るやうに囑託
を置くことになりまして、日本人で失火に馴れた四名の囑託を計上してあるといふこ
とであります。夫れから第六款の高等女學校費の第七項旅費の所で四百五十那増額になつて居り
ます。是れは山海關や北京に旅行する旅費の補助になつて居るさうでございますが、小學校で旅
行するのに又女學校に連れて行く必要はなからうといふ議論もございましたが、國語、地理、歴史上の参考として色々觀察點が違ふといふやうな譯でも通過致しまし
た。夫れから第七款の小學校費第一項で先生が二人増えることになつて居りますが、何故増やす
かといふことは、何うも斯ういふ土地柄で先生が長く落付いて居られるやうに投擲するやうな方
法はないかといふやうなお考から一年間東京の高等師範の専科に遊學させるといふことになりま
した。夫れが一人だけ増えるが、其の一人が此處に計上され、夫れから一學級増える爲にもう
一人先生が不足するので其の經費が計上されて居ります。夫れから第九款の圖書館費も別に問題
はございません。此處で御訂正願ひ度いのは十二頁の三行目第二項の宿舎料の所に書記二名とあ
りますが、其處に技手一名を入れて頂き度いのであります。土木費に遣入りまして、第三款の備
入給に於てローラーの入手が何うも宜しくなく時々破損して居つたさうであります。其の方に
支那人を一人増すことになりました。夫れから第九項の街燈費、之は旭街のアカシヤが枯れて其
の後にしだれ柳を植えるといふ話であります。別段大した問題はありせん、夫れから第

(143)

(144)

十四款に遣入りまして、第十四款は問題ありません、第十五款、十六款、十七款、十八款、十九
款、二十款も別に問題なく歳出の方を議了致しました。
臨時部に移りまして、第一、事務費、第一項警備費を五千九百五十那と訂正願ひます。是れ
は公會堂の入口が非常に不便であるから前の方から眞直二階に上るやうにし、換氣の装置をする
とか色々はなもので之れだけ計上してあります。夫れから第二款の義勇隊費第一項の被服費は昨
年帽子とゲートルを供給したさうであります。今年には厚手の外被とバンド二百人分を計上し
たさうでございます。第三款の女學校費、第四款の小學校費の警備費は新入生が殖えました爲に
教室が狭くなつたので増設の費用を計上したさうであります。第五款の幼稚園費の第一項警備費
は現在の幼稚園を二階建てに模様替をする經費を計上したさうであります。之も問題なく通過致し
ました。第六款土木費、之から一寸金が入りました。二時間半の間土木費に掛つて居つたのであり
ますが、道路修築のことに就て色々な註文があつたのであります。當局として非常に廣い範圍に
亘つて備考にあるやうな道路修築費を計上されたが、果して夫れだけの事業を此の年度内にお
済ませになることが出来るか何うかといふ議論もありましたが、當局の方では充分夫れだけの確
信を以て計上されたといふことでありまして、吾々は之を承認した次第であります。十九頁の第
五項に二千六百那を計上してあります。三井の前の渡船場の豫算ださうでございます。第六項
の警備費は運動場の塙壁を新設する費用で煉瓦を七尺五寸にして地均しする爲ださうであり
ます。之も問題なく決定致しました。水道の方に遣入りまして、色々水道の水漏れ等があつた爲に
租界局の方で何とかさういふ係を設けて直ぐ修繕して呉れるやうな意見が出まして、租界局の方
ではメートル迄の間を租界局の方でやつて夫れ以外の所は需要家の方でやることになつて居るさ

(146)

(145)

うであります、第七款の水道費では別段申上げることとございませぬ、第八款の公園費の第一項
 費の所で萬里の長城の附近に遊歩道を設ける案がございまして、此處で非常に長い間意見を交
 換したのでありますが、先づ當局に御研究を願ふことになりまして、さうして小島を入
 れるやうな場所を這つたらどうかといふ案も出ましたが、夫れは否決されました、第九款の衛生
 費、此の衛生費の器具費の所に病人を運ぶ爲の自動車を計上してあるさうでありまして、其の自
 動車は傳染病のある際に遊歩道の病人を運ぶ、若し夫れを使つて居ない時分には他の病院の方で
 其の自動車を借りるといふやうなことにしたいといふ當局の御意圖でございまして、之も問題な
 く通過致しました、夫れから第十款の保潔費、之も大した問題もございませぬで、第十一款
 第十二款、第十三款、第十四款、第十五款全部通過致しました、
 今度は歳入の経常部の方でございまして、之も別段問題もなく通過致しました、後で述べますが
 第十四款特別会計歳入金の額が二萬六千三百零七圓増して居る譯であります、是れは電氣の方の修
 正の爲に之れだけ増収になつて居ります、此處でも別段問題はありませぬ、
 臨時部に進入ります、合計が百七拾七萬一千五百七拾六圓増して居ります、夫れで先づ
 昭和三年度總豫算の歳入の額を修正致しました、
 夫れから昭和三年度特別会計歳入出豫算案に進入ります、之も歳出の方から説明致します、
 大した問題はありませんが、第三款の第二項遊歩道を増設する計を立てました、三頁のおしま
 ひの行、第六款歳入金は三十萬六千三百零七圓増して居ります、臨時部も大した問題はな
 く通過致しました、報告は甚だ簡潔でございまして、月曜日の午後三時から午後十二時迄、夫れか
 ら火曜日一時半迄掛つて此の豫算を議したのでございまして、別に申上げるやうな重大な問題
 もなく議了したのであります、之を以て報告と致します。(拍手起る)

○議長(吉田房次郎君)
 只今審査委員長から總豫算案及電氣の豫算案に就きまして御報告がございましたが、二讀會に進入
 れば質問も御意見も述べられますから二讀會に進入ります、
 ○山川 眞君 私は運動場に就て修正意見を述べたいと思ひます、体育會から去年の木場に運動場
 新設に對する請願をしたことがありますが、今日御話を聞くと大分狭いやうであります、体育會
 がグラウンド内に進入することになりまして、もう二十五間發電所の方に延ばして頂ければ陸球部
 ならぬといふ不便がありますし、尙御存知の通り殆ど天津居留民の使用して居る運動場は便
 所とかポイイ室、物置がないので非常に不便を感じて居ります、其處で御新設下される運動場
 をもう二十五間増して頂ければ總ての運動方面に非常に仕合せです、特に野球の如き或は運動會
 の如き或は蹴球の如き總ての點に於て此のまゝでは殆ど用を爲さないと迄云へませぬが、非常に
 不便を感じるのであります、二十六間を延ばして頂き度いと思ひます、二十六間延ばすと、合計
 で五十二間で此の建設費が七百八十圓、便所及ポイイ室、物置場が約二千二百圓之が千三百二十
 圓位掛ります、合計で二千百圓の豫算増加になります、是非必要なことと思ひますから議員各位
 も御賛成願ひ度いと思ひます。
 ○議長(吉田房次郎君)
 他に御意見ありませんか。
 ○佐々木敏丸君 十九頁の土木費第五項に渡船場の建築費が二千六百圓計上されて居りますが、一

(148)

(147)

昨年か、もつと前でしたか、埠頭築造委員會で三井の前に階段を造るといふ設計になつて居つた
 やうに記憶して居りますが、其後中途で變更されたのですか、會長は御存知だらうと思ひます。
 ○行政委員長(白井忠三君)
 はつきりした記憶は持ちませんが、私は埠頭特別委員會では今渡船場は拵へない、佛蘭西
 租界に持つて行つて宜いといふ意見で止めになつたやうに思ひました、其の結果違ふ事にな
 まつたのであります、佛蘭西租界では何うしても許さないので翻つて日本租界に渡船場を造るこ
 とになりまして、今の埠頭工事の前すのでありませぬけれども渡船場の方を前に突出して造ると
 いふことに提案した譯でございまして。
 ○池田孝吉君 特別会計の歳出経常部第四款發電所費に就て御質問致し度いのであります、先夜白
 井會長が一キロ當りの石炭の消費量最初二封度半であつたが、實際三封度七になつたといふ御話
 であつたと記憶して居りますが、さうすると約五割方の増加になります、其の理由として晝間は
 夜間の電力需要より少く減るからポイラーの火を落し、其の爲に夜間の需要の増す時改めて火
 を入れるから不経済になるといふこと、石炭の品質が悪いが爲にさうなるのでないかといふ疑
 問の許に目下大連で分拆試験中といふお話であります、所が晝間の電力の需要が少いことは最初
 から解つて居ること、二封度半といふのは少い時を考慮に入れてないやうに考へます、又品質が
 悪いといふことになりまして、夫れが爲に五割も豫想が狂ふといふのは何うも餘りに見込違の違
 り方と思ひます、佛蘭西及英國租界で目下使用して居る石炭の消費と當租界の石炭の消費の比較
 竝に他の發電所と何ういふ割合になつて居るかといふことを調査することは非常に重要なこと、
 考へます、尙又石炭の消費量が七千八百七十噸と計上して居りますが、是れは多分三封度七といふ
 非常に多くなつた使用量を土台として計算されたやうに考へますが、夫れに依ると約、キロのも
 のは四百七十萬キロに達する計算になります、夫れに對する販賣高總額が約三百三十萬キロで、
 其の約百三十萬キロからの無量なものが出来るといふ素人考であります、非常に餘分な石炭
 の消費量の見込を計上してあると考へます、此の五割高の消費量が見込より多くなつたといふ原
 因が果して何の邊にあるかといふことは大に研究の必要があると思ひます、或は晝間の設計が工
 事に照準があるか、ポイラー其のものに缺陷があるか、さういふやうなことを今少しく突進んで
 御研究あつて居るべく、又之に對する英吉利租界發電所との比較なり、さういふやうな調査材料
 が若し解つて居れば聞かして頂ければ非常に結構だらうと思ひます。
 ○行政委員長(白井忠三君)
 御尤もな御質問であります、賣上のキロワット数を石炭の總高に割當てられまして、其の間に起
 ります差は發電所に於ける補助機關を動かす電力の分が進入する爲でありまして、一寸今詳しい數
 字は申上げませんが、例へば煙突に吸込むやうに風を送るファンを動かしますとか、ポンプ
 を動かす電力が入りますので其の爲に起つて居る差額であります、夫れから先夜申しますやうに
 目下研究中で結論に達して居ませんが、ポイラーを消費する方が宜いのか、或は煤は火を小さく焚いて
 夜になつて火を大きくする、詰り一本のポイラーで夜間火加減をするのが宜いのか、二本で一
 本を消し一本を焚いて置くか、何方が宜いかといふことは、一昨年であつたと思ひます、發電所
 の計上する頃京都大學の金子博士が此方に出出になつた時意見を聞いたのであります、晝間
 の電力は此の位しか使はな、夜になると大きな量を使ふ發電所としてポイラー二本で一本を豫
 備にし、一本使ふことが宜いのか、小さいポイラーを二本にして一本を豫備にし、二本使つて晝

(149)

一本働き、夜二本にする方が宜いかといふ御意見を聞きましたが、金子博士は矢張り二本の方が宜いといふ御意見でありました、所が其後見解を申込んで居りました外、人の技師の意見はさうでなく、一本のボイラーを費は火加減し、夜一杯に働かせる方が得といふ説明であつたので、吾々は外国人の商賈人の考より博士の御意見が宜いと思つてやつたのですが、其の邊にも細かに云へば仰るやうな設計上の注意も要るかも知れませんが、先づ一本は費消すといふことにしても平均の石炭消費量を算出するには二封度半位で差支なく行くといふ計算であつたし、極く能率の宜い機械と考へれば何でも二封度以内で済むものであるさうですが、彼等二封度半位といふ計劃が現在三封度七になつて居りますので、其の邊の考慮なしにした爲の違算といふよりは矢張り何れも燃料が宜くないといふ點に原因があるらしく思はれますが、其の燃料の宜くないといふことも、今三菱の方から来て居ります報告に依りますと、元來粉炭といふものは一口に粉炭と云つても普通粉炭と稱へられるものは可、此の位のつぶでなければならぬ、吹けば飛ぶやうな灰のやうな微粉炭が無論全然ないとは云へませんが、開港は可成り多い、此の微粉炭を使ふといふことになりまして、ロストルの設計が今の設計ではない、改良の必要があるといふ苦情を三菱から云つて居ります、開港が詰り自分の所の一號粉炭は斯ういふカラーを持つて居る、斯ういふ成分を持つて居ると世間に公表して居る分拆表を基礎としてやつたのでありますが、今滿鐵で分拆して居る結果が其の公表して居るカラーがないといふことになると更に開港の方の事情も少し研究しなければならぬと思つて居るが、只今持つて来るのは御承知の通り非常に大きな山にして居つて新しいものかも知れませんが、自分の見た所では埃になつて居りまして可成り古く貯蔵してあつたものを受取つたやうな氣がします、そんな、詰り交通状態の悪い爲に、

(150)

交通状態の宜い時に供給を受けたやうな石炭でなく、もつと品質の悪いものを今は受けなければならぬ、といふやうな事情もあるのではないかと思ひますが、其の邊向研究致しまして、何うしても開港炭を使はなければならぬといふ後、ボイラーを微粉炭の分量の多いものとして設計をお願いしなければならぬ、現在のボイラーを多少改良しなければならぬかも知れませんが、今色々な方面から研究を進めて居ります、佛蘭西租界の電燈會社と違つて居ります状態は向ふは一キロワットに五封度乃至六封度要るさうです、三封度七といふ現在の成績に此へると思ひます、天津に於ける各發電所の所要石炭量に此へれば優秀な方に算へられるやうに聞いて居りますが、細かな數字は私からお答致しかねます、先刻申し上げました賣上高よりも別に要ります電力は補助機關の五十三萬七千五百キロと其の他に配電線の中のロスの方に五十二萬二千五百キロを豫算してあるのが、池田さんの仰るやうに約四百何十萬キロになつて居ります。

○行政委員(相原俊夫君)

私は機械の納入當事者と致しまして一寸一言申し上げ度いのであります、石炭の消費量が豫定よりも非常に多いといふことを承りまして私と致しましては、事情の如何に依つては甚だ堪へかねないと思ひまして今日迄色々長崎の製作工場の方に種々材料を提供して研究させて居ります、大体昨夜の査査委員会で話申上げたのであります、ストーカーの見積りには開港の一號炭、二號炭に適用するやうに、夫れから又開港炭が戦時等の關係上輸送が杜絶した場合には換價炭を焚くといふやうな企畫があつた場合に夫れにも適用するやうにといふことで三種類の石炭に合致するやうな設計の致し方をするやうに申し送りまして、夫れで開港には確か昨年七月頃と思ひますが、其の頃最も新しいと申します最近の分拆表を送り、夫れから換價炭に就きましては大連に既に依

(151)

致しまして、換價炭の新しい分拆表を送つて夫れ等を標準にしてストーカー計畫をしたのであります、大体聞いて見ますと、ストーカーの間隔が三封位が普通ださうであります、三封と申しますと恰度鉛筆の心の五割増位であります、併し初めての年でもありますので、餘り大きく設計すると萬一面白くないことになるといけませんから二封半といふやうな開港の設計に致しました、所が實際の結果何れも消費量が餘計掛るといふやうな話がありましたので、何うといふことであらうかと非常に私共責任を感じまして、夫れから發電所の現場にありまして粉炭を、實五百噸許り長崎に送りまして、尤も輸送途中に微粉になるやうなことがあるといけませんので詰められるだけ充分に詰めて送つたのであります、夫れを土台にして研究致しました結果報告して参りましたが、天津から送つて来たものを見ると非常に微粉が多い、先づ輸送途中に一割位動揺に依つて微粉を生じたと思つても、大体に見た所五割位が微粉であつて、一割は輸送途中に生じたと思つても四割程度の甚だ多い割合の微粉炭があつた、さういふ石炭を消費して居るやうに見ると斯ういふ灰のやうに細い石炭は特に微粉炭を燃焼する特別の装置を加へなければならぬといふ實物を送れば宜かつたのであります、大抵分拆表だけで間に合ふだらうといふ考から書類だけ送つて、實物を送らなかつたことは非常に遺憾に思ふのであります、斯くの如く積粉でありましたストーカーの入口に炭が落ちまして夫れが塞ぐものでございまして、斯くの如く積粉した所で始めて火がつくやうな具合でありますから、其の残り三分の二個轉する間に充分燃えきらずに火のついたまゝ下に捨てるものもあるだらうと思ひます、夫れから又後の口に至らない中間に落ちて落付くものもあり、一方夫れが又開港を通致しますドラッグの風が燃焼室に行き入り運入るが爲に折角温

(152)

まつた空気を風が持去るといふので石炭の消費量が多くなるのではないかと申して居るのであります、何分是れは送りました炭を材料とした斷定でありますから私共素人考で、何も發電所で一々筒にかけて詰つて粉を別に、測る目にとまつたものを焚くといふことはしないのであります、此の點に就て私共疑問を持つて居りますから更に研究を續けたいと思つて居ります、實は色々難しい名目を此方に云つて参りました、是れは發電所の方にお願ひして調べて頂いて居りますが、何分昨年の十月頃から使ひ出したのでありますから、試験をする爲にのみ十噸とか二十噸とかを限つて夫れをボイラーに入れて焚くといふ事に参りませんので多少の實際の數字とか或は事柄の結論に到達致しましては相當の時間を此方から提供すること、兎に角私共としては色々研究の設備も相當持つて居ること、さういふ材料を此方から提供すること、兎に角私共を怠りませんやうにして更に角近き將來に相當の成績を擧げるやうにする筈であります、一寸御報告申し上げます。

○池田善吉君 只今白井會長及相原行政委員から御説明がありました、専門的のことは一向解りませんが、先程のお話で佛蘭西は五、六封度も使つて居るといふことであります、事實さうだとすると先づ吾租界は良い方だと考へて、若し貴問の電力の需要が少い爲に不経済に石炭を使ひ夫れが相當な額に上るといふことになりまして、或程度電力料を下げた電力の需要を喚起し得るべく不経済な石炭の消費を少くするといふやうなことも考へる餘地があるやうに思ひます、尙相原行政委員が先程云はれたやうに此の點に就て大に御研究下さるといふお話であります、今後共一層御研究になつて優良の成績を擧げられんことを希望致します、兎に角最初豫定した二封度

半で行けば三分の一許りは軽減出来る譯で非常に重大なことも考へますから、此の點今後共一層御研究を切望して止まない次第であります。

○議長(吉田房次郎君)

他に御質問なり御意見はございませんか。

○森川照太郎君 會長は先刻佛蘭西租界の例を挙げられました。夫れは今年に限つてそんなに多いか、従来は開港場の粉炭といふものは微粉が少かつたか何うか、夫れから石炭の消費量から云つて電力と賣上との差が餘りに多くありませんか、夫れから補助機關に四分の一は消費してしまふといふ説明は素人には一寸解りかねる、此の三つの點を伺ひます。

○行政委員長(白井忠三君)

今申上げるやうに補助機關に五十三萬七千キロ要るのであります。配電線の中のロスが五十二萬二千五百キロ、合せて百十萬キロになつて居ります。開港場に五十一パーセントの粉があるといふのは最近のものにさう澤山あるのだから見當はずきませんが、公表して居る分析表のカロターと今發電所で使つて居る石炭のカロターとの差が其處に表はれて來れば開港場に對して相當の苦情なり何なり申込んで行ける譯でありますから、其の上で打つて見やうと思つて居りますが、其の前に發電所としては極めて不完全な方法ですけれども兎に角その分量だけは量つて見やうといふので灰だけを先づ量つて見た所が灰の含有量は確に分折表に示されたものより非常に多いのです。此の點から云ふと一寸公開の席で申すのも變ですが、私が先刻申すやうに開港場で公表して居るやうな分析表の石炭でなく、今彼處に積んで市中に賣り出して居る石炭は相當の年月が経つて

(153)

(154)

兩明きになり埃等が雜つて粉炭の劣つたものになつて居るのでないかと考へられますが、其の邊はつきり解りません。佛蘭西租界の方は發電所と從來の關係があまり不爲に遠慮なく「お前の方は幾等石炭が掛るか」といふ話も出来るのですが他の所も公式に問合せてらるるさなきも知れませんが、實は聞いて居りません。併し機械には夫々の特長があつて石炭を餘計喰つても無ういふ特長があるといふ譯で、同じボイラーを使つて居る所でも、限りは比例にならない譯なんです。此の間も報告して置きましたが、ボイラー、タービンの二つを組合せ、發電機の能率の上から考へて石炭が幾等要るといふことの計算は、先づ以てスチームが、キロワットに何程度要るといふこととから申立して居りますが、其のスチームが、キロワットに何程度要るといふことは任職書と極めて僅かな差しかないのであります。にも拘らずスチームを起す石炭が當初の計畫より非常に餘計要るといふ結果でありますから石炭の品質が計畫書に示されたやうなものではないといふことが常識的に判斷されます。さういふ石炭であるならばさういふ石炭を焚くやうな設計をすべきでないかといふ議論も、先刻相原君の云はれるやうに現品を見ずに設計をしたことでは原因因するかも知れませんが、私共では原因の判斷は出来ません、色々な方法で研究した上でなければ結論は申上げられないのであります。

○森川照太郎君

私は天津に來て二十年になります。水道を支那の水道會社から買つて賣つて居ることは依然として同じですが、來た時分から今日迄水道を買つた量と賣つた量の差が多過ぎることは殆ど研究々々で餘り明確に私共素人に解るやうな回答を今日迄送達し得ないやうです。水道を買つて吾々民間に持つて來る際にロスがあるといふので毎度の民會で問題になつても殆ど素人に満足させるやうな回答を聞かなかつたやうに思ひます。此の度の問題はそんなことはあります

まいが、毎日の問題であり、又毎年問題になつたことでもありませんから出来るだけ早く其の原因に就て明かにし、さうして研究の結果に依つて改善を請じて頂き度いと思ひます。私は池田君のやうな眞摯なる質問が出てさうして民會が斯ういふ點に就て研究されるやうな民會たらんことを非常に希望する所であり、序に自分が一寸氣が附いたのは斯ういふことの原因はそんな難しい技術上の問題でなくして或は意外な點にありはしないか、第一こんなことはありますまいけれどもも益まれるとか何と云ふやうなことはないかと思ひます。現場を見ないで斯ういふことを申上げるのは恐ろしいか、そんな原因が無いとも云へませんから此の方面にも至急研究願ひます

○行政委員長(白井忠三君)

御注意は十分心得てやつて居ります。實際は盜まれることもあるかも知れませんが、夫れは石炭が幾等要るといふ方には關係ないのであります。一遍々々量つて何噸使ふといふのです。夫れから水の問題は、用端技師は特に水道の造詣が深い方である爲に從來御承知の通り三割三分の水が漏れる。買つたものと賣つたものととの間に三割三分の差が出るといふことに就て研究され、今御話の通り随分難しい問題になつて居りましたが、本管から需要家の所に行く管を瓦管を用ひて居つた、夫れが五六年も七八年もすれば日本租界の地質はアルカリ性が非常に多いので腐つてしまふ、何時の間にか漏れて居るのを知らずに居るといふのが大分あるので一萬非位使つたのであります。何が、漏水が幾等減つたか一寸解りませんが、其後に於て用端技師が本管も漏れて居るといふことを見付けられたのであります。本管の漏れて居るのは接手に鉛を打込んで接續してある其の接手が悪い爲に其處から漏れて居るのが大分ある。是れは用端技師が天津の事情に通じられな爲に想像されて居なかつたかと思ひますから、此の機會に申しますと、日本租界の道路は御

(155)

(156)

承知の通り非常に下が軟らかで少し大量の馬車が通ると地盤のやうな響くのであります。此の震動が水道管の接續部を脆めて初は相當によく敷設したのも段々地盤が來て其處から漏るやうなこともあるのではないかと云ふことを先達で用端君から本管の接續部に悪い點があるといふことを聞かされて初めて實は思ひ付いたのであります。そんな風に色々各方面から研究して譯の解らない水が、何處かへ行つてしまふもの、行方を探して居る譯であります。一面には各需要家が甚だ不徳な一種の盜水を行ひ、ちよろ／＼水を出してメートルの動かないやうにして居るといふのも成り得るのではないかと思ひます。今一つはメートルの悪いことで、日本租界のメートルが非常に稱期が澤山ありまして其の修繕にも非常に苦しんで居りますが、之亦用端君の御提案に依つて今年度から昭和全部のメートルを一つ型のものに取換へてしまふといふ方針にして居ります。斯んな風に色々なことが實行され研究されて行つたらば漏れるものか何の位か、盜まれるものが何の位か、其他に地面の中に漏れて行くものも無くなるかといふ時期が来るのでなからうかと思つて居ります。

○議長(吉田房次郎君)

他に御意見ありませんか。

○議長(吉田房次郎君) 〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君)

夫れでは山川さんに一寸申上げますが、先刻土木會社のことに就て修正意見が出て居りますが、あれは御議論として御提出となりますか。

○山川 眞君 修正御議論として取つて下さい。

(157)

○議長(吉田房次郎君) 山川さんもう一度仰つて下さい。

○山川 眞君(登壇) 私が修正意見を述べましたことは警察官の運動場の敷地問題で体育會の民會に提出したものは庭球部及野球部さうして蹴球部の全部の運動場を得るやうな広い場所を占領したものであります。お聞き違ひか何うか今度の豫算には廿六間許り狭められて出て居るのであります。此の際若し新設して頂くならば發見所の製造土地があるのであります。是れを譲りて頂き度い、さうすれば全部設置され、運動場が全部出来、若し夫れが出来なければ庭球部だけ何處かに持つて行かなければならない不便があり、持つて行き場にも困るのであります。是非折角新設されるものならば殊に空地があるのであります。是れを譲りて頂き度い、同時に運動場は体育會の運動場であり、色々な方面にも利用されて居るのであります。便所とか物置場といふものは當然あります、又日本租界の如く支那人と羅居の形にある所では一軒事ある場合に是非日本人だけが纏めて集合する場所も必要であるやうに考へます。さういふ風な見地から是非此の修正案に御賛成願ひ度いと思ひます。先程研究致しました所が、二十六間と二十六間を延長することに於て、面積が五十二間になり、之が約七百八十坪掛ります。さうして物置、便所、ボイヤ室を二十坪と見ても千三百二十坪の費用が掛ります。合計で二千四百坪あります。豫算の多し、本年度に於て併も空地のある此の際に於て是非之を決定するやうにしたいと思ふのであります。何うぞ議員諸君の御賛成を得たいのであります。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

(158)

○議長(吉田房次郎君) 御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 只今の修正助議に對して御賛成の方は手を舉げて下さい。(舉手者二十三名)

○議長(吉田房次郎君) 多数と認めます。修正助議は成立致しました。

○平井久一君 本修正案に就きまして行政委員會の方で御異議はございませんか。

○行政委員會長(白井忠三君) 先刻審査委員長のお話の豫備費の中の金を研究して今年使つて宜いといふ點が少し昨晩聞いて居つた點違ひますが、研究して臨時民會に提案して使はして頂ければ至極結構であります。其他の修正は主義の上とか或は金額の上で困難な問題はありませんが、何れも別段異議はございません。

○平井久一君 既に昨日の審査委員會で審査されたことでありまして、行政委員會の方でも之に取つて反對はありませぬやうに見受けまから、改めて之を採決されんことを希望致します。

〔賛成〕と呼ぶ者あり

○議長(吉田房次郎君) 御賛成が多数でありますから平井君の助議は成立致しました。夫れでは昭和三年度歳入出總算案と昭和三年度特別會計電氣歳入出豫算案を一括致しまして審査委員の御報告になりました修正

(159)

案に御同意でありますば御起立願ひます。(起立者多数)

○議長(吉田房次郎君) 多数と認めます。平井議員の助議にありました通り三議會所略致しまして、可決確定と致します。恰度時間でありましてから休憩致しまして、食事に致し度いと思ひます。

午後七時三十分休憩

午後八時五十分再開

○議長(吉田房次郎君) 夫れでは開會致します。夫れでは議事日程第四です。「埠頭築造請負人に對し損害補給並賞與金支出の件」之は第一讀會のまゝ審査委員附託になりましたから只今審査委員長から審査の報告があります。

日程第四 埠頭築造請負人に對し損害補給並に賞與金支出の件

○豫算審査委員長(有留重利君)(登壇) 審議の結果を御報告致します。昨晩恰度十時から此の件に關しまして會議致しまして、一時通過審議致した譯でございますが、開會に先立ちまして、白井行政委員會長からの御知らせがありまして、榎谷の主人對其の支配人をして居た所の城君が昨日の朝當地に見えまして、會長に當局者として意見を述べ度いといふことを申し出たのであります。其の理由と致しましては榎谷の主人が奉天に於きまして、新聞を見ました所が其の記事の中に事實と非常に違つた點があるし、又自分で斯ういふ嘆願書を出して置きたら、今夫れが問題になつて居るのに知らぬ顔も出来ない、是れは先づ天津に行かなければならないといふので當地に來たさうであります。さうして色々な

(160)

誤解もあるやうに氣附いたと見えて、白井會長を通じて審査委員會の席で意見を述べただけの機會を與へて呉れといふことを申込んで來ました。之を審査委員會に附託し、之を所が色々議論が分れました。會ふ必要がないといふ議論も出ました。否や折角來たから會つてやつた方が宜いといふ議論もございました。結局其の問題は其のまゝと致しまして、此の問題の議論に移ることになりました。此の問題は兎も然らず問題と見られて居りました。是れが會議に於て懸案といふ形式に於て研究されたに拘らず或は法律上の見地から或は憲法上の見地から或は法律上並にさういふ實例を以て懸案として附託して無記名投票で自由な意見を表示することになりました。其の結果第一回の時は三萬餘票が同数でありました。附託決定投票に移ることになりました。其の結果第二回の時は同数になりました。附託決定投票に移ることになりました。結局本案問題は三讀會を交すといふことになり、決定致しました。さうして其の名義を何らいふ名義にしなさいかといふことも行政委員會に一任することになり、決定致しまして、此の決議を移ることになりました。只今申上げましたやうな結果でございます。何うか諸君も若くは審査委員の御決を御賛成下さいまして、本案が通過するやうに御賛成致します。之を以て報告を致します。(拍手)

○議長(吉田房次郎君) 議案に就きまして御質問なり御意見なりございませぬれば。

○山川 眞君 私は本案に對して特別委員諸君が長の時御報告されたことを尊重し尙も御報告が思ひか知れませんが、問題其のものが已むを得ず賛成せざるを得ないと思ふのであります。私は

之を研究する智識と又時間が必要でない、民権議員多数がさうでありはしないかといふ意味に於て
議院省略可決確定を希望致します。

○議長（吉田房次郎君）

只今山川議員から議院省略の動議がございました、御賛成の方は手を挙げて下さい。
（賛成者多数）

○議長（吉田房次郎君）

御賛成があるやうでありますから山川君の動議は成立致しました、此の榎谷の問題に就て可否を
決したいと思ひます、審査委員の報告通り御同意の方は御起立願ひます。（起立者多数）

○議長（吉田房次郎君）

多数と認めます夫れでは議院省略可決確定と致します。（拍手起る）

○理事（中島徳次郎君）登壇

私は民権の年中の書入時と申します此の多忙の際に病に冒されまして、すつと缺席を續けました
監督官憲、行政委員並民権議長、民権議員各位に色々な手数をかけましたことを深くお詫言
します、私は此の機会に於きまして、私の一身上に就て少くも理解を試みたいと思ひます、暫く御静
聴を願ひます、長らく休みまして、明日は出やうかと思つて、早くから身体を温めまして十分休
息を取つて、うとうとして居りました際に夜前審査委員の席上で藤田行政委員から、私宛に大
連から参つて居ります私情を公表せよといふ御要求があつたといふことでお使ひが見えまして、
私も何心なく夫れでは渡したら宜いぢやないかといふ調子で居りましたが、段々話を聞いて見ま

(162)

すと榎谷が突然来津致しましたことは、何か私が榎谷と策動して民権に不利な事でもして居
るのでないか、といふやうな具体的なきことを私は聞きませんが、兎に角一の疑惑の目を以て此の
私の私情を公表せよと御要求になつたやうに私は信じて居りました、私も相當に年を取りました
けれども未だ曾て公開の席上で此の男に疑惑があるといふやうな意味に於きまして、併も憲法で
保障せられ、天皇の名に依る裁判官の命令でなければ提出することの出来ないやうな重大な私情
を公表せよと云はれても、無論公表する可いとはいふ私の任意にありません、併もさういふ御請求
を私にされた御意志がどの點にあるか、疑惑でなければ何の必要があつて私の私情を御覽な
さらうと考へるか、私は席を譲つて此處へ参り審査委員の席上で私の意見を述べやうと存じま
したけれども、又風邪を引きましても面白くないといふ調子で夜前は我慢致しましたが、興奮致し
ました徹宵眠をなさなかつたのであります、私は私の身体に恰も養生を浴せ掛けられたやうな感
じを以て今日迄過しました、今朝に至り更に藤田行政委員から鈴木書記に對して中島理事宛の書
面を早く寄こして呉れといふ御書面が参つて居ります、理事宛の書面であれば行政委員の決議
に依つて何時でも出します、併し中島徳次に對しての私事に互る私情を何故に公表せよと迫られ
るのでありますやうか、行政委員は公共團體の公の機關で藤田行政委員は之に携はられる公人
であります、私は不肖ながら民権の理事といふ公の機關に携つて居る公人であり、此の公人と公
人の間に假初にも疑惑の目を以て見るやうな事情が之から後にもありましたら如何にして此
の理事の職務を全うすることが出来ませうか、私は不肖ながら御推察に依りまして、又官憲の御認
可に依つて理事の職につきまして、茲に二年二箇月、私と致しまして殆ど献身的の努力を以て之
に盡して居ります、私は部下に對しても各主任に全幅の信頼を置いて居ります、若し部下に過が

(163)

あるならば私自身の責任であると深く感じて仕事を致して居ります、斯様に共に相信じてこそ公
共の任事が完全になし得ると思ひます行政委員の一員であつて其のお使になる一の公の機關の公
人に對して假初にも疑惑の目を以て見られるといふことは甚だ私は心外千萬に思ふのであります
併し私は在留民諸君の多数の御信頼を得て居ると今以て私は信じて居ります、此の信頼がなけれ
ば私は即時此の職を擲つて何處かへと思ふことにはないものであります、昨晩と云ひ今朝と云ひ、
併も昨晩は公開の席に於て、何か私に致しんことのあるかの如く私の私情を御要求なさるといふ
御心事に至つては私は實に心外千萬に存じます、若し多数諸君が藤田委員と同じやうな疑惑の目
を以て私を見られるならば査問會を開かれて御糾弾なさつても私は赤裸々として御答するに決し
て吾でないであります、任期も未だ残つて居りますから此の間民権の仕事をするにつけても此
の曲折を聲明して置く必要があると存じまして會が終らんとする時に甚だ失禮ですが聲明をさせ
て頂きました。

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは議事日程第五です、會計検査委員の補選選舉を致します、投票は御承知の通り無記名で
致します。

○田代領事（此の間持票）

一寸立會人と致しまして平井久一君と佐藤政作君にお願ひ致します。

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは御報告申上げます、名刺の数が三十四、投票が三十四、合致致しますから之から開票致
します。

(164)

開票
○議長（吉田房次郎君）
開票の結果を御報告申上げます。

十六票	田中 鑄太郎君
六票	平井 久一君
三票	池田 善吉君
一票	清水 幸三郎君
一票	森川 照太郎君
一票	野崎 誠近君
一票	千葉 初藏君
二票	無効

○議長（吉田房次郎君）
何れも過半数に達しませんからもう一度やり直します。

○議長（吉田房次郎君）

選挙の結果を御報告致します、元來會計検査委員に對しての取極めがございませぬから實は先刻
の過半数に達しないので念の爲に選挙致しました。

田中 鑄太郎君
十九票

七票 平井久一君
 五票 池田毅負君
 一票 佐藤玖作君
 一票 千葉初藏君

○議長(吉田房次郎君)
 田中君が御當選になりました、(拍手)之で議事は終了しましたが議事の成績を只今書記が朗讀致します。

鈴木書記朗讀

○兒島警務君 私に極く簡単に行政委員諸君に之迄色々御盡力になりました御挨拶と希望を申し上げ度うございます、昨年は民團の大事業として永く懸案となつて居りました碼頭築造工事、又民團財源として非常に重きをなします電氣事業の完成又近くは財団法人の組織等に就きまして、行政委員各位は各自の御本業に御多忙であるに拘らず居留地の爲多大の犠牲を拂はれつゝよく此の複雑なる事務に従事下さいまして多数居留民の期待に添ひ、さうして茲に第二十二次通常民團の會議が滞りなく終りましたことは誠に御慶びの至りであり、茲に從來の御盡力に對しまして深く感謝の意を表します、で終りに臨みまして行政委員各位の御力に依らなければならぬ一事がございます、是れは皆御承知の如く此の旭海堤は松島街の交叉點に一度立ちまして、さうして佛蘭西租界の方を見た時の感じは誠に頻繁を極めて居ります、之を例へて申しますと雜音と申しませうか、又一方我租界の方を見ますと宛然と變つた、羅馬のやうな感じが致します、何ういふ譯で佛蘭西租界が斯くの如く繁榮して日本租界は斯くも振はれないのでありませう、といふ點に就き

(166)

まして、大に研究を要すること存じます、其處には色々な事情があり伏して居りませうが、私は我が行政の缺陷が之を來して居るものと決して思へませんが、研究の結果、何か我が事情が佛蘭西租界の夫れよりも劣つて居るやうなことがありはせぬかといふ疑問を持て居ります、若しも左様なことがあると致しますならば夫れを大に御研究下さいまして良き方法に御改正をお願い致し度いのであります、もう一つ又一方に之を視して見ますと、日本租界の發展しないといふ原因は或は東京建物會社の當地に於ける營業方針によつて、之が基因して居るものではないかといふことも考へられます、若し事が茲にあると致しましたならば我が行政上我民團は當該者に向つて其意のある所の瞭解を得まして共に此の繁榮策を計り度いものであると思ひます、さうしてお互に相扶けて行きますと何うか我が日本租界も佛蘭西租界に倣ふやうな發展がして行き度いのであります。

○加藤總領事 第二十二次通常民團も今日でいよいよ閉會をすることになりました、延長日一日を加へまして會期は六日になりましたが、其間議員諸君の非常に熱心なる御盡力の結果昭和三年度の總豫算を始と致しまして、重要な諸案件が極めて満足に審議の議事を致しましたことは諸君と共に誠に慶賀に堪へないことであり、閉會に當りまして一言希望を申上げれば、行政委員各位に於かれましては何うか今回の民團を通じて表はれました天津居留民の民意のある所に充分御着目になりまして、此の上とも天津の行政が極めて適切妥當に遂行されるやう一層の御盡力を給はらんことをお願い致しますのであります、又民團議員諸君に於かれましては何うぞ諸君の選良である行政委員各位に對して充分の御信任を與へられまして、且必要なる援助と協力を提供されることになれば、吾が天津の自治行政が今日以上に極めて圓滑にさうして極めて順調な發展を

(167)

遂げるやうに之亦今後一層の御盡力を給はらんことを希望して止まない次第でございます、議長を初めと致しまして行政委員各位、議員諸君御一同が連日連夜の熱心なる御盡力に對して閉會に當りまして深甚なる謝意を表し度いと思ひます。

○富成二君 私は甚だ僥倖であります民團議員を代表致しまして關係各位に謝意を表し度いと思ひます、(拍手)本民團に提案されました昭和三年度の豫算に相當膨大なもの、更に重要な議案を提案せられたに就いては白井會長始め各行政委員が晝夜寝食を忘れて租界の爲に盡力せられたことを厚く感謝致します、更に此の民團に於きまして熱心に本案の爲に盡力されたことも併せて御禮申上げます、監督官憲が常に民團の爲に好意を以て臨みまして並に此の民團に於きまして連日連夜お疲れの所を御監督として御臨下さいましたことも厚く御禮申上げます、民團議長が此の整理を整理されたことに就ても御禮申上げ度いと思ひます、勝田氏が向吉田氏を助けて議場の爲に御盡力されたことを併せて御禮申上げます、尙此の機會に於きまして川端技師の學識高遠なる、殊に非常な御經驗を持たれる同氏を民團に迎へられましたことに就きまして私共非常に喜ぶ次第であります、道路、水道、下水其他の事業が一新することも近き中であらうと私は多大の期待を持て居ります、何うか充分御手配を振られんことを希望致します、更に吏員各位學校關係各位にも厚く御禮申上げます、甚だ簡単にございませうが民團議員一同を代表致しまして厚く御禮申上げます。

○森川照太郎君 私は先刻監督官の閉會の辭を伺ひまして行政委員に對して民意をよく察して一語に仕事をせよといふ御注意と、民團議員に對しては行政委員を信任して和衷してやつて行けといふ御注意を謹んで承りました、私は居留民なり若しくは民團議員として監督官にお願ひが有ります夫れは此の度の民團に御臨席になりまして天津の民團といふもの、實情がよくお解りになつたらうと思ひます、私は此の民團に行はれて居る所の現象を概々しく見ますといふことは或は將來天津民團の爲に非常に悪い結果を來しはしないかといふことを常に懸念して心配に堪へないものでございませう、私は監督官が此の點に就てよく御注意下さつて相當の御考慮を講じられんことを切に希望致します。

○行政委員長(白井忠三君)
 本民團の閉會に臨みまして行政委員を代表して御挨拶申上げます、從來の民團中に行はれました議論とは相當異つた意味の討論を極めました本民團が本日無事に終了致しましたことは行政委員一同誠に本懐とする所であり、之に關し監督官、正副議長並民團議員諸君の御助力を厚く御禮申上げます、議決されました重要な新年度の豫算は只今富成君のお話にもありました如く主として土木事業に關し從來にない大きな豫算の遂行といふことであり、是れは學校の仕事とか病院の仕事とかいふ風に一部の建物の中に立脚して居つて行ふ仕事と違ひまして日夕居留民諸君と接觸して行はなければならぬ事業でありまして、從來とも此の土木事業に對しては民團吏員の不行届もあり、行政委員の不注意もあり、交通上の不便、遂行上の順序の宜しくないといふ風な御非難が極めて多かつたのであります、本年斯くの如き多大な豫算を遂行する上に於きましては定めし斯ういふ點が多いことと思はれます、併しながら先日も申上げるやうに年に二十萬那位の仕事をやるといふことは突飛もない豫算といふ譯ではありませぬので英佛租界に於て毎年何十萬といふ土木事業を誠に圓滑に行つて居るものと見て居るのであります、此

(168)

御注意を謹んで承りました、私は居留民なり若しくは民團議員として監督官にお願ひが有ります夫れは此の度の民團に御臨席になりまして天津の民團といふもの、實情がよくお解りになつたらうと思ひます、私は此の民團に行はれて居る所の現象を概々しく見ますといふことは或は將來天津民團の爲に非常に悪い結果を來しはしないかといふことを常に懸念して心配に堪へないものでございませう、私は監督官が此の點に就てよく御注意下さつて相當の御考慮を講じられんことを切に希望致します。

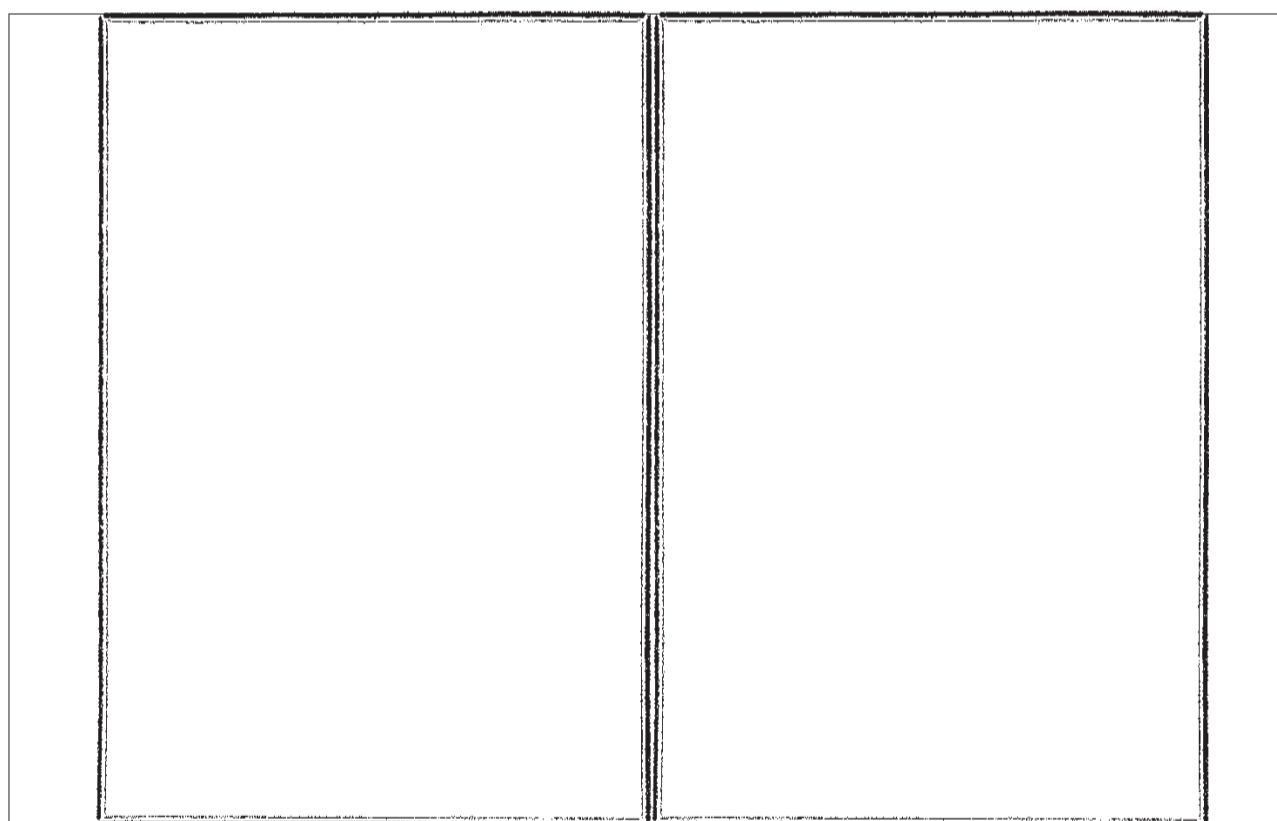
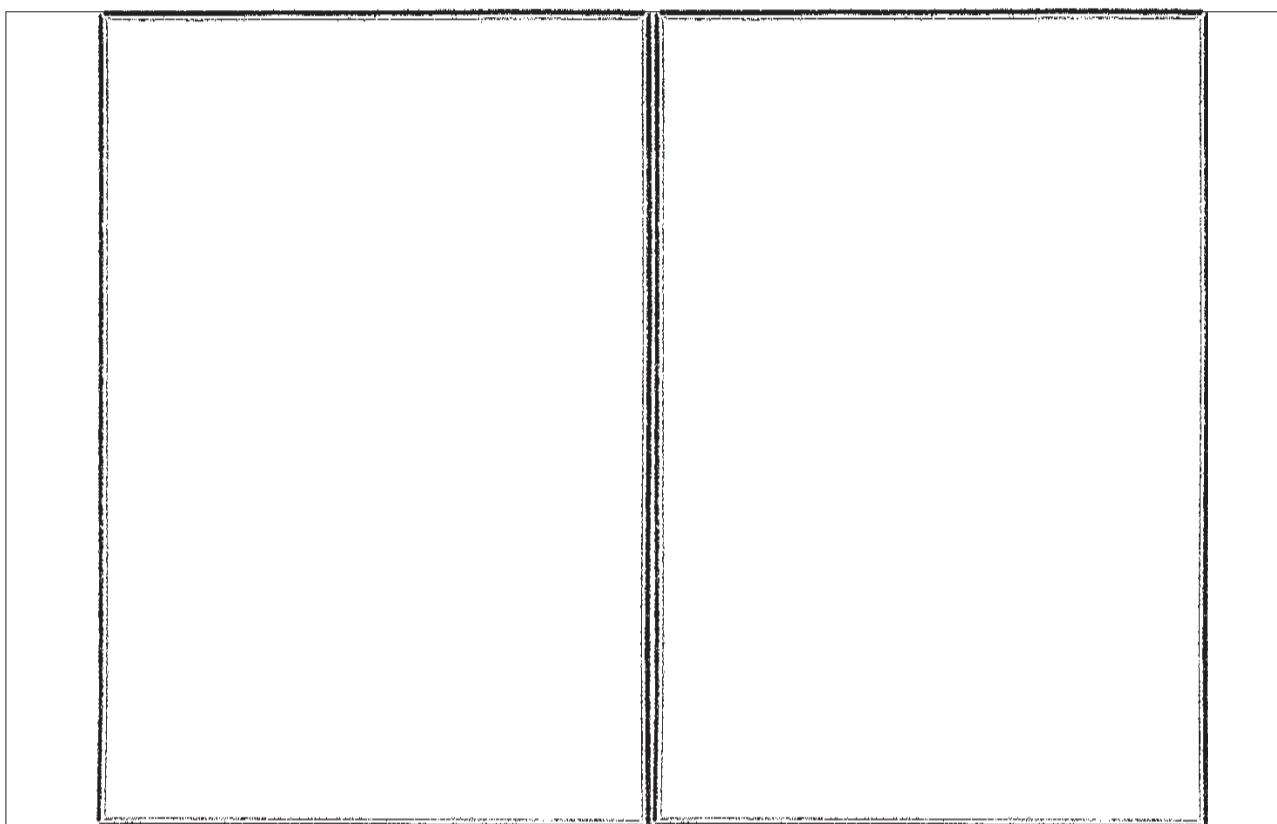
○行政委員長(白井忠三君)
 本民團の閉會に臨みまして行政委員を代表して御挨拶申上げます、從來の民團中に行はれました議論とは相當異つた意味の討論を極めました本民團が本日無事に終了致しましたことは行政委員一同誠に本懐とする所であり、之に關し監督官、正副議長並民團議員諸君の御助力を厚く御禮申上げます、議決されました重要な新年度の豫算は只今富成君のお話にもありました如く主として土木事業に關し從來にない大きな豫算の遂行といふことであり、是れは學校の仕事とか病院の仕事とかいふ風に一部の建物の中に立脚して居つて行ふ仕事と違ひまして日夕居留民諸君と接觸して行はなければならぬ事業でありまして、從來とも此の土木事業に對しては民團吏員の不行届もあり、行政委員の不注意もあり、交通上の不便、遂行上の順序の宜しくないといふ風な御非難が極めて多かつたのであります、本年斯くの如き多大な豫算を遂行する上に於きましては定めし斯ういふ點が多いことと思はれます、併しながら先日も申上げるやうに年に二十萬那位の仕事をやるといふことは突飛もない豫算といふ譯ではありませぬので英佛租界に於て毎年何十萬といふ土木事業を誠に圓滑に行つて居るものと見て居るのであります、此

の点諸君は何うぞ執行機關である行政委員会と同一の御考の許に吏員に對して行政委員の注意の届きません所は親切なるお考の許に御注意を頂きます。さうして初めて吾民團の土木事業に二十餘萬といふ金を使ひますが、良好な成績を挙げられますやうに何うぞ此の點に民會議場に於きますると何うやら私共と皆様とか敵、見方といふのではありませんが、何となく一寸でも斯うだと云はれると一寸云ひ返して見たくなる、諸君の方でも行政委員の缺點でも探して見たいといふ風な氣分が深く議場氣分の許に誘はれるのでありますが、實際仕事をして行きます上に何うぞさうでなく、行政委員が監督して行ふ事業は即ち諸君がおやりになる仕事でありますから、温みを以て御注意下さいまして、來年度に於ては更にもつと大きな仕事も行くといふやうな風に本年も好成績が上るやうに吾々は全力を注いで努力致します、諸君にも何うぞ豫め此の點に御援助を、甚だ閉會に際して虫のよいお願ひかも知れませんが、私は特に此の點をお願ひして置き度いと思ひます、一言所感を加へまして今日迄六日間の皆様の御努力に對して重ねて御禮申上げます。

○議長(吉田房次郎君)
夫れでは閉會に當りまして一言御挨拶申上げます、只今監督官初め民會議員代表當成君からも色々御挨拶を頂きます。却て恐縮致します、本日の民會の議事は先刻御話の如く膨大な豫算案、其他複雑なる榊谷組の問題等がございました、所が私は至つて議場の整理に不馴れでございまして且此の頃病氣にも罹つて居りましたので甚だ不徹底でございました。在りまして諸君が熱心に議事に従事下さるに拘らず遂に會期を延長しなければならぬといふことに至りましたことは私の責任でございまして恐縮致します、併し此の重大なる議案が兎に角大きな支障なく今日を以て議了され

たといふことは誠に諸君の御熱心並に御協力に依ること、謹んで感謝致します、且審査委員は二日に亘りまして長時間の間其の審査に、研究に御従事下つたことに對して特に御禮申上げます。次に行政委員諸君は實は此の頃の行政委員は全然先年吾々のやつて居りました行政委員と違ひまして非常に御多忙であります、殆ど毎週二回若しくは一回必ず御寄り下つて非常に行政上の事務が御忙がしいに拘らず又此の度御提出になりませう豫算編成に對しては殆ど一ヶ月以上連夜の御盡力でございました、此の機会に謹んで御禮申上げます、且中島理事其他榊界局員の御方が榊界行政の爲に御盡力下さつたことも共に謹んで御禮申上げます、最後に監督官に御禮申上げます、公務に御多忙の場合に拘らず連日民會議場に御出席下さいまして御監督、御指導を頂いて無事閉會することは誠に有難い仕合と謹んで御禮申上げます、甚だ不束でございませう一寸御挨拶申上げます、之で閉會致します。(拍手)

午後九時五十分閉會



(176)

【七】 昭和三年度居留民團歳入出總豫算

歳入	銀九萬六千四百七拾六圓貳拾拾仙也
歳出	銀七萬五千五百圓也
計	銀二萬零九百零六圓貳拾拾仙也

【八】 昭和三年度居留民團歳入出總豫算

歳入	銀六拾六萬六千六拾五圓八拾拾仙也
歳出	銀五拾五萬五千五百拾圓拾拾仙也
計	銀一萬一萬一千一百五拾五圓八拾拾仙也

(177)

【九】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

【一〇】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

(178)

【一一】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

【一二】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

(179)

【一三】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

【一四】 昭和三年度特別給付金支取入出豫算

歳入	銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也
歳出	計銀六拾五萬圓四千四百五拾六圓也

	<p>昭和三年度居留民會通常會要錄</p> <p>員五十二名(定員六十名)</p> <p>一、會期 昭和三年二月二十八日迄六日間</p> <p>二、會場 公會堂</p> <p>三、成績(省略)</p> <p>四、議長及會議係</p> <p>議長 吉田房次郎</p> <p>副議長 勝田重直</p> <p>書記 鈴木美喜太郎</p> <p>速記 村岡藻里</p> <p>(附錄終)</p>
--	---

--	--

